

I 地方創生と人口減少問題への対応

東京一極集中の是正に向けた人と企業の 地方への流れの促進について

- 地方への人の流れの促進に向け、企業及び政府機関の地方移転を促進するための対策を検討・実施すること。
- 地方への移住促進や女性活躍について、財政支援を拡充した上で、即効性のある大胆な施策を実施すること。
- 国や地方による効率的かつ効果的な人口減少対策の形成や実施につなげられるよう、人口の移動理由等を把握できる全国統一的な調査の仕組みを構築すること。
- 東京圏における大学の定員増の抑制等を継続するとともに、地方大学の振興を積極的に推進すること。

本県では、人口減少問題を最重要課題に位置付け、本県独自の経済的支援をはじめとする子育て環境の整備や、若者・女性が働きやすい魅力ある働く場の創出など、県政のあらゆる施策を総動員し取り組んできたところであるが、個々の施策については一定の成果が見られたものの、長年継続してきた人口減少の大きな流れに変化を生じさせるには至っていない。

地方においては、就職等を契機として若者、特に女性が流出し、それに伴い少子化が進展しているが、これは東京圏への人口の一極集中という国全体の構造的な課題であり、地方自治体の取組だけでは限界がある。

そのため、東京圏一極集中を速やかに是正し、政府機関、企業、経済活動、人の地方への流れを促進するとともに、多様な働き方を地域移住の裾野を広げる必要があることから、国でなくては手を打てない税制を含む大胆な制度改革や財政支援の拡充等が

不可欠であり、以下の施策を実施するよう要望する。

1 企業や政府機関の地方移転に向けた取組の推進

国においては、「地方創生に関する総合戦略」を策定し、これまでの地方創生の取組をフォローアップするとともに、地方創生施策の推進戦略を取りまとめたところであるが、直近の東京都の転入超過数は縮小したものの、依然として全国最多であり、東京一極集中の傾向は続いている。地方分散の流れを取り戻すためにも、サプライチェーンや災害等のリスク分散の対策として、半導体などの特定重要物資や戦略分野を始めとした企業の国内回帰や地方分散を推進するとともに、企業移転の阻害要因を分析した上で、一部機能の地方移転を促すなど企業の地方分散を実現するための総合的かつ抜本的な対策を検討・実施すること。

そのうち地方拠点強化税制については、全国的に活用が進展していない現状を踏まえ、東京圏からの移転を促すため企業のインセンティブを大幅に拡充するなどの見直しを行うこと。

また、東京一極集中の是正、大規模災害等の際の持続可能性や首都機能のバックアップ体制の強化の観点から、政府関係機関の地方移転について、速やかに方針を示すとともに、これまでの移転取組の促進・改善を図り、地方移転の取組を積極的に推進すること。

2 地方への人の流れを促進する取組の推進

移住支援金の移住元要件を緩和し、東京圏に居住のすべての者を対象とするなど、地方自治体の意見を十分に反映しながら、移住支援金及び起業支援金の更なる要件緩和、必要な財源確保による地方への移住・定着の促進に取り組むこと。

また、テレワークや選択的週休3日制、兼業・副業など地方との関わりを可能とする多様な働き方を推進し、地方移住の裾野を拡大する施策等にも積極的に取り組むこと。

3 女性活躍の推進に向けた財源措置等

女性の活躍推進は、若年女性の人材確保、地方への定着・回帰にもつながるものであることから、女性が個性と能力を十分に発揮し、多様で柔軟な働き方を可能にするなどの環境整備が継続して展開されることが必要である。

このため、地方が地域の創意工夫と実情に応じた施策に中長期的に取り組めるよう、地域女性活躍推進交付金について、総額の拡充など地方の要望に対して十分応えられる予算の確保を図った上で、継続的な財政支援を行うこと。

さらに、女性活躍や仕事と子育ての両立に取り組む企業に対する国の認定制度「えるぼし」、「くるみん」の取得促進を図るため、認知度向上に一層取り組むとともに、業務改善助成金の上乗せなどにより、えるぼし・くるみん認定取得企業の業務効率化や生産性向上、人材確保を支援すること。

4 ジェンダーギャップの解消に向けた取組の促進

女性への家事や育児負担の偏りなど、固定的な性別役割分担意識当によるジェンダーギャップが、地方の女性が東京圏へ流出する要因の一つとなっている。この解消には、職場や家庭、地域など様々な分野で取り組むことが重要であることから、国においても国民や事業者等の関心を高め、理解を深めるための周知・啓発をさらに行うこと。

5 人の移動実態の把握に向けた全国統一的な仕組みの構築

東京圏への人口集中が続く一方で、地方では人口減少が深刻化している。地域の持続可能性を確保するためには、住民が「どこからどこへ、なぜ移動しているのか」といった実態について正確に把握することが重要である。

本県では県内市町村の協力を得て、カスタマイズした住民記録システムを利用し、移動理由を全数調査してきた。しかし、国による同システムの標準化により、令和6年から紙調査票等による任意調査に切り替えざるをえず、これにより事務負担は増加し、精度の高い調査結果の入手も困難となって

いる。

人口減少問題は、国と地方に共通する課題であり、全国的に比較可能かつ網羅的に移動理由等を把握し、国と地方が一体となって分析や政策立案を行うことが不可欠である。住民基本台帳法に基づく転入届や転出届の届出に合わせて移動理由等を把握できる全国統一的な調査の仕組みを構築すること。

6 東京圏における大学の定員増の抑制等及び地方大学の振興

地方大学・産業創生法により、令和10年3月末までの10年間、一部の例外を除いて、東京23区内の大学等の学部等の学生の収容定員の増加が抑制されているが、依然として東京一極集中は続いている。

今後も18歳人口の大幅な減少が見込まれる中、地方から東京など大都市への人口流出に歯止めをかけなければ、地方のみならず、我が国全体の社会経済システムに大きな影響を及ぼすことが避けられない。

このため、地方分散の流れが実現するまでの十分な期間、同法による時限措置を延長するなど、東京圏における大学の定員の抑制等を行うこと。

また、地域の将来を支える人材や産業の育成に多大な貢献をしている地方大学の振興を積極的に推進すること。

(内閣官房地域未来戦略本部)

(内閣官房人口戦略本部)

(内閣府地方創生推進事務局)

(内閣府男女共同参画局)

(総務省政策統括官(統計制度担当))

(経済産業省経済産業政策局)

(文部科学省高等教育局)

(厚生労働省労働基準局)

(厚生労働省雇用環境・均等局)

子育てに優しい社会の実現について

地域間の差が生じないように、全国一律で行うべき子育て支援施策は国の責任と財源により実施するとともに、地方の創意工夫を後押しするための継続的な財源措置や、結婚支援をはじめとした少子化対策への予算規模拡充など、地域の実情に応じた支援を大胆に行うこと。

安全な保育環境の充実のため、保育士配置基準の改善や、保育士等の処遇改善及び人材確保等について、速やかに実効性のある施策を実施すること。

少子化の克服は、我が国における喫緊の国家的課題であり、本県においても、出生数は平成 23 年以降一貫して減少しており、急速に進行する少子化への対応は極めて重要である。

本県では、昨年 3 月に策定した新潟県総合計画において、人口ビジョンにより本県の人口の現状と将来展望を示すとともに、オール新潟で人口減少を進めるため、「新潟県人口減少問題対策推進県民会議」を設立したところである。

また、「新潟県こども計画」や、こどもや若者の社会参画と意見反映を進める「新潟県こども・若者会議」の開催などにより、こども施策を総合的かつ計画的に推進しているが、急速に進む少子化に対応するためには、子育て世代へのより一層の支援が求められる。

そのため、本県では「子育てに優しい社会」の実現に向け、経済的支援、結婚支援、子育て環境整備を 3 本柱としてそれぞれの取組を強化しているところであるが、取組をさらに拡充し、加速させるためには、国における財源措置や制度改革が不可欠であり、以下の施策を実施するよう要望する。

1 独自の経済的支援策に対する財源措置

自治体の財政力に応じて地域間格差が生じることのないよう、全国一律で行うべき包括的な仕組みづくりは国において実施するとともに、地方が将来にわたって独自の経済的支援をはじめとした子育て支援策に継続的に取り組めるよう、地方の創意工夫を後押しするための継続的な財源措置を講じること。

2 結婚支援をはじめとした少子化対策への財源措置等

地方が地域の実情に応じた施策に中長期的に取り組めるよう、少子化対策関連の交付金補助率の引き上げや市町村への補助事業も交付対象とする要件緩和、予算の確実な確保を図った上で、継続的な財政支援を行うこと。

また、子育てに優しい社会の実現に向け、こどもや子育て世帯を社会全体で支える気運が醸成されるよう、周知・啓発や事業者を含め社会全体の意識改革を進めるとともに、地方に新たな財源負担を求めることなく、企業等に対する支援の充実・強化を図るなど、さらに予算規模を拡充し少子化対策に取り組むこと。

3 保育環境の充実・質の向上

本県では、より手厚い保育が必要な1歳児に対しては、現場の声を踏まえ、こども3人に対し保育士1人の配置となるよう支援しているところであるが、この取組を全国共通の制度とすること。

安全な保育環境確保に向けては保育現場の実態を踏まえた適正な職員配置が必要であることから、より質の高い保育を提供することができるよう、国において全ての年齢別の職員配置基準のさらなる抜本的な改善を早期に実現すること。

4 幼児教育に係る環境整備への支援

英語教育等の教育の質の向上に取り組む学校法人への支援について、取組回数や有資格者の活用など、幼稚園から高等学校まで一律の補助要件が導入された。

しかし、幼稚園等では、幼児の発達段階に応じて「遊び」を通じた学びを中心に教育課程が編成されており、他の教育段階

とは性格が大きく異なる。

このため、幼児教育の特性や現場の実情に応じた柔軟な取組にも補助金を活用できるよう、取組回数要件の撤廃など、幼稚園等に対する補助要件を緩和すること。

また、幼児教育に係る遊具・運動用具などの環境整備に対する国の支援は、近年、制度上の補助率から大幅に圧縮されており、申請を予定していた園が事業計画の縮小・断念を余儀なくされる実態がある。幼児教育の更なる質向上のため、各園の事業計画が確実に実行できるよう、必要となる財源を確実に確保すること。

- 5 保育士や幼稚園教諭等の処遇改善及び人材確保に向けた取組
未来を担うこどもたちの育みを支える保育士、幼稚園教諭及び放課後児童クラブの支援員等が、社会的に一層高く評価されるよう、他産業と遜色ない水準まで処遇改善や負担軽減を図るとともに、実効性のある人材の確保策に取り組むこと。

さらに、令和8年度からこども誰でも通園制度が全自治体で実施されたことに伴い、保育現場の負担増や保育士不足の深刻化が見込まれる。特に地方では、都市部への人材集中により人手不足が一層懸念されることから、こどもの安心・安全を確保するためにも、地方も含めた全国的かつ抜本的な人材確保策を推進すること。

なお、これらの取組に際しては、国において必要な財政措置を講じること。

- 6 保育所等における看護師の確保

低年齢児の受け入れ、医療的ケア児や障害児、特別な配慮を要するこどもへの対応、食物アレルギー対応等、保育所等の役割が広がる中で、専門職である看護師等の配置ニーズが高まっている。国においては、令和8年度から、専門職を配置するための加配を創設したところであるが、看護師の配置については、障害児の医療的ケア児のみに限られている。保育現場の実態を踏まえ、公定価格に医療的ケア児以外の看護師の配置加算を加えるなど、国において保育所等における看護師の配置促進に向けた財政措置を講じること。

7 障害等により特別な支援を要する子を預かる保育所等への支援

発達障害等の診断には至らないものの、継続的な支援を必要とする「発達に特性のある子ども」が増加している。しかし、現行の国の制度では、これらの子どもを預かる保育所や認定こども園の一部について、国の補助や交付税措置の対象外であるため、本県では、加配保育士の人件費の一部を助成している。

これらの特別な支援を要する園児は、多動や指示が通りにくいなどの特性から、教員・保育士による個別対応が不可欠である。また早期支援は社会適応力の向上に寄与するが、当該園児が1人いるだけでも他の園児への対応が手薄になるおそれがあり、人的加配は不可欠である。加えて、施設区分等によってこれらの子ども達に対する支援内容に差が生じていることから、子どもが通う園にかかわらず支援を受けられるよう、国の財政支援の対象に保育所や認定こども園の一部を加えること。

また、障害幼児を受け入れる学校法人立の幼稚園等への支援については、障害幼児1人在園の場合、総在籍園児数80人以上の園は国の補助の対象外であるため、本県独自の支援を実施しているが、総園児数が多い園においても障害幼児に対する目が十分に行き届くよう、総在籍園児数による補助対象要件を撤廃するとともに、平成14年から据え置かれている国庫補助単価の上限額を、保育士等を1人雇用するのに必要な金額まで大幅に増額すること。

加えて、「発達に特性のある子ども」について、自治体間で判断にばらつきが出ないように対象者の範囲や判断基準を国において明確化した上で、医師や関係機関と共有できる仕組みを構築すること。

8 地域で経営難に直面する保育所等への支援

保育所等の運営費については、公定価格に基づき措置されるが、地域においては、利用児童の減少や物価高騰により保育所等の運営が困難な状況や保育士等の確保が困難な状況が生じている。東京都では加算が20%の地域区分がある一方、新潟県では新潟市の3%のみとなっている。人口減少地域等においては、有料職業紹介事業者など人材獲得に要する経費や近年の異常気象に伴う除雪経費、厳冬期間の空調や統廃合に伴い長距離化した送迎バ

ス等に使用する燃料費など都市部とは異なった経費が増加していることから、保育所等にかかる制度的・財政的支援の充実を図ること。

(こども家庭庁長官官房)
(こども家庭庁成育局)
(文部科学省初等中等教育局)

Ⅱ 地方財源の充実・確保

地方の一般財源総額等の確保について

全国を上回る人口減少等が進展し、広い県土等の地理的特性等を有する本県において、その実情に応じた必要な行政サービスを提供できるよう、地方交付税や地方税等の安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保や財政支援を行うこと。

人口減少が急速に進んでいく地方においては、公共交通や地域医療の確保等、住民生活に必要な地域社会の機能を維持するために、公的負担が一層増加する面があり、税収をはじめとした歳入が構造的に減少する中で、地方における持続可能な行財政運営は困難になっていくことが懸念される。

本県でも、近年、人口減少や高齢化の進展等に伴い、歳出面では、社会保障関係費等が増加する一方、歳入面では、県税収入や地方交付税等が全国の伸びを下回るなどにより、一般財源総額が他県に比べ苦しい状況にある。

このため、令和元年10月に行財政改革行動計画を策定し、事務事業のゼロベースでの見直し、令和2年3月策定の公債費負担適正化計画に基づく公債費負担の適正な管理、職員給与の臨時的削減など、歳出歳入改革に取り組んできたが、令和4年度決算で起債許可団体となり、令和13年度をピークとする公債費の実負担の大幅な増加が見込まれている。

こうした中でも、必要な行政サービスを確実に提供するとともに、人口減少が急速に進む本県では、人口減に応じた行政サービスの縮小が困難な面や公共交通の確保等で公的負担が一層増加する面があり、デジタルの活用などによりこれらの課題に着実に対応していく必要があることから、必要な一般財源総額

の確保等について要望する。

1 地方の実情に応じた行政サービス提供のための一般財源総額の確保

- 地方の実情に応じた必要な行政サービスを着実に提供していくため、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を早期に構築すること。
- 社会保障関係費の一層の増加や物価高、全国的な賃上げを踏まえつつ、地方交付税制度がその本来の機能である財源保障の役割を果たすことが地方の安定的な財政運営に不可欠であることから、令和9年度以降の地方財政計画の策定に当たっても必要な一般財源総額を確実に確保すること。
- 令和8年度の地方財政計画においては、公務員の人件費の増加や教職調整額の引上げへの対応がなされたところではあるが、さらなる人件費の増加等が見込まれることから、必要な財政措置を確実に講じること。
- 個人住民税の基礎控除・給与所得控除を物価連動とは別に政策的に引き上げる場合や軽油引取税等の当分の間税率及び自動車税等の環境性能割廃止による減収等については、適切に地方財政計画に計上し、必要な財政措置を確実に講じること。
- 地方自治体の予見可能性を確保する観点から、必要な予算は可能な限り当初予算で措置するとともに、当初予算に組み込まれる従来の補正予算相当分についても、令和8年度に新たに創設された農業構造転換集中対策事業債や国土強靱化債と同様に補正予算並みの地方財政措置を講じること。
- 人口減少が進展する中であっても、必要な行政サービスを継続的に提供できるよう、地域社会再生事業費を継続・充実させること。

2 地方創生の実現に向けた安定的な予算の確保

- 今後も不可避免的に人口の減少局面が継続すると見込まれる中、地方がその実情に応じて長期間にわたり地方創生の実現に向けた取組を継続的に進めていけるよう、「地方創生推進費」の継続・拡充などにより一般財源総額を確保するとともに、地域未来交付金について、新規事業分の交付上限額は、毎年度、継続事業分と別枠とするなど、制度の拡充を図った上で、十分な予算の確保と継続的な財政支援を行うこと。

(財務省主計局)

(総務省自治税務局)

(総務省自治財政局)

(内閣官房地域未来戦略本部事務局)

(内閣府地方創生推進事務局)

電気・ガス供給業に係る収入金額課税の堅持について

電気・ガス供給業に係る法人事業税の収入金額課税については、課税方式を更に見直すことにより、地方自治体の税収減につながることをないよう、現行制度を堅持すること。

電気供給業及びガス供給業に係る法人事業税の収入金額課税については、全国知事会等による度重なる堅持要請にもかかわらず、令和2年度税制改正により電気供給業の一部が、また、令和4年度税制改正によりガス供給業の一部が見直された。

さらに、令和8年度税制改正大綱において「電気供給業及びガス供給業に係る収入金額による外形標準課税については、地方税体系全体における位置付けや個々の地方公共団体の税収に与える影響等も考慮しつつ、事業環境や競争状況の変化を踏まえて、その課税のあり方について、引き続き検討する。」とされ、今後の検討事項に位置付けられている。

しかしながら、電力及びガスの小売全面自由化後も、大手電力・ガス会社による事実上の独占状態が継続しているほか、送配電・導管部門では公平な競争環境確保の観点から料金規制が維持されている。

加えて、法人事業税の収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として確立し、本県の安定的な財源として定着・機能してきているなかで、行政サービスの質や量が変化しないにもかかわらず、課税方式の変更に伴い法人事業税額が大きく変動することは、本県の財政運営への影響が大きく、地域の行政サービスに支障をきたすことになる。

電気供給業及びガス供給業に係る収入金額課税については、小売全面自由化、送配電部門・導管部門の法的分離等に対応して、既に課税方式の見直しが行われたところであり、課税方式を更に見直すことにより、地方自治体の税収減につながることはないよう、電気・ガス供給業に係る収入金額課税については現行制度を堅持するよう強く要請する。

(総務省自治税務局)

企業活動の実態を適正に反映した 公平な地方法人課税制度の実現について

企業活動の実態を適正に反映した公平な課税制度の実現のため、早急に地方法人課税制度の見直しを行うこと。

法人住民税は、地域社会の費用について、その構成員である法人にも幅広く負担を求めるものである。また、法人事業税は、法人が行う事業そのものに課される税であり、法人がその事業活動を行うに当たって地方団体の行政サービスの提供を受けることから、これに必要な経費について、負担を求めるものである。

これらの法人二税については、法人の事務所又は事業所（事務所等）が所在する地方団体において課すこととされており、法人の事務所等が2以上の地方団体にある場合、分割基準により調整が図られてきたところである。

現在の地方法人課税は、特別法人事業税（譲与税）により一定程度是正されているものの、依然として税源の偏在が続いており、適正かつ公平な課税について、社会経済情勢の変化による新たな課題も生じている。

一つ目は、分割基準についてである。電気・ガス供給業については、期末の固定資産の価額等により課税標準が各都道府県に按分されるが、期中の会社分割等により期末時点で本県に固定資産が無くなった場合、行政サービスの受益があるにも関わらず課税できないケースが生じている。前回の分割基準の見直しから相当期間が経過しており、組織再編等の企業の事業活動の変化に対応できていないことから見直すべきである。

二つ目は、無人施設での事業活動に対する課税である。近年、太陽光発電設備等の無人施設での事業活動が増加傾向にあるが、無人施設については、事務所等とみなすことができず、県外本社

法人の事業活動に対して、課税することができない。

三つ目は、デジタル企業に対する課税である。海外のデジタル企業は現地に物理的な拠点(P E)を置くことなく、進出国において事業を行っているが、既存の課税原則では、P Eが認定されなければ自国に課税権はなく、適正な課税が困難である。

こうした中、売上高に応じて市場国間で配分して課税する新たな国際課税ルールの合意がまとめられたところであるが、地方税への配分については不透明な状況にある。

これは国内のデジタル企業においても同様であり、その売上は地方団体が提供するインフラや公共サービス等を基盤として住民が経済活動を行うことで成り立っており、企業もその便益を受けているにもかかわらず、P Eが存在しない都道府県においては、地方税の適正な課税が困難となっている。

これらのことから、以下のとおり、企業活動の実態を適正に反映した公平な課税制度の実現のため、早急に地方法人課税制度の見直しを行うことを要望する。

- 1 電気・ガス供給業など期末時点の固定資産の価額を分割基準とする業種についても、企業の事業活動の変化に対応し、行政サービスの受益に応じた課税となるよう分割基準の見直しを行うこと。
- 2 太陽光発電設備等の無人施設での事業活動について、実態に合わせて適正に課税できるよう、制度の見直しを図ること。
- 3 デジタル課税について、新たな国際課税ルールによって生じる海外のデジタル企業の税收については、国税のみならず、地方税にも適切に配分すること。

また、この国際課税ルールの見直しを踏まえ、国内のデジタル企業についても、地方税收の帰属のあり方について、検討を行うこと。

(総務省自治税務局)

車体課税の見直しについて

自動車税について、課税趣旨を適切に踏まえた電気自動車等への自動車税の課税のあり方に見直すこと。

自動車税は、自動車に対し、その所有の事実に見出す財産税的性格と道路等との間に極めて直接的な受益関係がある道路損傷負担金的性格を併せ持つ税であり、税率は総排気量等ごとに設定されている。これまで、全国第3位の道路延長を有し、移動手段として自動車が必要品である本県の安定的な財源として定着・機能してきたが、登録車販売台数の減少や恒久減税等の影響により減収が続いており、今後も自動車の急速な電動化が進むことを踏まえると安定的な財源確保に懸念がある。

電気自動車等（EV・FCV）は、現在では商品ラインナップが増え、車両価格の高い車両や車両重量の大きい車両が発売されている。しかしながら、電気自動車等は、エンジンを持たず総排気量の値がないことから、ガソリン車よりも価格や重量が上回っているにもかかわらず、また、その価格や出力等の違いは一切考慮されずに、便宜上、一律で最低税率が適用されている。

2050カーボンニュートラルの実現に向けて、今後も自動車の電動化を進めていくことは重要であるが、その一方で、現行の車体課税制度は、道路損傷に対する受益者負担などの観点で税負担の公平性が確保されていないだけでなく、人口減少に伴い自動車の台数も減少傾向にある中で、道路等の社会資本の維持管理・更新の確実な実施のための地域の行政サービスに支障をきたすことになるなど、電気自動車等の普及などの環境変化や課税趣旨を適切に踏まえた制度になっていない。

令和8年度税制改正大綱において、電気自動車の乗用車に対して車両重量に応じた課税方式を導入することが明記され、具体的

な税率等については、自動車税及び軽自動車税のあり方の検討と併せて令和9年度税制改正において結論を得るとされたところであるが、制度設計にあたっては、税負担の公平性を確保し、地方の財政需要に対応した税源を安定的に確保できるよう、課税趣旨を適切に踏まえた電気自動車等への自動車税の課税のあり方に見直すこと。

(総務省自治税務局)

**Ⅲ 一段加速した防災・減災対策の推進
など県民の安全・安心の確保**

防災・減災、国土強靱化対策の着実な推進 について

県民生活の安全と安心に直結する防災・減災対策や、インフラ施設の老朽化対策を重点的かつ着実に実施できるよう、「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき国土強靱化に必要な予算を例年以上の規模で確保するとともに地方の実情に応じ、地方財政措置の拡充などにより更なる負担軽減を図ること。

加えて、改正国土強靱化基本法を踏まえ、中長期的かつ明確な見通しの下、近年の物価高等に対応しつつ、継続的・安定的に国土強靱化を推進できるよう、必要な予算を通常予算とは別枠で当初予算として別枠で確保するとともに、今後、これまで毎年度補正予算で組まれていた事業について、当初予算で措置される際は、これまでの補正予算並みの地方財政措置を講じる等、有利な地方財政措置を継続するなど十分に配慮すること。

本県が目指す「住んでよし、訪れてよしの新潟県」を実現するためには、県民生活の安全と安心を確保することが何よりも大切である。

近年、気候変動の影響により自然災害が激甚化・頻発化するなか、事前防災及びインフラの予防保全の徹底、ハード・ソフト両面での対策強化が重要であり、自然災害に対するリスクを最小化する危機管理投資として、国の「第1次国土強靱化実施中期計画」などによる有利な予算を最大限活用し、防災・減災、国土強靱化対策を進めているところである。

令和6年1月の能登半島地震や近年の大雨においても、耐震対策や治水対策などの、これまでの取組により被害を回避・軽減する効果が確認されたことから、防災・減災の重要性を改めて認識したところである。

しかしながら、本県は、河川の改修率は約5割、土石流や地すべりなどの土砂災害警戒区域の整備率は約3割にとどまるなど、

未だ不十分な状況となっている。

また、建設後 50 年を超える管理施設も多く、厳しい自然環境からインフラ施設の老朽化も急速に進行している。

このため、県民の命と暮らしを守るための治水・土砂災害対策等の防災・減災対策や老朽化対策は、引き続き本県における重要な課題である。

更に、全域が豪雪地帯である本県では、近年、県内各地で記録的な短期間集中的降雪により災害級の豪雪に見舞われ、大規模車両滞留の発生により、物流機能が一時低下し、県民の日常生活や社会経済活動に多大な影響を及ぼしたところである。

特に、本県の道路改良率は約 7 割であり、全域が豪雪地帯である 10 道県の中でも最下位となっていることから、冬期における安全・安心な道路交通を確保するための雪対策や、積雪寒冷地域特有の対応についても重点的に取組を進める必要がある。

一方、本県では、度重なる大規模な災害に見舞われたこと等により令和 4 年度決算において起債許可団体となったことから、近年の物価高や人件費の高騰による影響が懸念される中、公債費負担適正化計画で定めた実負担上限額の範囲内で必要な事業量を確保するためには、「第 1 次国土強靱化実施中期計画」などによる有利な予算の積極的な活用が必要不可欠である。

これらの状況を踏まえ、以下のとおり要望する。

- 防災・減災、国土強靱化対策の着実な推進
 - ・ 防災・減災対策やインフラ施設の老朽化対策を重点的かつ着実に実施できるよう、国土強靱化対策に必要な予算を物価高や賃金水準の状況を十分に踏まえ例年以上の規模で確保すること。
 - ・ 冬期における安全・安心な道路交通を確保するため、引き続き、雪寒事業や凍結融解の影響など積雪寒冷地域特有の舗装損傷への対応について財政措置を講ずること。
 - ・ 厳しい自然環境等の地域特性を踏まえ、社会資本整備総合交付金等における要件緩和や国費率のかさ上げ、地方財政措置の拡充などによる更なる負担軽減を図ること。
 - ・ 未だ不十分な治水・土砂災害対策やインフラ老朽化対策等の地方の実情や改正国土強靱化基本法を踏まえ、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に国土強靱化を推進し、その他の事業についても着実な推進が図られるよう、国

土強靱化対策に必要となる予算を補正予算ではなく、当初予算において別枠で確保するとともに、今後、これまで毎年度補正予算で組まれていた事業について、当初予算で措置される際は、これまでの補正予算並みの地方財政措置を講じる等、有利な地方財政措置を継続するなど十分に配慮すること。

- 令和8年度末に期限を迎える「公共施設等適正管理推進事業」等、有利な地方財政措置を継続すること。

(内閣官房国土強靱化推進室)

(国土交通省)

(総務省自治財政局)

(財務省主計局)

激甚化・頻発化する豪雨災害から県民の命と暮らしを守る流域治水の推進について

今後、気候変動の影響により、豪雨災害の激甚化・頻発化が懸念される中、県民が安全に安心して暮らせる社会を実現するため、水系一貫となってあらゆる関係者と協働した流域治水の取組を推進すること。

近年、気候変動の影響により全国各地で激甚化・頻発化した豪雨災害が、毎年のように発生している。

このような状況の中、令和4年8月3日からの大雨は、村上市の坂町雨量観測所で1時間152mmを観測するなど、複数の箇所統計開始以降の歴代1位となる記録的な豪雨であった。一方、下越地方において羽越水害を契機に進めてきた治水対策や、河道掘削などにより、河川の氾濫がかなり抑えられたことから、防災・減災対策を推進していくことが重要である。

また、信濃川水系などの一級水系は、流域が広く複数の県にまたがり、令和元年東日本台風などの豪雨においては、上流域での豪雨の影響により、下流域である本県にも浸水被害が拡大し、県民生活に大きな影響を与えたことから、直轄河川事業を着実に進めるとともに、水系一貫となった流域治水の取組を推進する必要がある。

については、激甚化・頻発化する豪雨による被害を防止・軽減させるため、根幹的な治水対策に加え、流域の既存施設の活用や、住まい方の工夫など、流域のあらゆる関係者が協働して流域治水の取組を一層推進する必要がある。

このため、以下のとおり要望する。

1 直轄河川事業の着実な推進

- 令和元年東日本台風では、信濃川水系の各所で浸水被害が発生したことから、流下能力の向上など計画的な整備が必要である。
特に大河津分水路改修事業は、信濃川水系全体の治水安全度向上に必要不可欠であることから、着実かつ効果的に事業を推進すること。
- 過去から浸水被害が頻発している関川水系の下流域は、産業基盤としても重要な地域であり、地域住民の命と暮らしを守り、経済活動を発展させるためにも、保倉川放水路の事業化に向けた調査検討を推進すること。
- 引き続き直轄河川事業においては、地方の負担軽減や直轄事業負担金の平準化を図ること。

2 水系一貫となった流域治水の取組の推進

- 激甚化・頻発化する豪雨による被害を防止・軽減させるためには、あらゆる関係者が協働して流域治水の取組を一層推進していく必要があることから、管理者主体で行う内水対策を含めた従来の治水対策に加えて、施設の老朽化対策や水害リスク情報の充実などハード・ソフト両面で防災・減災対策への更なる支援を講じること。
- 記録的な豪雨により浸水被害が発生した地域をはじめ、更なる流域治水の推進が必要な地域において、特定都市河川の指定に関する支援や、特定都市河川流域における対策に関する支援、地域の意見や実情を踏まえた制度の拡充を講じること。
- 令和6年の能登半島地震により、河川施設等に甚大な被害が発生した。大規模地震のリスクが高まる中、日本海側においても対策の推進が必要であることから、現行では補助対象となっていない河川における津波・耐震対策事業の制度の拡充を講じること。
- 甚大な被害が発生した信濃川において、国管理区間の間にある県管理区間については、水系一貫となった流域治水に取り組むため、国による一元管理などの技術・財政支援を含め、上下流一体となった治水対策を推進すること。併

せて、阿賀野川や中ノ口川の県管理区間についても、直轄事業並みの財政支援を講じること。

(国土交通省水管理・国土保全局)

(総務省自治財政局)

(財務省主計局)

湯沢町三俣地区に対する地域振興策の実施 について

湯沢町三俣地区の地域振興対策に特段の措置を講じ、必要な施策を推進すること。

清津川ダムの実施計画調査が中止された湯沢町三俣地区については、ダム計画上水没予定地であったため、社会基盤の整備や地域づくりが他地区に比べ遅れている。

同地区については地域振興対策が必要であることから、これまで「道の駅」に係る国道付帯施設の整備や水無川における砂防ダムの整備などの措置が講じられており、また平成29年度より国道17号の防災対策が新規事業化されたところであるが、引き続き施策の実施に向けて特段の措置を講じる必要がある。

湯沢町三俣地区の地域振興対策

- 1 国道17号の改良及び防災対策の着実な推進
- 2 清津川三俣地区砂防事業の着実な推進

(国土交通省水管理・国土保全局)
(国土交通省道路局)

地域を支える建設産業の振興について

除雪や災害時の安全・安心の確保に重要な役割を果たし、地域の経済と雇用を支えている建設産業の安定した経営の維持と人材確保・育成を図るための施策を推進すること。

また、建設産業の担い手不足への対応として、生産性向上を加速化するための支援策の充実を図ること。

地域の建設産業は、除雪や災害対応など地域の安全・安心の確保に重要な役割を果たすとともに、社会資本の整備等を通じて地域の経済と雇用を支えている。

就業者の高齢化が深刻化する建設産業にとって人材の確保・育成と経営基盤の安定化は喫緊の課題であることから、本県では、公共工事等における県内企業への優先発注・県内調達や低価格入札対策の推進など、収益力に優れた企業の育成に取り組んでいるところである。

地域を支える建設産業が、中長期的に安定した経営を維持し、必要な人材を確保・育成できるよう、また、建設産業の生産性向上を加速化するため、以下の施策を講じること。

- 1 建設労働者の賃金水準を改善し、技能労働者等の入職促進と離職防止を図るため、引き続き公共工事設計労務単価について、施工体制や技能水準の適正な評価を踏まえた上で見直しを図ること。
- 2 建設企業による将来にわたった人材の確保・育成に必要な適正な利益が確保できるよう、引き続き低価格入札対策の改善を図ること。

- 3 建設産業の生産性向上を加速化するため、引き続き建設企業のICTの活用やDXの取組を推進するための財政的支援及び技術的支援の充実を図ること。

(国土交通省大臣官房)
(国土交通省不動産・建設経済局)
(農林水産省大臣官房)
(農林水産省農村振興局)
(経済産業省中小企業庁)

空き家対策の強化について

- 公益的な観点から危険を回避するために市町村が行う空き家の安全措置について、空き家対策特別措置法に基づき財政支援を講じること。
- 空き家となった大規模建築物について、除却等の対策を講じる場合、多額の費用を要することから、市町村への十分な財政支援を行うこと。
- 空き家の利活用・除却を促進するため、安定的かつ継続的な財政支援を行うこと。

人口減少や少子高齢化といった社会構造の変化等に伴い、県内の空き家率は平成25年から令和5年の10年間で全国平均を大幅に上回る1.7%増の速さで上昇しており、増加している空き家は、地域住民の生活環境や景観の阻害など多岐にわたる問題を生じさせている。

空き家対策は、平成27年5月の「空き家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空き家対策特別措置法」という。）」の全面施行により、市町村において特定空き家等の除却などの様々な取組が進められている。

しかしながら、人身又は財産等に重大な損害を及ぼすおそれがある空き家への公益的な観点からの安全措置については、費用回収が見込めない場合も多く、管理不全空き家の増加に伴い、市町村の財政負担が増加している。

特に、令和7年度の大雪でも多数の空き家が道路に倒壊するなど、住民の安全に多大な影響を及ぼすとともに、がれき撤去などの緊急的な安全措置を行う市町村にとって大きな負担となっている。

また、老朽化などを理由に空き家となった大規模建築物については、周辺環境に与える影響が大きく、市町村がやむを得ず代執行により除却等を行う場合には、多額の費用負担が必要である。さらに、今後も空き家の増加が見込まれており、長期的かつ継続的な対策が必要な状況となっている。

以上を踏まえ、次のとおり要望する。

1 安全措置に対する財政支援

市町村がやむを得ず緊急的に行う空き家への防護ネットの設置や危険部分の除去等の安全措置について、空家対策特別措置法に基づき、地方財政措置などの財政支援を講じること。

2 大規模空き建築物の除却等に対する十分な財政支援

老朽化などを理由に空き家となった大規模建築物は、周辺環境に与える影響が大きく、除却等を行う場合にも多額の費用を要することから、地方財政措置を拡充するなど、市町村への十分な財政支援を行うこと。

3 空き家対策を促進するために必要な予算の確保

空き家の利活用や除却を促進するため、空き家対策総合支援事業について、安定的かつ継続的に事業を実施できるよう必要な予算を確保すること。

(総務省自治財政局)

(国土交通省住宅局)

住宅の耐震化促進について

- 多雪地域の実情を考慮した耐震改修に係る住宅所有者の費用負担を軽減するため、一層の財政支援を行うとともに、積極的かつ継続的な啓発を行うこと。

令和7年7月に「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」が改正され、令和17年までに耐震性の不十分な住宅を概ね解消する目標が掲げられた。

本県においても、改定中の新潟県耐震改修促進計画で新たな目標を掲げ、引き続き国交付金事業を活用して耐震化を進めていくこととしている。

しかしながら、本県の場合、ほとんどが多雪地域で屋根の積雪を考慮する必要があることに加え、住宅の延べ面積も大きく、費用が高額となることから耐震化が進まず、現行計画に掲げている令和7年度末までの目標である耐震化率93%を達成していない状況となっている。また、能登半島地震の影響により、住宅の耐震化に対する県民の意識が高まっており、引き続き、積極的かつ継続的な啓発が必要である。

以上のことから、次のとおり要望する。

- 耐震改修工事に対する一層の財政支援等

多雪地域の実情を考慮した耐震改修に係る住宅所有者の費用負担を軽減するため、必要な社会資本整備予算を確保し、交付金事業の限度額及び国費率のかさ上げなどの制度拡充を図るとともに、耐震化の重要性と緊急性を積極的かつ継続的に啓発すること。

(国土交通省住宅局)

宅地の液状化等による被害及び対策への 支援について

令和6年能登半島地震による液状化等の被害の迅速な復旧と県民の生活再建及び今後の地震による被害の軽減に向け、「宅地液状化防止事業」については、事業要件の緩和により弾力的な運用を行うこと。

また、面的な液状化防止対策の検討にあたっては、引き続き国からの技術的、人的支援に加え、対策工事の着実な推進及び施設等の長寿命化に対して財政的支援を行うこと。

令和6年能登半島地震により、新潟県内では、長岡市で最大震度6弱、新潟市をはじめとする12市町村で最大震度5強を記録し、この地震による揺れやそれに伴う液状化現象等により、2万5千棟を超える住宅被害が発生している。

特に液状化現象による甚大な被害を受けた新潟市は、将来の地震に備え、面的な液状化防止対策の実施に向けて地元説明や試験施工の計画策定などの取組を進めている。

これまでの間、国においては、被災した宅地の安全確保に関する制度の拡充のほか、新潟市が開催する面的な液状化防止対策の検討に向けた会議へ参画し技術的助言を行うなどの支援をいただいているところである。

住宅被害等を受けた方々が、一日でも早く日常の生活を取り戻し、安心・安全な暮らしを維持することができるよう、今後も国からの支援が必要であることから、次の事項について要望する。

- 1 「宅地液状化防止事業」については、事業要件の緩和により弾力的な運用を行うこと。
- 2 液状化被害が広範囲であり、砂丘地や旧河道における様々な被害に適した対策の検討が必要であることから、面的な液状化防止対策の検討にあたっては、引き続き国からの技術的、人的支援を行うこと。
- 3 面的な液状化防止対策工事が長期間に渡ることや多額の費用を要すること、また地下水位低下工法による対策の効果継続のために管路やポンプ施設等の長寿命化が必要となることから、財政的支援を行うこと。

(国土交通省都市局)

盛土規制法の運用への支援について

盛土規制法の運用にあたり、地方自治体の果たす役割は非常に大きく、本県においても事務負担が増加している。

このため、県民生活の安全・安心を確保する取組が着実に実施できるよう、一般住民や民間事業者に対する十分な制度の周知や普及啓発に引き続き積極的に関与すること。また不法盛土等の監視や発見時の対応に関する財政的・技術的支援を行うこと。

本県では、盛土規制法に基づく規制区域を、令和7年7月に県土全域で指定し、盛土等の規制を行っているが、盛土規制法では規制区域内の盛土等を許可等の対象とするだけでなく、盛土等が行われた土地を常時安全な状態に維持する責務が土地所有者等に生じることから、県民の理解や協力が不可欠である。

また、不法・危険盛土等による災害の防止を図るためには、パトロール等による早期の発見が重要であるとともに、発見した場合の迅速な緊急対応や行政処分が必要となる。

このように、盛土規制法の運用にあたり、地方自治体の果たす役割は非常に大きく、広大な県土を有する本県において、事務負担が増加していることから、盛土規制法を適正かつ確実に履行し、県民の生命・財産を守るため、以下のとおり要望する。

- 1 盛土等に関する工事の許可について、一般住民や民間事業者に対する十分な制度の周知や普及啓発に、国も引き続き積極的に関与すること。
- 2 不法・危険盛土等の早期発見につながるパトロールや衛星画像解析などによる監視、発見した場合の緊急対応が適正に行われるよう、必要となる財政的・技術的支援を行うこと。

(国土交通省都市局)
(農林水産省農村振興局)
(農林水産省林野庁)

国土調査事業の推進について

地籍調査の成果は、市町村行政のさまざまな場面で基礎データとして広く活用され、災害時には迅速かつ円滑な復旧・復興に資する行政と市民生活を支える重要な基盤であることから、計画的かつ着実な進捗が図られるよう、必要な予算を安定的に確保すること。

地籍調査で作成された地籍図は、土地の境界トラブルの未然防止、社会資本整備の効率化、災害発生時における早期の復旧・復興に寄与するなど、行政運営と国民生活を支える重要な情報基盤である。

令和6年1月に発生した能登半島地震においては、地籍調査が未了の区域では、被災後の用地境界の確定や権利関係の整理に時間を要するなど、復旧・復興に遅れが生じたことから、平時から備える「事前復興」としての重要性が改めて認識され、本県市町村における事業実施の機運が高まり、地籍調査の要望が大きく増加している。

このため、本県では、地籍調査の加速化に向け、航空レーザー測量等のリモートセンシング技術の活用により調査の効率化とコスト縮減に取り組んでいるが、市町村からの要望に応え、着実な進捗を図っていくためには、現行の予算水準では十分とは言えず、地籍調査に係る予算の確保が必要である。

以上を踏まえ、以下のとおり要望する。

- 地籍調査の計画的かつ着実な進捗が図られるよう、国の地籍調査予算を増額し、安定的に確保すること。

(国土交通省大臣官房)
(国土交通省不動産・建設経済局)
(総務省自治財政局)

拉致問題の早期解決について

北朝鮮による拉致問題の全面解決のため、関係諸国や国際機関等と連携・協調し、拉致問題の全容解明と、安否不明者の生存確認及び早期帰国の実現を図り、併せて、拉致の疑いのある方々の事実確認に努めること。

- 国際社会と緊密な連携の下、北朝鮮への圧力を緩めるとなく、食糧難などが伝えられる北朝鮮国内の状況変化を的確に捉えて、北朝鮮への直接の働きかけを含め、あらゆる可能性を探りながら一層の外交努力により事態を打開し、親世代をはじめご家族との再会が急がれる中、一刻も早く拉致被害者等の救出のための協議を行うこと。

また、拉致問題が解決しない限り国交正常化や経済支援を行わないとの方針を堅持すること。

- 北朝鮮の「拉致問題は解決済み」との立場を崩すため粘り強い交渉を行い、日朝首脳会談の実現を見据え、目に見える形で具体的な成果を早期に出すこと。
- 米国をはじめとする関係諸国に対し、北朝鮮と個別協議を行う際には、引き続き、日本人拉致問題の早期解決について北朝鮮側に働きかけるよう要請すること。
- 曾我ミヨシさんの安否確認と横田めぐみさんの詳細な情報提供を求めること。
- いわゆる特定失踪者など北朝鮮による拉致の疑いのある方々についての調査・事実確認を引き続き徹底して行い、拉致の事実が確認され次第、被害者として認定すること。
- 県民に拉致問題への関心を持ち続けてもらい、一層の世論喚起を進めていくため、若年層を含めた幅広い世代に対する啓発活動を更に強化すること。併せて、拉致問題解決に向けた政府の取組の状況等について、可能な限り情報提供すること。

拉致問題の進展が見られない中、北朝鮮による拉致被害者家族連絡会等は、今年2月、高市総理大臣と面会し、「今後の運動方針」を手交するとともに、改めて全拉致被害者の即時一括帰国の実現を要請した。

拉致被害者等やそのご家族はご高齢となっており、拉致問題の解決には、もはや一刻の猶予も許されない。

高市総理大臣は、昨年10月の所信表明で「拉致問題は内閣の最重要課題である」とした上で、11月の国民大集会において「自らの代で何としても突破口を開きたい。既に北朝鮮側に首脳会談をしたい旨伝えている。」と、拉致問題の早期解決に向けた力強い決意を表明した。

また、高市総理大臣は、今年3月の日米首脳会談において、トランプ米国大統領に対し、拉致問題の即時解決について引き続きの理解と協力を求め、全面的な支持を得るとともに、自らが金正恩氏と直接会う気持ちが非常に強いことを伝え、プロセスについて話し合いを行った。

日本国民を救出することができるのは日本国政府だけである。政府においては、米国、韓国、中国をはじめ国際社会と連携を図り、「対話と圧力」、「行動対行動」の原則の下、拉致問題の全容解明はもとより、安否不明者の生存確認と早期帰国実現、拉致の疑いのある方々の調査・事実確認の徹底など、拉致問題の解決に向けて具体的に進展するよう毅然とした姿勢で外交交渉を行うことを要望する。

本県では、昨年3月に「新潟県拉致問題等の啓発の推進に関する条例」を制定し、拉致問題等に関する啓発を総合的かつ効果的に推進することにより、解決に向けた気運の醸成を図っている。

更に、今年3月には、本県議会において、「北朝鮮による日本人拉致問題に対する理解を深めるための広報啓発を推進する決議」が全会一致で可決されたところであり、関係機関が一丸となって、拉致問題等の広報啓発に関する更なる取組の充実を図ることとしている。

こうした取組を踏まえ、県民が関心を持ち続け、一層の世論喚起を進めていくため、国においても、若年層を含めた幅広い世代に対する啓発活動を更に強化するよう要望する。併せて、政府が

北朝鮮とどのような外交交渉を行っているのか、可能な限り情報提供いただくよう要望する。

(内閣官房拉致問題対策本部事務局)

(外務省アジア大洋州局)

(警察庁警備局)

原子力発電所の安全対策及び原子力防災対策について

柏崎刈羽原子力発電所を運転する東京電力が県民から信頼されるよう運営体制の構築に向け取り組むこと。

また、地域原子力防災協議会において、「柏崎刈羽地域の緊急時対応」が取りまとめられたが、実効性向上には不断の取組が必要となることから、引き続き、政府一丸となって原子力災害対策に対応すること。

原子力発電所の安全性等についての取組を分かりやすく丁寧に説明し、県民に伝わるよう努めること。

- 東京電力に対する原子力規制検査については、セーフティ側とセキュリティ側の両方について厳格に実施すること。特に継続的改善を一過性にしない取組、原子力事業者としての基本姿勢を遵守する取組及び職員が代わっても世代を超えて継承するための人材育成を含めた取組について、厳格に検査を実施すること。
- 福島第一原発事故について、継続して検証を実施すること。重大事故は起こり得るものということを前提に、検証で得られた知見や、最新知見を規制基準に反映し、原子力の安全対策に取り組むこと。
- 重大事故発生時の発電所内の対応は、一義的に事業者が行うものではあるが、国が事故対応を支援する体制を整備すること。
- 東京電力の信頼性の確保に向け設置した、内閣官房副長官

をトップとする「監視強化チーム」が、実効性のある活動となるよう取り組むとともに、その活動状況を県民に周知すること。

- 原子力発電所の現場技術者の人材確保のため、県内の大学等と連携し、技術者を育成するための取組を行うこと。

- 緊急時の対応について、住民が避難や屋内退避時の行動を理解し円滑・確実に避難できるよう、県及び市町村とともに県民への周知・理解促進に努めること。

特に、屋内退避を指示されたUPZ内住民のうち一定数は自主避難を開始するのではないかとといった指摘があることから、原子力規制庁が示した「防護措置としての屋内退避の考え方及びその運用について」の内容を含め、段階的な避難や屋内退避の有効性などの考え方を、住民に対し、丁寧に分かりやすく説明すること。

また、民間事業者と実動組織の連携を通常時から図ること。

- 原子力関係閣僚会議で示された「避難路の整備促進」「除排雪体制の強化」「屋内退避施設の集中整備の促進」について、迅速かつ集中的に整備すること。UPZ自治体による避難路整備要望に対し、早期に方針を決定し、整備に取り組むこと。

- 固定資産税が課税されている法人が所有する介護施設等が放射線防護設備を設置した場合、固定資産税負担額が増大することが課題となっていることから、負担が生じないように、国において環境の整備に取り組むこと。

- 医療機関に放射線防護設備を設置する場合、工事の期間中に入院患者の制限が必要になることにより収入減につながるものが、導入に当たっての課題となっていることから、設置へのインセンティブの付与や機会損失への財政的支援など必

要な設備の設置が進むよう、対策を講じること。

- 原子力災害時の円滑な避難のため、国の責任において、ICTを活用し、原子力発電所の状況や住民へ避難指示の内容等が、よりの確に伝わるよう必要な対策を講じること。
- 入院患者のUPZ外への避難、屋内退避する入院患者への対応など、多岐にわたる原子力災害時の医療を円滑に行う体制を構築するため、原子力災害医療に関する標準的な業務内容や業務量、担い手などを明確に定めるとともに、人員確保について、国の責任において、必要な人員を確保すること。
- 原子力災害拠点病院等の役割及び指定要件において、原子力災害拠点病院及び一部の原子力災害医療協力機関は整備に努めることとされている原子力災害に対応できる業務継続計画について、作成に当たっての留意点やガイドラインを示すなど、計画を整備するために必要な支援を行うこと。
- 原子力発電の必要性と発電所の安全性について、分かりやすい説明を丁寧に行い、県民に伝わるよう努めること。また、原子力発電所への武力攻撃等対策や使用済み核燃料の処分など多くの県民が懸念を抱いている課題に対し、国が責任をもって取り組むこと。

(原子力規制委員会)

(内閣府(原子力防災担当))

(経済産業省資源エネルギー庁)

(国土交通省)

(内閣官房(事態対処・危機管理担当))

(総務省消防庁)

(警察庁)

(防衛省)

(厚生労働省)

(財務省主計局)

地域の特性を踏まえた原子力防災対策に要 する経費の財政措置について

実効性のある原子力防災体制を構築するため、自治体が地域特性等を踏まえて実施する防災対策の経費について、災害対策重点区域外での対策経費も含め、国において確実に財政措置をすること。

福島第一原発事故等を踏まえ、実効性のある原子力防災体制を構築するためには、

- ・ 原子力災害拠点病院等の体制整備
- ・ 避難退域時検査等の体制整備
- ・ 情報伝達システムの整備
- ・ 住民避難を迅速かつ円滑に実施するための高規格道路やスマートインターチェンジ等の整備並びに既存道路の改良整備
- ・ 豪雪時の住民避難を円滑に実施するための除雪体制等の充実
- ・ 柏崎刈羽原子力防災センターや緊急時モニタリングセンターの拡張及び機能強化
- ・ 屋内退避施設（医療機関、社会福祉施設、指定避難所となっている学校体育館等）や防災拠点施設の放射線防護対策の拡充及び設備の維持管理
- ・ 自治体庁舎の緊急時の移転に係る計画の策定
- ・ 避難や屋内退避のための住民向け資材（安定ヨウ素剤、食料等）の配備

などの対策が必要となるため、自治体が地域の特性等を踏まえて実施する防災対策に要する経費について、重点区域外での対策に要する経費も含め、国において確実に財政措置を行うこと。

（原子力規制委員会）
（内閣府（原子力防災担当））
（経済産業省資源エネルギー庁）
（財務省主計局）

原子力発電所事故による被害に対する適切な対応について

- 原子力発電所事故による被害に対し、下記について迅速かつ適切に対応すること。
 - ・ 日本酒などの食品の輸出について、放射性物質の検査結果を踏まえ、実態に即した規制となるよう、中国をはじめとする諸外国に引き続き働きかけること。
また、輸入規制の解除に向けた取組経過の情報について、継続して提供すること。
 - ・ 原子力発電所事故に起因する損害について、その範囲を幅広く捉え、被害の実態に見合った賠償が確実・迅速に行われるよう国が責任を持つこと。
- 国策として原子力事業を推進してきた経緯や、原子力災害の実態を踏まえ、原子力損害の賠償に関する法律を改正し、賠償についての国の責任をより明確にすること。
- 原子力災害発生時の風評被害対策について未然防止を含め、国が責任を持って取り組むこと。

- 食品の輸出については、日本酒などのコメ以外のすべての食品、飼料の輸入を禁止している中国をはじめとして、放射性物質の検査結果を踏まえた合理的な規制となっていない国・地域があることから、正確な情報を発信し、実態に即した規制となるよう、諸外国に引き続き働きかけること。

また、諸外国の輸入規制の解除に向けた取組状況及び関係国の反応について、関係県に対し継続して状況説明を行うこと。

- 原子力発電所事故に起因する損害について、その範囲を幅

広く捉え、被害の実態に見合った賠償が确实・迅速に行われるよう国が責任を持つこと。

- 現行の損害賠償の責任主体である東京電力は、損害賠償費用の増大が将来にわたって経営を圧迫するために、賠償範囲の拡大等に柔軟に対応することが困難な状況にある。このような状況を打開し、被害者への円滑な賠償を進めるために、これまで原子力政策を推進してきた国が責任を持って損害賠償に取り組むよう、原子力損害の賠償に関する法律を改正し、賠償についての国の責任をより明確にすること。

(農林水産省大臣官房)

(農林水産省輸出・国際局)

(農林水産省農産局)

(経済産業省貿易経済安全保障局)

(文部科学省研究開発局)

(国土交通省観光庁)

(環境省大臣官房)

(原子力規制委員会)

放射線モニタリング体制の維持強化について

県が実施している柏崎刈羽原子力発電所周辺の放射線モニタリングに必要な資機材の整備及び維持管理に要する経費について、陸域面積が広く人口が多い等、本県の実態に即して確実に財政措置等を行うこと。

また、国が本県に設置・管理しているモニタリングポストについては、適切な保守や更新などを通じ、現状の放射線モニタリング体制を維持するなど、責任を持って取り組むこと。

- 福島第一原子力発電所の事故以降、国の指針を踏まえ強化してきた現在の放射線モニタリング体制の維持について、陸域面積が広く人口が多い等の本県の実態や、令和6年能登半島地震において、志賀原子力発電所周辺のモニタリングポストの通信ができなくなったことを受けた通信の信頼性確保の必要性も踏まえ、国において必要な財政措置を確実に行うこと。
- 福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能の影響が残存しており、多くの県民が原子力発電所や放射線に高い関心や不安を持っていることから、国が本県に設置・管理しているモニタリングポストを撤去することは時期尚早である。国は、原子力に対する様々な懸念を受け止め、責任を持って取り組むとしており、適切な保守や更新などを通じ、現状の放射線モニタリング体制を維持するなど、地域の懸念や不安が払拭されるよう、責任を持って取り組むこと。

(原子力規制委員会)
(財務省主計局)

朝鮮半島情勢等を踏まえた国民保護対策等の 充実・強化について

北朝鮮からの弾道ミサイルの発射やロシアによるウクライナへの侵略等、国際情勢は緊迫化している。

本県は、多くの重要生活関連等施設が所在しており、県民の不安が払拭されていないことから、国民保護対策等の充実・強化を図ること。

武力攻撃事態等において武力攻撃から県民の生命、身体、財産を保護し、生活経済に及ぼす影響を最小とするとともに、万一我が国に多数の難民等が流入する場合に対処するため、以下のとおり要望する。

- 重要生活関連等施設への武力攻撃事態等や複数の都道府県に影響が及ぶような大規模な武力攻撃事態等を想定した対処マニュアル等を策定すること。
- 国民保護において必要となる物資及び資機材の備蓄整備並びに国民保護に関する訓練などの充実を図るとともに、国民保護について国民の理解を深めるため、一層の啓発に努めること。
- 我が国に多数の難民等が流入すると想定される場合の対応について、国において対応方針を明らかにすること。また、地方公共団体が対応すべき事項がある場合は、都道府県の役割を明確にし、事案発生時に取るべき方策を定めること。

(総務省消防庁)
(内閣官房)

米軍のオスプレイの飛行に関する情報提供 等について

飛行訓練の実施に当たっては、日米合同委員会合意事項の遵守を在日米軍に要請するとともに、運用に関する情報については、国が責任を持って、関係自治体等に説明すること。

オスプレイの飛行について、不安を感じるとの県民意見があることから、同機の飛行訓練実施について、以下のとおり要望する。

- オスプレイの飛行訓練の実施に当たっては、飛行高度や区域等に関する日米合同委員会合意事項が遵守されるよう在日米軍に強く要請すること。
- 安全性を含む運用に関する情報については、国が責任を持って、可及的速やかに関係自治体等に開示し、十分説明を尽くすこと。

(防衛省地方協力局)

消防防災ヘリコプターの安全運航体制に向けた国の支援について

航空消防防災体制を維持するため、消防防災ヘリコプターの維持管理や2人操縦士体制の維持等、安全運航に必要な財政支援を行うこと。

消防防災ヘリコプターは、救急搬送や救助等の活動で大きな成果を上げており、特に災害時においては、ヘリコプターの高速度や機動性を活用した活動により、県民の生命と財産を守る重要な役割を果たしている。

しかしながら、原油価格や物価高騰の影響による燃料費や機体の修理費用等の増加のほか、2人操縦士体制の導入により、令和7年度は航空消防防災体制の維持に約4.5億円の経費を要しており、大きな財政負担が生じている。

航空消防防災体制を維持するため、消防防災ヘリコプターの維持管理や2人操縦士体制の維持等、安全運航に必要な経費について、十分な地方財政措置を着実に図っていただくよう、以下のとおり要望する。

- 消防防災ヘリコプターの修理費用や2人操縦士体制の維持等の運航に必要な経費について、原油価格や物価高騰等の実態に即した適切な地方交付税措置を講じること。

(総務省消防庁)
(総務省自治財政局)

大規模・広域・複合災害に対する即応体制 の整備等について

- 大規模・広域・複合災害（原子力複合災害等を含む）の発生を想定した国と地方の役割のあり方について、緊急時対応から復旧復興に至る事務や権限、財政負担等の役割分担も含めた災害関連法制等の見直しを行うこと。
- 日本海沿岸地域を含め、巨大地震・津波対策の抜本的な見直しを行い、災害予防・応急対策を確実に推進すること。

- 現在の災害関連法は、被災された住民を、被災した自治体が支援し、当該自治体に対して国が財政支援するという法体系であり、
 - ・ 広域避難者の発生及び事態の長期化の想定が不十分
 - ・ 複合災害時を想定していない法体系
 - ・ 国の財政支援は手続きや資金使途など様々な制約があり、広域避難者を受け入れた自治体の主体的な判断による災害対応や支援ができない

などの問題点がある。

これまでの災害における対応状況も踏まえ、広域避難者対策について、国、都道府県、市町村、民間企業、医療・福祉関係機関、NPOなど、すべての主体が総力を挙げて対応できるように、災害関連法制等の見直しを図ること。

- 災害応援業務のうち、住家被害認定調査や罹災証明書交付等の事務は、被災者の早期生活再建支援のため迅速に行う必要があるが、この応援に係る経費は、応援自治体に経費の8割が特

別交付税措置されるにとどまっておき、残りの2割の負担の在り方については、応援・受援側で協議し決定している。

広域な応援が行われる場合等に、応援・受援自治体双方の負担が少なくなるよう、十分な財政措置を行う仕組みを検討すること。

- 「応急対策職員派遣制度」について、応援・受援自治体双方の状況を考慮して円滑かつ柔軟に運用すること。また、平時における応援・受援自治体の訓練等経費についても財政措置を講ずること。
- 被災自治体の災害対応を支援する保健・医療・福祉・行政等の専門的な応援体制の確保について、法制化も含めて制度の充実や整理を図ること。
- 地震・津波対策を検討するための前提となる日本海側のプレート境界や未確認の断層を含めた科学的調査を引き続き実施するとともに、地震・津波観測体制の整備充実を推進すること。
- 太平洋沿岸地域を主とする一軸型のインフラだけでは圏域を越えた大規模災害対応に対して十分とは言えないことから、広域的な応援・受援の円滑化のためにも、国としての公共インフラの代替・補完の確保が極めて重要であるとの観点に立ち、日本海国土軸の強化に資する日本海沿岸地域などの公共インフラの整備を早急に進め、大規模災害発生時の代替・補完体制を構築すること。

(内閣府(防災担当))
(総務省自治行政局)
(国土交通省国土政策局)
(文部科学省研究開発局)

消防力の維持・強化に向けた支援について

日本の総人口は減少を続けている一方で、高齢化の進展により、消防・救急の需要は高まりを見せており、消防力の維持・強化がこれまで以上に求められている状況にある。

については、地方自治体が地域の消防力の維持・強化に取り組むことができるよう、消防職員及び消防団員の強化に向けた消防団車両の無償貸付に係る予算の十分な確保や消防学校施設に係る施設整備等に対する補助拡充など、財政措置の充実を図ること。

- 救助用資機材搭載型消防団車両の無償貸付について、希望する市町村が確実に活用することができるよう、十分な予算を確保すること。
- 「消防団設備整備費補助金（消防団救助能力向上資機材緊急整備事業）」について、十分な予算を確保すること。
- 消防学校の施設整備に係る費用について、防災対策事業債等の対象事業及び交付税措置率に係る財政措置を拡充すること。

(総務省消防庁)
(総務省自治財政局)

大規模・広域・複合災害における災害救助法の弾力的な運用等について

災害救助法について、自治体が地域の実情に応じた被災者支援を主体的に行えるよう、資金使途や期間等の制限のある現在の法制度・仕組みを見直すこと。

- 災害救助法の運用については、被災地からの要請のない救援自治体における救援物資の輸送・保管・職員派遣及び避難者受入に要する経費についても災害救助法の対象とするとともに、救援自治体が救助経費を支弁した場合、当該経費については、被災県を經由せずに救援自治体から国へ直接請求できるよう制度変更し、自治体が地域実情に応じた救助を実施できるようにすること。
- 併せて、資金使途制限や事務費上限額の撤廃、救助の期間制限や現物給付の原則の緩和など、災害救助の範囲そのものを含め、災害救助法の更なる運用の弾力化を図ること。
- 加えて、これらの救助に係る経費も含め、被災地からの要請の有無に関わらず、行われた救助に係る経費については、全額を国が負担すること。
- 令和6年能登半島地震では、宅地被害が県内各地で発生し、住宅とあわせて、日常的に利用する住宅へと続く通路や階段、自家用車の駐車場などにも被害が生じた。特に自家用車は、地方においては日常生活を支える重要な交通手段であ

り、被災した多くの住民にとって住宅で居住するために欠かすことのできないものであるため、住宅と一体で、居住するために必要な機能を有するこれらの箇所の修理についても、災害救助法に基づく住宅応急修理制度の対象とすること。

- 震災に伴う液状化による地盤被害は、住宅の床の傾斜等を引き起こし日常生活に大きな支障をもたらすが、新潟市の液状化被害では、床の傾斜や建具の歪みなどが生じていても、現在の家屋調査の一次調査においては被害が適切に判定されないケースもある。

また、液状化による地盤被害を受けた住宅に住み続けるためには、基礎部分の改修や地盤改良を行う費用が多額になる場合もあるため、地盤被害の特殊性を更に的確に評価し、きめ細かい支援が可能となるよう判定と認定の基準を見直すとともに、併せて住宅の修理費用に見合った支援とすること。

(内閣府 (防災担当))

被災者支援制度の拡充等について

被災者支援については、セーフティネットとして支援すべき被災者の範囲等を抜本的に整理し、全国共通で巨大災害発生時にも持続可能な公的支援制度の検討を行うこと。また、生活再建支援制度等の拡充を図ること。

被災者支援制度は、過去の災害の教訓を基に、様々な制度がつくられてきたが、その適用条件等の違いなどから、被災者にとっての分かりにくさや、窓口となる地方自治体の過重な事務負担を招いている実態がある。さらに、法適用の有無で支援に差が出ることなどから、不公平感を招いている。

については、被災者生活再建に向けた公的支援に関して、以下のとおり要望する。

- 被災者支援については、公助のセーフティネットとして支援すべき被災者の範囲や国・都道府県・市町村の役割分担を抜本的に整理し、全国共通で巨大災害発生時にも持続可能な公的支援制度の検討を行うこと。
- 被災者の生活再建に向けた負担を軽減するため、被災者生活再建支援制度の適用範囲について、現行制度では被害規模により適用される市町村が限定されるが、全ての被災市町村が一律に支援対象となるよう要件を緩和すること。

- 震災の都度、国において、基金や補助制度が創設されたり、市町村単独で補助制度を創設したりするが、安定した財政支援があることで、円滑な地域の復興の道筋ができるため、地域防災の拠点となる集会所等が被災した場合は、震災後の防災活動の復活・維持を図るために、修繕費など再建に要する経費についての支援措置（補助金、財政措置）の制度の構築を行うこと。

（内閣府（防災担当））

防災分野におけるデジタル化の推進に係る 財政支援について

防災分野におけるデジタル化推進のため、自治体の災害対応業務関連システム等の導入及び運用について、財政支援の充実を図ること。

国は、災害対応の高度化・効率化に向け、デジタル防災技術を活用できる基盤と環境の整備等を推進するとしている。

本県においても県と県内全市町村と共同で「新潟県被災者生活再建支援システム」を運用しているとともに、令和7年度には、「避難者支援システム」を導入し、災害対応業務の更なる効率化・高度化に取り組んでいる。

防災対策強化のために必要不可欠なデジタル技術の導入を推進するため、次のとおり要望する。

- システム利用により迅速に災害対応業務を行うため、平時からシステムを利用して市町村職員操作研修、住民を交えた訓練の実施等により備えておく必要があることから、システム導入後の運用関係経費についても財政支援を行うこと。
- 災害時対応においては、災害規模によってはシステム利用に係る増加経費が発生することから、被災自治体の財政負担軽減のため、災害時に増加したシステム運用関係経費についても財政支援を行うこと。

(内閣府 (防災担当))
(総務省自治行政局)
(総務省自治財政局)

避難生活環境改善の取組に対する支援の継続 等について

国は、令和8年中に設置予定の防災庁において、平時から発災時、復旧・復興まで一貫した取組を推進することとし、これにあわせて防災力強化総合交付金を創設した。地方自治体が、避難所生活環境の抜本的な改善に必要な取組を進めるには、地方負担の軽減が課題であるため、当該交付金などによる支援の継続・充実・強化を図ること。

本県では、令和6年能登半島地震を受け、災害対応や防災対策上の主要な優先課題の1つとして、避難生活環境の改善に向けた資機材の整備等を進めているところである。

国においては、令和8年中に防災庁を設置し、平時における事前防災の推進、発災時の円滑な災害対応、被災地の復旧・復興まで一貫した取組を推進することとしている。また、これにあわせて、令和8年度に防災力強化総合交付金を創設した。

県や市町村において、避難生活環境の抜本的な改善に向けた資機材整備や訓練実施など事前防災の取組を進めるには多額の費用が掛かることから、当該交付金による支援の継続に加え、地方財政負担の軽減を図ること。

(内閣府 (防災担当))

東日本大震災に伴う広域避難者に対する支援 の継続について

東日本大震災から15年が経過した今もなお、多くの被災者がふるさとを離れ、広域避難を余儀なくされている。

避難者が安心して生活できるよう、交流施設の運営と交流機会の提供、支援情報の発信等の取組を行う自治体に対し、必要な財政措置を講じること。

東日本大震災では、今も約2万人の方々が、県域を越えた広域避難を余儀なくされており、本県でも約1千7百人の方々が避難生活を送っている。

本震災は原子力災害を伴い、そのため帰還が困難な区域の方々や母子で避難して来られた方々の避難生活は長期化している。

避難者支援を行う自治体では、国の被災者支援総合交付金を活用して、避難者が安心して生活できるよう、交流施設の運営と交流機会の提供、支援情報の発信等、避難者へ寄り添った支援を行っていることから、必要な財政措置を継続することを要望する。

(復興庁(被災者支援担当))

地方消費者行政に係る支援制度の充実強化 について

地方消費者行政を更に推進するため、引き続き財政措置を含めた支援制度の充実強化を図ること。

本県では、地方消費者行政強化交付金を活用し、地方消費者行政の充実強化を進めているところであり、国において当該交付金の大幅な見直しが行われたところである。

そのうち、地方消費者行政機能維持事業については、これまで充実強化させてきた消費生活相談体制や事業を維持・継続できるように、相談機能維持・未然防止型における交付上限額の逡減の見直しを行うなど、所要額を確保すること、また、活用期間終了後も継続的な財源支援を行うこと。加えて、令和6年度までに地方消費者行政推進事業の活用期限を迎えた自治体に対する支援を検討すること。

地方消費者行政機能強化事業については、大学への進学等を契機に親元を離れる若者が多く、また、全国よりも早いペースで少子高齢化が進展している本県において、若年者への消費者教育や地域における高齢者の見守りの推進、消費生活相談員の担い手確保等にも積極的に取り組むことができるよう、交付率の嵩上げを行うとともに、既存の消費生活相談員が広域連携ファシリテーターを兼ねることを可能とするなど、使途の拡充を図ること。

また、一般財源が前年度から減少していないことという要件については、各自治体の実態を踏まえ見直すこと。

(消費者庁)

トキとの共生に向けた環境整備について

トキの安定的な存続に向けて、これまでの野生復帰の取組の結果を十分検討・評価した上で、トキとの共生を可能とする環境の整備を一層推進すること。

また、県外における本州放鳥に向け、負担増が想定されることから、希少野生動植物種保護増殖事業において、十分な委託額となるよう要望する。

平成20年9月から32回の放鳥が行われ、530羽のトキが自然界に放たれ、令和7年12月末現在473羽が野生下で生息している。

トキの野生復帰の目標とその達成に向けた取組方針が「トキ野生復帰ロードマップ2030」で示され、「佐渡島においては、野生下のトキが過密にならず500羽程度の生息数が維持できており、かつ遺伝的多様性の著しい低下が見られていない」という短期的・中期的目標及び「国内のトキが自然状態で安定的に存続できる状態となる」という最終目標達成に向け、今後とも餌場等生息環境整備及び普及啓発等社会環境整備が一層重要となる。

佐渡においては、今後の人口減少や高齢化によりビオトープなどの採餌箇所の維持管理が困難になることが懸念されている。佐渡島のトキの生息数を維持していくためには、今後一層、餌場となるビオトープの整備及びその担い手の育成などの生息環境整備やトキ保護の普及啓発等による社会環境の整備が必要である。

生息環境整備の効果的な実施には、モニタリングによる野生下でのトキの行動把握と餌となる生物量など自然環境条件の評価が不可欠であることから、国によるモニタリング調査を一層強化するとともに、その結果を踏まえた湿地等の再生や保全、整備の取組への支援を要望する。

また、一層の社会環境整備に向け、野生下トキの観察施設の有効活用や環境教育活動への協力、これまでの佐渡におけるトキ野

生復帰の歴史や先駆的な取組について全国への普及啓発・情報発信の強化を要望する。

加えて、令和8年度には石川県能登地域、令和9年度には島根県出雲市での放鳥が実施される予定であり、放鳥に関して、トキの生態の知見を有する本県職員が指導・助言等を行う必要がある。一方、環境省より受託している希少野生動植物種保護増殖事業（トキ）委託業務の委託契約額が不足している現状を鑑み、県外放鳥で必要となる業務も踏まえ、十分な委託額となるよう要望する。

(環境省自然環境局)

海岸漂着物等の処理に係る財政上の措置及び 国外からの漂着物等への対策について

円滑な海岸漂着物等の回収・処理を推進するため、必要な財源について国による財政上の措置をすること。

また、国外からの漂着物やマイクロプラスチックについて、原因や実態の究明と効果的な対策を講じること。

海岸漂着物等の対策については、海岸漂着物処理推進法において、都道府県、海岸管理者等の責務が規定されているとともに、国が財政上の措置を講じることとされている。

これまで、国の補助制度により漂着物等の回収・処理、発生源対策等が行われてきたところであるが、一部地方負担が生じていることから、国の全額負担による恒久的な財源措置がなされるよう要望する。

また、国外からの漂着物については、早急な原因究明と実効性のある発生抑制対策を取るよう、関係国に対し外交ルートを通じて強く要請するとともに、世界的に問題となっているマイクロプラスチックの実態の究明を進め、効果的な対策を講じることが要望する。

(環境省水・大気環境局)

脱炭素電力の効果的な活用促進に向けた制度の構築等について

脱炭素社会への転換を加速化させるために、再生可能エネルギー発電等の導入や電力の移出による他地域への寄与等に応じたCO₂削減価値を踏まえてさらなる導入拡大に向けたインセンティブを付与するとともに、次世代型太陽電池の導入をはじめ、地域の特性や課題を踏まえた取組を推進するために必要な制度の充実や技術的・財政的な支援の強化を行うこと。

本県は、天然ガスや原油の産出地として、来たる脱炭素社会においても、我が国の重要なエネルギー拠点であり続けるため、脱炭素社会への転換を県政の重要課題として位置づけ、様々な取組を積極的に進めている。

また、多様な自然資源を活かしながら、県土全体が豪雪地帯であることによる様々な課題に対応し、豊富な水資源を活用した電力を供給するなど、長らく国内の脱炭素化に貢献している。こうした地域特性を踏まえながら、引き続き地球温暖化対策に取り組んでいくにあたり、以下のとおり要望する。

1 電力移出地域が評価される仕組みの構築

電力使用に伴う温室効果ガス排出量は消費地においてカウントされる方式であり、電力移出地域が他県に及ぼすCO₂排出削減への寄与量に見合ったメリットが得られていない課題がある。

こうした中、環境省は、再生可能エネルギー発電の導入や電力移出によるCO₂排出量の削減貢献量・寄与量を算定・試算し公表したところだが、その算定結果によれば本県からの再エネ移出による他県のCO₂排出削減への寄与量は全国2位となっている。

さらに、令和7年度に再稼働した柏崎刈羽原子力発電所で発電した電力はすべて首都圏に送電されるため、再エネに限らない脱炭素電力の移出による寄与量はさらに大きくなることを見込まれるが、環境省の算定・試算には原子力発電による貢献量・寄与量は含まれていない。

再エネ等導入や電力移出等にインセンティブを付与し、地域における脱炭素化の取組を促進することにより、他地域への寄与をさらに高め、国全体の温室効果ガス排出量の削減に繋げるため、以下の仕組みを構築すること。

- (1) 電力移出によるCO₂排出量の他地域への削減寄与量について、原子力発電を含む脱炭素電力として算出した上で、貢献量に応じたインセンティブを付与する仕組みを創設すること。

なお、その創設にあたっては、脱炭素成長型経済構造移行債などを活用し、十分な財源を速やかに確保すること。

- (2) 脱炭素電力による排出量削減貢献量・寄与量の算定・試算に当たっては、電力系統を介さずに都道府県内外に供給されている再エネ等電力も反映すること。

2 地域の脱炭素化を進めるための制度の充実

- (1) 地域の脱炭素化を進めるにあたり、人的パワーやノウハウが足りず、脱炭素政策に重点的に取り組むことが困難な市町村に対する地域の脱炭素化を支える人材の育成や熟練者の派遣等の支援を、市町村が活用しやすいように充実させること。
- (2) 脱炭素先行地域づくり事業・重点対策加速化事業いずれも、事業の実施状況等に応じ、交付金額の増額も含めた計画変更や、複数年度にまたがる事業実施を柔軟に認めること。また、より多くの自治体が新たに脱炭素化を進めることができるよう、募集を停止した現行事業に代わる新たな実効性のある施策を速やかに示すとともに、必要かつ十分な予算措置を講ずること。
- (3) 「脱炭素化推進事業債」について、計画的な事業実施と適

切な事業進捗、地域における事業施工者の着実な育成につながるよう、予算規模の拡充やさらなる要件緩和、対象事業の拡充など、制度を引き続き見直すこと。

- (4) 立地地域との軋轢が懸念される地上設置型事業用太陽光発電事業が地域共生できるよう、FIT・FIPによる支援終了後も説明会開催や廃棄費用の積立等を発電事業者には義務付けるなど、制度的対応を行うこと。
- (5) 太陽光パネルの再資源化等の法制化に当たっては、事業者による再資源化の実施について実効性を担保すること。また、2030年代後半以降の大量廃棄に備え、リサイクル事業者への支援や処理ルートの整備等によるリサイクル費用の低減に取り組むとともに、太陽光パネルの幅広い排出者等を対象としたリサイクル義務化に向けた検討を速やかに進めること。

太陽光発電設備が発電事業終了や雪害による破損等で放置され緊急的な対処が必要になった場合に適切に対応できるよう、国において原状回復等の体制整備とそのための資金確保を図ること。

3 地域の特性や課題を踏まえた取組を進めるための支援強化

- (1) 太陽光発電導入のポテンシャルを秘めている雪国での多様な次世代型太陽電池の導入を促進するため、技術面・財政面の支援を強化すること。
 - ① 様々な地域の特性やニーズに応じた次世代型太陽電池の普及に向けて、ペロブスカイト太陽電池に加え、カルコパイライト材料を用いた太陽電池など、有望な技術の開発・実装に向けた支援を充実させること。
 - ② 積雪地域に立地する自治体の優先採択や補助率の引き上げなど優遇措置を講じること。また、自治体が保有する建築物等でも導入を検討できるよう、政府実行計画における次世代型太陽電池の導入に係る数値目標を速やかに設定し、その知見を自治体へ提供すること。
 - ③ 地域の脱炭素化と経済の活性化の両立に向けて、流通や設

置・施工、維持管理などを含め、地元の PPA 業者、施工業者等が事業に関与できるよう地域で実装するための技術面・財政面での支援を行うこと。

(2) 冬季の暖房由来の CO₂ 排出量が多いことや大雪の際に大規模な車両滞留が発生しやすい等の雪国の課題を踏まえた、ネット・ゼロ・エネルギーハウス、電気自動車・充電インフラ等の導入促進に向けた、技術開発や財政支援を充実させること。

(3) 森林吸収クレジットが、適切な森林整備に資する価格で取引されるよう、価格の妥当性や炭素価値以外の環境保全等への貢献についても広く周知するなど、国としても販売量の向上に向けた取組を積極的に行うこと。

(4) 循環型林業による森林吸収源対策を進めるため、長期間炭素の貯蔵効果がある建築物の木造化・木質化が図られるよう、広く一般消費者に木材利用の意義等の理解を広める普及啓発の取組を強化すること。

また、森林を多く有する市町村に対し、天然林を含む森林の整備に必要な財源が配分されるよう森林環境譲与税の制度を見直すことで財政支援を強化すること。

(5) 炭素貯留に寄与する藻場造成を推進するため、藻場の評価手法を活用しつつ、効果的な藻場拡大技術の開発等の取組を一段と加速すること。

4 熱中症特別警戒情報の迅速な伝達

今後も被害拡大が見込まれる熱中症に対し迅速かつ的確に対応するため、熱中症特別警戒情報を地方自治体に自動伝送可能な周知・伝達システムを国において構築すること。

(環境省総合環境政策統括官グループ)

(環境省地球環境局)

(環境省環境再生・資源循環局)

(環境省環境保健部)

(農林水産省林野庁)
(農林水産省水産庁)
(経済産業省イノベーション・環境局)
(経済産業省資源エネルギー庁)
(総務省自治財政局)
(総務省自治税務局)

有機フッ素化合物対策の推進について

- PFOS 及び PFOA について、国際機関において発がん性が指摘されていることや、国内では局地的な高濃度地域があることなどから、人への健康影響に関する調査研究を加速させ、健康影響に関する知見に応じた公共用水域及び地下水に係る評価指標の取扱いを早急に確立すること。
- 幅広い地域で継続的にモニタリングをする必要があることから、公共用水域及び地下水の調査など地方公共団体等が行う取組に対し、十分な財政措置を講ずること。
- 水道水の水質基準や環境中での指針値を上回る PFOS 及び PFOA が検出された場合における排出源特定のための調査、汚染の拡散防止策、水道水における浄水過程での除去方法等について、具体的な方法を示すなど技術的な支援を行うこと。

有機フッ素化合物（PFAS）は、その性質から様々な用途に使用されてきたが、そのうちの PFOS 及び PFOA は、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約において、廃絶等の対象に決定され、国内においては化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律で製造・輸入等が原則禁止された。また、令和 5 年 12 月には国際がん研究機関（IARC）が発がん性分類において、PFOS の分類をグループ 2B に、PFOA の分類をグループ 1 に位置付けるなど、環境や食物連鎖を通じて人の健康等に影響を及ぼす可能性が指摘されている。

全国では、国の水質基準等（50ng/L 以下）を上回った事例が確認されており、新潟県では、現状において、河川水や水道水から国の水質基準等を上回る PFOS 及び PFOA が検出された事例は確認

されていないが、比較的高い数値が検出され、県民から不安の声が上がっている。また、当県は流域面積が広い信濃川及び阿賀野川があり調査地点が多いことから、幅広い地域で継続的にモニタリングが必要となっている。

国では、PFOS 及び PFOA を公共用水域及び地下水における要監視項目として、令和 7 年 6 月に「指針値（暫定）」から「指針値」に見直した。また、令和 8 年 4 月から水道法における「水質基準」に引き上げ、地方公共団体や水道事業者に定期的な水質検査の実施や濃度が基準値を超えた場合の改善を義務付けたが、健康影響に関する科学的知見や存在状況、分析方法及び対策技術の情報等は未だ十分とはいえないことから、国民の健康影響等への不安を払拭するため、以下の取組により、対策の更なる充実・強化を図るよう要望する。

1. 引き続き国内外の健康影響に関する知見の集約に努めるとともに、新たな知見について、速やかに情報提供すること。
2. 公共用水域及び地下水に係る調査結果の一体的な解析・研究を進め、健康への影響に係る知見に応じた公共用水域及び地下水に係る評価指標の取扱いを早急に確立すること。
3. 公共用水域・地下水の水質調査など地方公共団体等が行う取組に対し、十分な財政措置や技術的支援を講ずること。
4. 水道水の水質基準や環境中での指針値を上回る PFOS 及び PFOA が検出された場合における排出源特定のための調査や汚染の拡散防止策、水道水における浄水過程での除去方法等について、具体的な方法を示すこと。
5. 令和 5 年 7 月に示された土壌中の PFOS 及び PFOA の暫定測定方法の精度の検証等を引き続き行った上で、測定方法を確立すること。また、土壌汚染の状況を踏まえ、土壌に係る評価指標

及び土壌汚染対策（未然防止及び浄化対策）の検討を進めること。

6. 公共用水域や地下水の PFOS 及び PFOA による汚染が確認された場合において、その周辺の事業場・工場の設置者や土地所有者等（以下「事業場の設置者等」という。）が、排出源特定のために国や地方公共団体が行う調査に協力する制度を構築すること。また、排出源であった場合に、事業場の設置者等が浄化対策やばく露防止対策を行う制度の構築を検討すること。

（環境省水・大気環境局）
（国土交通省水管理・国土保全局）

//////

廃棄物処理センターによる産業廃棄物最終処分場の整備等に対する十分な財政上の措置について

//////

廃棄物処理センターによる産業廃棄物最終処分場の整備等に対し、国による十分な財政上の措置をすること。

本県では、民間による処分場整備が困難な状況の中、産業経済活動の推進と産業廃棄物の適正処理のため、地元自治体・住民の理解と協力のもと、平成 11 年に民間のモデルとなる施設として、廃棄物処理センターによる産業廃棄物最終処分場の整備を行った。

しかしながら、民間による新たな処分場整備は、立地地域の合意形成が困難であることなどから現在も進んでおらず、廃棄物処理センターが整備する最終処分場は、県内産業の基盤として極めて重要な存在となっている。

また、近年の災害の激甚化・頻発化を踏まえ、最終処分場での災害廃棄物の受入容量確保が強く求められているところであるが、当県においては、一般廃棄物最終処分場の残余年数が全国平均を下回る中、令和 6 年能登半島地震では県内で埋立処分された災害廃棄物の多くを当該処分場で受け入れている。

これらの状況を踏まえ、本県では現在、廃棄物処理センターによる新たな最終処分場の整備に向けた取組を進めているところである。

現状の国の支援制度においては、廃棄物処理センター等が行う産業廃棄物処理施設への支援対象を都道府県ごとに 1 つに限

るとする条件が設けられているが、この条件を撤廃するなど、施設の整備について、十分な財政措置を要望する。

併せて、廃棄物処理センターが整備する最終処分場を含め、災害廃棄物の受入容量を事前確保する産業廃棄物最終処分場に対し、整備時や災害廃棄物受入時の事業費支援などの新たな支援制度の創設を要望する。

(環境省環境再生・資源循環局)

警察官の増員について

県民が安心して暮らせる安全な新潟を実現するため、警察官の増員措置を講じること。

県内の治安情勢は、交通事故発生件数は減少を続けているものの、減少を続けていた刑法犯認知件数は令和5年に21年ぶりに増加に転じ、3年連続で増加したほか、殺人等凶悪事件の発生、匿名・流動型犯罪グループによる特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺の増加、サイバー空間の脅威の拡大、また、ストーカー、DV、児童虐待事案等人身安全関連事案の認知件数が高水準で推移するなど、県民の身近なところで安全・安心が脅かされている。

このような情勢の中、県民が安心して暮らせる新潟を実現するため、捜査支援システムの活用等捜査環境の整備や、戦略的な人員配置等を行って体制整備を図っているが、年間被害総額が過去最高となった特殊詐欺やSNS型投資・ロマンス詐欺被害に加え、高止まり状態にある人身安全関連事案に対してより強力できめ細かな対策を講じ、また、深刻化するサイバー空間の脅威に適切に対応するためには、専門性を有する人材の採用、育成を含む体制の強化が不可欠であることから、警察官の増員措置を講じる必要がある。

(警察庁長官官房)

警察装備の充実強化について

- 管轄面積が広く、豪雪地に指定された地域での冬期間における警察活動を確保等するため、4WD型の小型警ら車及び交通事故処理車を増強配備すること。
- 大規模自然災害発生時などにおける情報収集能力を維持するため、ヘリコプターテレビシステム高感度カメラ未搭載ヘリコプターに当該カメラを整備すること。
- 広域・スピード化する自動車利用犯罪に的確に対応するため、自動車ナンバー自動読取装置の設置を拡充するとともに、既存装置についても、令和6年の整備基準により、引き続き更新又は支障移転を行うこと。

本県は、全国5位の広大な県土総面積を有することに加え、国道及び高速自動車道の実延長距離が全国2位という特性を有している。こうした中で、

- 各警察署及び高速道路交通警察隊の管轄は広く、山間部では豪雪地に指定された地域も多い。

県民の生命・身体を保護するためには、車両による機動力を活用した迅速な事件・事故対応が求められるほか、気候環境の悪い冬期間における警察活動を確保する必要がある。そのため、国費により交番・駐在所に4WD型小型警ら車、警察署及び高速道路交通警察隊に4WD型交通事故処理車を増強配備する必要がある。

- 広域にわたる捜査や不審船等沿岸警備のみならず、大規模

自然災害発生時における迅速・的確な情報収集、救助活動にはヘリコプターテレビシステムの運用が不可欠である。当県配備のヘリコプターは、ヘリコプターテレビシステム高感度カメラを搭載した機体が2機、搭載しない機体が1機の計3機あったところ、令和6年度の機体の縮減措置によりカメラ搭載ヘリコプターが1機削減された。

当県配備のヘリコプターは2機あるものの、1機には当該カメラが未整備であることから整備することでカメラ搭載ヘリコプター2機体制を堅持し、情報収集能力を維持する必要がある。

- 自動車ナンバー自動読取装置について、平成23年度以降本県における国費による拡充が行われておらず、県費負担が発生している。新規道路の開通など交通環境の変化する中において、広域・スピード化する自動車利用犯罪被疑者の早期検挙を果たすためには、国費による拡充の再開が必要である。

また、既存装置についても、県境につながる道路等に整備されており、広域犯罪等への対応のため依然として重要な役割を担っていることから、令和6年の整備基準により、引き続き国費による更新又は支障移転が必要である。

(警察庁生活安全局)

(警察庁交通局)

(警察庁長官官房)

(警察庁刑事局)

交通安全施設更新事業の拡充について

老朽化した交通信号機や道路標識及び摩耗が著しい道路標示の適正管理に対応するため、更新事業予算を確保するとともに対象事業の拡充を行うこと。

本県では、高度経済成長期以降の急速な自動車交通の普及に対応し事故防止と交通の円滑化の有効な手段として、国の支援を受けながら交通信号機を始めとする交通安全施設の整備を推進し成果を挙げてきた。

その成果を今後も持続することが県民の安全・安心を確保するために不可欠であるが、一方で、更新時期を迎えた交通安全施設が加速度的に増加し、多くの老朽化施設を抱えている。

さらに、本県の信号灯器のLED化率は令和6年度末において約58.3%であるが、製造メーカーから、白熱電球の生産を令和10年3月に終了する旨の案内を受けており、電球式信号灯器の早急なLED化が求められている。

また、交通管制システムに使用しているアナログ専用線サービスが令和10年度末に終了することとなり、今後、デジタル回線等に移行する必要性が生じ、これに対応するための交通管制システムの機器改修や整備も必要となる。

このため、国による以下の財政支援及び制度の見直しを要望する。

○ 財政支援の充実について

老朽化の著しい交通信号機や道路標識及び摩耗が著しい

道路標示（以下「交通信号機等」という。）の加速度的な増加に対応し更新を進める必要があるが、国の予算が十分確保されていないため、交通信号機等の更新が適正に行えるよう、十分な財政措置を講じること。

また、生産が終了する電球に替わるものとして、LED化に早急かつ確実に対応できるよう、あわせて、交通管制システムのデジタル回線移行に伴う機器改修や整備にも確実に対応できるよう必要な財政措置を講じること。

○ 補助制度の見直しについて

限定された現行の補助対象の拡大を図るとともに、補助率の引上げを行い、老朽化した交通信号機等の交通安全施設を早急に更新する必要がある。

また、持続可能な交通安全施設の維持管理に対応するためには、交通環境の変化等により効果が低下した交通安全施設等の撤去等を進める必要があることから、更新に限定することなく、施設の撤去・抹消についても対応できるように制度の見直しをする必要がある。

(警察庁長官官房)
(警察庁交通局)

**IV 地域医療の確保・健康立県の実現と
子ども・子育てを支える環境の整備**

健康寿命の延伸に係る取組の推進について

すべての世代が健康で幸せに暮らせる社会を実現するため、健康寿命の要因や各種施策につながる研究に一層取り組むとともに、がん検診受診率の向上、健康・医療・介護データの一体的な活用など健康寿命の延伸に係る取組を一層推進すること。

社会保障制度の持続可能性の議論を背景に、全国的にも関心が高まっている健康寿命の延伸は、国民個人としてのみならず、地域社会全体の活力を維持するためにも重要な課題である。

そのためには、健康・医療・介護データの一体的な活用によるサービスの質の向上など健康寿命の延伸に向けた取組を一層推進していく必要があるため、国において以下に取り組むことを要望する。

1 健康寿命の要因や各種施策につながる分析・研究の一層の推進

本県では、健康寿命を延伸するため、食生活や運動など、健康づくりに取り組みやすい環境整備を推進する健康づくり県民運動等に取り組んでいるが、令和4年の健康寿命は、令和元年と比較して、男女でわずかに短縮しているとともに、平均寿命と健康寿命の間には10年程度の差があり、県単独の取組では県民一人一人に健康づくりの取組が十分に浸透していない状況にある。

一方で、健康寿命は、個人の生活習慣や社会・経済環境など、様々な要因が複雑に影響していると考えられるが、国において都道府県ごとの健康寿命は示されているものの、それらに対する要因が示されていないため、都道府県において有効な施策が打てない現状がある。

そのため、国において、こうした要因分析など都道府県の施策につながる分析・研究を一層進めること。

2 がん検診受診率の向上及びがん患者の就労に関する対策の充実

健康寿命延伸のためには、がん検診による早期発見、早期治療、働きながら治療、療養ができる就労環境の整備を推進する必要がある。

- がん検診を効果的・効率的に実施するため、職域におけるがん検診の実施主体や費用負担を明確化すること。

また、地方自治体が職域におけるがん検診の実施状況を把握できる仕組みを構築すること。

- がん患者が抱えている不安の軽減を図り、がんになっても安心して暮らせる社会を構築するため、がん患者の就労状況の実態把握を行うとともに、企業の柔軟な勤務制度や休暇制度の導入を促進し、がん患者が働きながら治療や療養できる環境の整備を図ること。

3 健康・医療・介護データの一体的な活用への支援

本県では、健康・医療・介護分野のデータをつなぎ、一体的な活用を行うための方向性を定め、「にいがた新世代ヘルスケア情報基盤」の整備に取り組んでいるところであるが、国の医療 ICT 政策の取組と整合性を図るとともに、個人情報保護にも配慮しながら進める必要がある。

- 国の医療 ICT 政策の取組へ自治体の意見を反映するとともに、迅速な情報提供を行うこと。
- データの連結・分析を進めるに当たり、個人情報保護の取組について、困難が生じないように、国において整理すること。
- 自治体がデータの集約や分析を行うに当たり、医療保険者や大学等の研究機関などとの協力・協働が不可欠であることから、自治体の取組の必要性、重要性について、一層の周知を図ること。
- 健康・医療・介護データの一体的な活用をより一層進めるため、都道府県の取組に対し、柔軟な財政支援を行うこと。

(厚生労働省医政局)

(厚生労働省健康・生活衛生局)

(厚生労働省労働基準局)

医師少数県の医師不足解消に向けた抜本的な制度改革について

医師少数県における医師不足や医師の地域偏在を解消するための実効性のある偏在対策につながる抜本的な制度改革を進めるとともに、医師少数県における医師確保対策等への財政支援の拡充を図ること。

国が示した医師偏在指標において、本県は全国第 44 位の医師少数県とされており、医師不足は極めて深刻な状況にある。

本県の一人当たり医療費は全国最低水準であり、国全体の医療費適正化に貢献している一方で、医師の養成・確保については自らの財政負担により、できうる限りの努力を行っているが、医師不足や医師の偏在の解消には至っていない。

こうした地方の医師不足の背景には、現在の国の医療制度と経済社会の東京一極集中という構造的な問題があることから、現行の制度・枠組みの下では、地域医療の確保には限界がある。

医師少数県における医師不足、医師の偏在を抜本的に解消していくためには、制度的対応など国でなければできないことも多いことから、国が主体的に全国の医師偏在を解消するための実効性のある偏在対策につながる抜本的な制度改革を行う必要がある。

また、医師少数県における医師確保対策を強力に支援するための財政支援を早急に講じる必要がある。

併せて、医師が不足している本県において、新興感染症が大規模に蔓延した場合、医師への負担が増大することにより、感染症対応だけでなく、地域医療提供体制の維持に影響が出るこ

とが懸念されることから、平時に必要とされる医師の確保のみならず、感染症への対応も見据えた医師を確保する仕組みづくりが必要である。

1 国による医師偏在解消に向けた実効性のある対策

○ 真に実効性のある「医師偏在是正に向けた総合的な対策パッケージ」の具体的な取組の実施

「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」の本格実施に向け、真に実効性のある制度とするとともに、重点医師偏在対策支援区域における経済的インセンティブ事業に係る都道府県負担に対して確実に特別交付税の配分を行うこと。

○ 医学部臨時定員増措置の延長

医学部臨時定員増の枠組みについては、令和9年度末まで1年間延長されたものの、令和9年度の医学部総定員については、地域の実情等に配慮しつつも、全体として削減が図られる方向が示された。

しかしながら、医師偏在は依然として解消されたとはいえず、とりわけ医師不足が深刻な医師少数県においては、医師増加ペースの見直しが医師採用数の減少に直結するおそれがある。

このため、医学部定員の見直しについては、医師少数県は県外大学との連携等による臨時定員地域枠の増設を認めるなど、偏在是正に資する運用とするとともに、医師の地域偏在の是正に真に実効性のある対策と一体的に進めること。

○ 地域枠の拡大に伴う支援等

臨時定員増による地域枠拡大に伴い、大学医学部は設置基準に基づく専任教員の増員や、教室等の施設整備・実習室等の設備整備などが必要となるが、国立大学法人に対する国立大学法人運営費交付金において、必要な経費を全てまかなえる状況にはないことから、地域枠拡大に伴う専任教員の増員や施設・設備の整備に係る必要な経費に対する国立大学法人

運営費交付金の拡充を図ること。

また、国は、地域枠及び地元出身者枠の恒久定員内への設置について、積極的に大学と調整を行うことを求めているが、恒久定員内への地域枠等の設置を促進するため、大学の教育体制の確保や負担軽減のための財政支援である「大学における恒久定員内地域枠設置促進事業」を継続・拡充すること。

併せて、医師多数都道府県（以下「医師多数県等」という。）に所在する大学であっても、医師少数県の取組に協力している場合は評価する必要があることから、医師少数県のための地域枠を設ける大学については、恒久定員を減員しないことや特段の財政支援などの対応を行うこと。

○ 医師の地域偏在解消に向けた臨床研修制度の見直し

研修修了後の定着率が高い臨床研修医の確保は、医師少数県にとって喫緊の課題である。令和6年3月に医師臨床研修部会から、臨床研修制度見直しに係る報告書が示されたが、地域医療の安定的な確保に向けて、次のような都市部への集中を是正する抜本的な対策を講じること。

- ・ 早期に大都市部における募集定員を大幅に減少させ、募集定員を研修対象者数と同程度にすること。
- ・ 各都道府県の募集定員上限に係る激変緩和措置については、令和7年度の募集定員上限の算定から縮小することとされたが、激変緩和措置の対象となる都道府県の募集定員上限が減少していくよう確実に実施すること。
- ・ 令和8年度以降実施される「臨床研修広域連携型プログラム」については、プログラムの円滑な構築を支援するとともに、実施状況を見ながら対象定員数の拡大など必要な見直しを行うこと。

さらに、臨床研修の質の向上を図るためには、臨床研修病院における指導環境の整備が必要であることから、都市部の派遣元病院や、指導医として派遣される医師本人にインセンティブを付与するなど、都市部か

ら地方へ臨床研修指導医が派遣される仕組みを構築すること。

- ・ 例年、申請額に対して7割程度の交付実績となっている臨床研修費等補助金（医師）について、十分な予算を確保し、申請額どおり交付すること。

○ 医師少数県に配慮した実効性を伴う専門研修制度の運用

臨床研修病院をはじめとする関係者と一体となった取組により、臨床研修医確保は着実に成果が上がってきており、今後、専攻医としての定着が課題となる一方で、現在、専攻医募集定員に係るシーリングについては、激変緩和措置がとられており、専攻医が大都市部に集中していることから、一人当たりの症例数をみると地方と都市部で大きな差があるなどの課題がある。

令和8年度のシーリングの仕組みとして、特別地域連携プログラムがシーリングの枠内に設定されるなど、一定の見直しが行われたものの、直近の過去3年間の平均採用数まで復元できる激変緩和措置は引き続き設けられることとなっている。

激変緩和を縮小し、シーリングの効果が地方の医師少数県に及ぶよう、大都市部に対してしっかりとしたシーリングを実施すること。

さらに、産科や外科などについては、それらの診療科の医師数自体が減少していることなどから、現在シーリングの対象外となっているが、本県など医師少数県においては、それらの診療科の医師不足がより深刻な状況であることから、それらもシーリングの対象とすること。

加えて、シーリング制度において、専門研修の質の向上に資する指導体制の構築及び指導医に対するニーズの高い地域への指導医の派遣を評価する仕組みが設けられたが、これまでの派遣実績に基づく評価となっているため、医師少数県への新たな派遣を高く評価するなど、都市部から地方への指導医派遣が促進される実効性のある仕組みを構築すること。

また、2040年の医療需要の変化を見据え、専門研修における医師の養成のあり方を検討することとされているが、地域の基幹的な病院で勤務するなど医師のキャリアにも配慮しつつ、専門医として全国どこでも通用する実力を付ける研鑽の場として、地方で一定期間勤務する仕組みの創設を検討すること。

○ 医師少数区域等への医師の勤務促進

都道府県ごとに保険診療が可能な保険医の定数を定めたり、診療報酬上配慮するなど、医師少数区域等での勤務促進策を講じること。

また、医師少数区域等での若手医師の勤務を促進するため、大都市圏など医師多数県等と医師少数県が連携の上、臨床研修及び専門研修のプログラムを構築・運用等する際に必要な支援を行うこと。

○ 医師の働き方改革と医師確保・偏在対策の一体的な推進

時間外労働の規制の取組だけでは、医師不足地域における医療提供体制に多大な影響を与えることが想定されるほか、地域医療の観点から必須とされる機能を果たすため、やむなく長時間労働が必要となる地域医療確保暫定特例水準の対象医療機関に指定されることにより、医師確保が困難になるおそれがあることから、医師の働き方改革の推進に当たっては、地域における医師確保・偏在対策と一体的に進めること。

また、医師の働き方改革の推進には、多職種によるチーム医療が重要であることから、これらの役割を中心的に担う看護職員の確保・定着や専門性の向上に向けて、自治体が行き組む施策への財政支援を拡充するとともに、看護職員の一層の処遇改善を図ること。

○ 学校医・産業医の確保支援

本県においては、学校における保健管理等を担う学校医や企業等の従業員の健康管理に携わる産業医の確保が課題となっていることから、国として担い手不足の解消に向け支援を検討すること。

2 医師少数県における医師確保対策等への強力な財政支援

○ 医師少数県に配慮した財政支援

地域医療介護総合確保基金（医療分）の国補助分については、医師少数県等へ重点的に配分するとの方針が示されているが、大学への地域枠設置と卒業後の離脱回避のための実績を評価するなど、客観的な基準を示し、重点的な配分を確実に行うこと。

併せて、地域医療介護総合確保基金（医療分）の都道府県負担分に対し人口に応じ措置されている普通交付税についても、同基金の国補助分の配分方針を踏まえ、医師不足が顕著な県に重点的に配分すること。

加えて、医師偏在の是正に資する修学資金等に係る特別交付税について、一層の財政措置を講じること。

○ 市町村における独自の医師確保の取組に対する財政支援

医師不足が深刻な医師少数区域などの市町村における独自の医師確保の取組等に対し、特別交付税による財源措置などを講じること。

○ 地域医療構想推進と一体的に進める医師確保への支援の拡充

地域医療構想に沿って中核病院の集約・機能強化や、地域包括ケアシステムを支える医療機能の充実を推進する必要があるが、こうした医療提供体制を将来にわたって持続的で質の高いものとするためには、医療人材の育成・確保が不可欠である。

このため、本県では、臨床研修病院が魅力向上や研修環境整備に尽力するとともに、二次医療圏単位で圏域内の各医療機関等が一体となって専門研修プログラムを新設するなどの取組を進めているが、指導医の確保等のソフト面に加え、研修医室の確保などハード面の制約が課題となっている。

このため、現在、地域医療介護総合確保基金の区分Ⅳで対象外となっている施設・設備整備について、重点医師偏在対策支援区域に選定された二次医療圏の医療機関におけ

る研修環境整備は活用可能とするなど見直しを行うこと。

(厚生労働省医政局)

(文部科学省初等中等教育局)

(文部科学省高等教育局)

(総務省自治財政局)

(財務省主計局)

すべての水俣病被害者の救済について

水俣病被害者の早期救済や患者救済の枠組みの見直しに取り組むこと。また、被害の声をあげることができる環境の整備を一層推進すること。

○ 患者救済の枠組みの見直し

平成 25 年 4 月の最高裁判決以降、「公害健康被害の補償等に関する法律（以下、公健法という。）」に基づく患者認定申請が増加するとともに、認定や損害賠償を求める新たな提訴も相次いでいる。

水俣病の終局的な問題解決のためには、水俣病の被害を受けたすべての方々が等しく患者と認められるとともに、いつでも名乗り出ることができるよう、抜本的に救済制度の見直しを行うべきである。

また、令和 8 年 3 月に新潟地方裁判所において現行の公健法の判断枠組みと大きく異なる判決があったところであり、ばく露と症状の因果関係の立証に当たっては、水俣病の発生から半世紀以上を経過していることを踏まえた対応を行うなど、患者救済の枠組み全体を見直し、一体的かつ恒久的な制度を確立すること。

○ 水俣病被害者の早期救済

新潟県においては、公健法に基づく患者の認定審査の迅速化に努めているが、発生から半世紀が過ぎ、被害者も高齢化しており、この問題の解決は喫緊の課題である。

また、平成 21 年度から新潟水俣病地域福祉推進条例に基づき、県独自に福祉手当を支給するとともに、令和 8 年度からは新たに健康支援手当の支給を開始したところである。

このような状況を踏まえ、国においては、メチル水銀による健康影響にかかる疫学調査の在り方に関する検討会での議論を踏まえた健康調査を本県においても速やかに実施するとともに、被害の実態把握に努めるほか、水俣病特措法の判定結果に対する異議申立てを本県が受理し認容した方々も救済対象とするなど、水俣病の被害を受けたすべての方々の早期救済に向けて積極的に取り組むこと。

○ 被害の声をあげることができる環境の整備

公式確認から半世紀以上が経過したにもかかわらず、今なお、いわれのない偏見や差別をおそれ、被害の声をあげることのできない方々がいると考えられる。

このため、水俣病の被害を受けたすべての方々が被害の声をあげることができる環境の整備のため、差別や偏見の解消のための啓発や、いわゆるもやい直しの取組を、国も参画して一層推進すること。

(環境省大臣官房環境保健部)

国民健康保険制度等の財政基盤の確立と持続 可能な医療保険制度の構築について

国民皆保険制度を堅持するため、国民健康保険制度等の財政基盤の確立と、今後の医療費の増嵩に耐えうる持続可能な医療保険制度の構築を図ること。

国民健康保険の被保険者は、加入者要件から低所得者や高齢者の割合が高く、後期高齢者医療制度の被保険者は、高齢になるにつれて医療費が増大する一方、負担能力が低くなる傾向にある。どちらも構造的に財政措置が必要な制度であることから、国において、十分な財源を確保すること。

また、誰もが安心して医療を受けられるよう、今後の医療費の増嵩に耐えうる持続可能な医療保険制度の構築を図ること。

なお、後期高齢者の医療費の負担については、令和4年10月の一定所得以上の被保険者に係る窓口負担2割の導入に始まり、令和8年度に後期高齢者負担率の引上げ等の制度改正が実施されたことから、制度改正の目的や内容について、引き続き国において丁寧に周知し、理解を求めること。

(厚生労働省保険局)

医療費適正化に取り組む都道府県への支援 等について

第4期医療費適正化計画の推進に当たっては、医療機関や医療保険者等の理解と協力を得られるよう、国において十分に説明するとともに、都道府県に対し必要な技術的・財政的支援を行うこと。

また、計画の評価に当たっては、現状において医療費が低い都道府県が不利益を受けることがないように、地域の実情に十分配慮すること。

令和6年度から始まった第4期医療費適正化計画については、医療資源の効果的・効率的な活用等に関する目標が新たに設定されるとともに、計画の実効性を確保するため、都道府県と関係者によるPDCAサイクルの強化や、都道府県の役割及び責務を明確化する見直しが行われた。

しかし、医療費は医療保険者、医療機関、自治体、住民など様々な主体の活動の結果であり、現状では都道府県で管理できる要素は限定的である。

第4期計画の推進に当たっては、国において医療機関や医療保険者等の理解と協力を得られるよう、十分に説明するとともに、都道府県が役割を果たしていくために必要な技術的・財政的支援を行うこと。

また、本県のように医療資源が少なく、現状において医療費が低い都道府県においては、医療提供体制の整備により医療費が増加する可能性も否定できない。計画の評価に当たっては、現状において医療費が低く、医療費の改善幅に限られる都道府県が不利益を受けることがないように地域の実情に十分配慮すること。

(厚生労働省保険局)

地域医療提供体制の確保に向けた対応等について

病院における安定的な経営基盤を確保するため、物価高騰等の社会情勢の変化が適時適切に反映される仕組みを診療報酬制度に組み込むとともに、令和8年度診療報酬改定の影響等を踏まえた更なる対応や政策医療に係る地方財政措置の拡充、離島や豪雪地帯の実態に即した財政支援及び医療DXへの投資に係る財政的・制度的支援を講じること。

新潟県においては、人口減少や少子高齢化の急速な進行に加え、豪雪地帯である中山間地域や離島を含めた広大な県土を抱える地理的条件の下、限られた医療資源で地域医療を維持、確保していく必要がある。このため、目指すべき医療提供体制の大枠の方向性を示した「地域医療構想の実現に向けたグランドデザイン」に沿って、各圏域の関係者と医療再編に向けた協議、検討を重ねているところである。

持続可能な医療提供体制を構築し、県民の生命と健康を守るためには、各地域の病院における安定的な経営基盤の確保が不可欠であるが、病院を取り巻く経営環境が厳しさを増し、エネルギー価格や医療材料費、委託費等の高騰など、物価高騰や人件費上昇の影響が病院経営を大きく圧迫している。

こうした状況に対し、現行の診療報酬体系では、物価高騰や人件費上昇等の外的要因による経費増を迅速かつ的確に反映できておらず、多くの医療機関において、診療報酬のみでは必要な経費を賄うことが困難な状況が生じている。

令和8年度診療報酬改定においては、全体としてプラス改定が行われ、医療提供体制の維持や医療従事者の処遇改善に一定の配慮がなされたところであるが、地域の特性や病院の規模・

機能ごとに状況は異なることから、特に、人口減少が進み、患者数や医療資源の減少、医師偏在といった構造的課題を抱える地方において、診療報酬改定の効果が実際に病院経営の改善や医療従事者の処遇改善、地域医療の維持につながっているかについては、丁寧な検証が必要である。

また、地域医療構想に基づく医療再編を進めていく上では、機能分化や機能転換の過程において、地域医療構想を推進するための十分な支援が求められる。加えて、離島やへき地における医療や、不採算・特殊部門に関わる医療など、民間が担うことが困難な政策医療については、引き続き、公立・公的病院において確保する必要がある。

さらに、効率的で質の高い医療を提供していく上では、医療DXの推進が重要になる。電子カルテをはじめとする医療情報システムの改良や更新、サイバーセキュリティ対策、病院間の情報連携等は、医療の質や安全性の向上、業務効率化、人材不足への対応に資するものであるが、これらに要する費用は多額であり、地方の病院にとって経営上の極めて大きな負担となっている。必要な投資が十分に行えない場合、医療の質の低下や地域医療の弱体化につながりかねない。

1 病院の安定的な経営確保のために必要な対応

近年の物価高騰や人件費上昇に対応できるよう、社会情勢の変化が適時適切に反映される仕組みを診療報酬制度に組み込むこと。

また、令和8年度診療報酬改定の影響や病院の経営状況について、国において継続的に把握・検証を行い、その結果を踏まえ、必要な場合には、2年ごとの改定を待つことなく、さらなる対応や支援を行うこと。

離島やへき地における医療や、不採算・特殊部門に関わる医療など、いわゆる政策医療に係る交付税措置の単価を増額するなど、地方財政措置を拡充すること。

特に、離島においては、他地域へのアクセスが物理的に制限されているため機能の集約化には限界があり、一定の医療機能の維持が必要である一方、人材確保や医療機器の輸送などに追加費用を要することから、へき地等を対象とする国の補助制度

において、離島の医療機関については、補助事業の新設や、既存事業の補助率の嵩上げ、加算の新設など支援を拡充すること。

さらに、豪雪地帯及び特別豪雪地帯の病院では、除排雪その他冬季特有の恒常的な経費が発生しているが、これらの経費は従来、一般的な施設維持経費として処理されてきたため、国の運営費補助の基準額において明示的に評価されていない。加えて、近年の物価高騰や人件費の上昇等の影響もあり、経営上の負担が一層増大している。このため、政策医療を担う病院に対する運営費補助について、豪雪地帯及び特別豪雪地帯における冬季特有の経費を適切に反映する寒冷地加算を補助基準額上明示的に設けること。

2 病院における医療DXへの投資に係る対応

医療DXの一環として、国においては、2030年までに概ね全ての医療機関への電子カルテ導入を目指しているところであるが、今後、導入・普及を目指すにあたり、特に、病院における維持管理や更新費用等が多額となっている背景や要因等を検証し、実態に応じた負担軽減策を講じるとともに、電子カルテの標準化をはじめとする国策上の必須対応部分については、経営主体を問わず、適切な投資が着実に行われるよう、必要な財政的・制度的支援を講じること。

(厚生労働省医政局)
(厚生労働省保険局)
(総務省自治財政局)
(財務省主計局)

持続可能な周産期医療の確保などに向けた 支援の充実について

分娩数が大きく減少し、医療の質の維持や医療従事者の確保が困難となる状況が生じてきており、持続可能な周産期医療体制の確保や、分娩取扱施設等へアクセスしやすい体制の構築に向けた支援を充実すること。

分娩数が大きく減少し、総合・地域周産期母子医療センターを含む分娩取扱施設を取り巻く外部環境は、厳しさを増しており、持続可能な周産期医療の確保が急務となってきている。

このため、医療圏ごとに安全・安心で質の高い周産期医療を提供できる施設を集約するとともに、市町村とも連携し、妊婦健診や産前・産後ケアなどは、できるだけ身近な医療機関や市町村が担うなど、全ての妊婦・子育て家庭が安心して妊娠・出産及び子育てができる環境整備に取り組んでいるところである。

少子化対策として、こうした地域で安心して妊娠・出産及び子育てができる環境整備等の取組に対し、国においては、以下の対策を講じることを要望する。

1 周産期医療体制の確保

○ 安心して妊娠・出産及び子育てができる体制の構築

- ・分娩取扱施設数が減少し、身近な医療機関において出産ができない地域については、これから出産を考えている若者から居住地として選ばれない可能性があり、当該地域の人口減少に拍車がかかると懸念される。
- ・そのため、国においては、地域で安心して妊娠・出産及

び子育てができる体制の構築について検討を行うこと。

○ 総合・地域周産期母子医療センターの財政支援拡充

- 出生数の減少が進行する中であっても、総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターは、母体搬送の受入れ、緊急帝王切開、NICU・MFICU の運営等を24 時間体制で担う必要があり、その維持には分娩件数に比例しない固定的経費を要する。
- 特に、豪雪地帯及び特別豪雪地帯に所在する周産期母子医療センターにおいては、冬季における搬送動線の確保、除排雪及び施設アクセス維持に追加的かつ恒常的な経費が発生しているが、これらは補助基準額上、寒冷地特有の負担として明示的に評価されておらず、近年の物価高騰、人件費上昇及び委託費の上昇は、こうした負担にも重くのしかかっている。
- このため、国においては、周産期母子医療センター運営事業について、豪雪地帯及び特別豪雪地帯に所在する施設に対し、冬季特有の経費を対象とする寒冷地加算を補助基準額上明示的に設けるとともに、分娩件数が減少する中であっても地域に不可欠な周産期母子医療センターについては、補助基準額を引き上げるなど、周産期母子医療センターの維持に必要な人件費や設備維持費等の経費を保障するよう、制度の拡充を図ること。

○ 産科医の確保

- 産婦人科や外科等、現在シーリング対象外の診療科について、医師が都市部に集中する傾向にあることから、偏在の是正に向けた今後の方向性を早期に検討し、これらの診療科についてもシーリングを設定するなど、都市部への集中を是正する対策を速やかに行うこと。
- 県内の分娩取扱施設では、産科医等の処遇改善のため、分娩取扱件数に応じて手当を支給し、県としても地域医療介護総合確保基金を活用し当該手当の一部を補助しているところであるが、産科医確保のため補助基準額以上

に支給している施設もあることから、補助基準額を引き上げること。

○ 助産師の確保・育成

- ・ 地域で活動する助産師のための研修制度の構築
分娩数の減少や、看護師不足による一般病棟への配置等により、助産師としての知識・技術向上の機会が減少している中で、安全・安心な周産期医療を確保するため、県では、助産師会と連携し、病院・診療所等の施設を越えて分娩に関する知識・技術の向上に向けた研修会を実施することとしており、国においても、地域における助産師の研修制度構築に対する支援を検討すること。
- ・ 助産師の確保に向けて、分娩数の減少等に鑑み、助産師養成課程における実習要件の弾力化等について、検討を行うこと。

2 分娩取扱施設等へアクセスしやすい体制の構築

○ 妊産婦アクセス支援に対する財政措置

- ・ 分娩取扱施設の減少・集約化に伴い、遠方の分娩取扱施設への妊婦健診や出産時、産後健診の心理的・経済的な負担が大きく、妊娠・出産を控える傾向が生じやすくなっている。
- ・ 国においては、令和6年度予算で「妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援」を創設し、さらに、「妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援」が創設されたが、最寄りの産科医療機関までの移動に概ね60分以上を要する妊婦に限られている。
- ・ 豪雪地帯や中山間地域、離島などを抱える本県においては、移動に要する所要時間が60分未満であっても、積雪の影響により本来の所要時間以上の移動時間が発生するのみならず、雪道を運転する際の心理的・肉体的負荷の増加や、事故リスクの上昇等が生じることなどから、

より妊産婦に寄り添った支援を行うため、県独自の支援策として、令和8年度から、交通費等の経済的支援の対象を全ての妊産婦に拡大したが、国においては、通院時間の要件を緩和し、地域の実情に応じた都道府県への財政支援を行うこと。

- 小児難病患者等のアクセス支援に対する財政措置
 - ・ 小児慢性特定疾病や育成医療の小児難病患者等は、対象となる疾患に対して、専門的な手術・治療が可能な医師、設備を有する医療施設が限られているため、大学病院など遠方の医療機関への通院・入院をせざるを得ず、交通費に係る経済的な負担が大きい。
 - ・ 当県ではこうした状況を踏まえ、令和8年度から、遠方の医療機関に通院する難病等の子どもの保護者に対し、市町村が交通費を助成する場合の支援を開始したところである。
 - ・ 国においても、現行の妊産婦等アクセス支援事業の対象に、小児難病患者等の通院に係る交通費を追加するなど、制度の拡充を図ること。

(厚生労働省医政局)

(厚生労働省健康・生活衛生局)

(こども家庭庁成育局)

総合的な肝炎対策の充実について

- 肝炎治療特別促進事業及び肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の対象医療の拡大をはじめ、国の責任において、患者の視点に立った総合的な肝炎対策を充実すること。
- カルテが保存されていない者も含めて、薬害C型肝炎救済特措法の適用により、被害者全員の救済を図ること。
併せて、B型肝炎救済特措法の対象者や両法の対象とならない輸血等によるウイルス性肝炎患者についても同様に救済を図ること。
- 薬害が二度と起こらないような実効性のある再発防止策を講ずること。

○ 総合的な肝炎対策の充実

肝炎患者の治療は長期にわたり、治療以外の通院費等の負担を含め、患者の経済的負担は多大なものとなっているが、肝炎治療特別促進事業及び肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業においては、医療費助成の対象が拡充されたものの、入院患者や一部の通院患者に限られており、多額の治療費が対象外である。

早期に適切な医療を受ける必要性においては、現行の治療適応患者とそれ以外の患者の間に区別はないことから、すべての患者を対象とした疾病対策を講じる必要がある。

また、ウイルス性肝炎の専門的な治療がどこでも受けられる治療体制の整備及び治療薬・治療法の開発促進を図るとともに、ウイルス性肝炎の早期発見・早期治療を促進する取組、正しい知識の普及啓発、相談支援などを引き続き実施し

ていくことも重要である。

こうしたことを踏まえ、国の責任において、患者の視点に立った総合的な肝炎対策を充実すること。

○ 薬害C型肝炎患者及び輸血、予防接種等により感染したウイルス性肝炎患者の救済

県内の薬害C型肝炎患者の多くは、カルテなどが医療機関に保存されておらず、また、カルテに代わる医師、看護師等の証言を得られるケースもほとんどない状況となっている。このため、高齢化が進む患者の早期救済に向けて、和解等の際に製剤投与事実の認定に用いられた証拠事例について、国において更に周知を図り、母子健康手帳、患者本人・家族などの証言、現在の医師の診断などにより、幅広く認定を受けられるよう取組を進める必要がある。このため、患者の負担となっている証拠・証言等の収集を専門家が支援する仕組みを国の責任において構築して、薬害C型肝炎被害者の救済を図ること。

併せて、B型肝炎救済特措法においても証明が困難なケースも想定されるが、すべての被害者が救済される必要があるとともに、さらに、これらの救済法の対象とならない、輸血等により感染したウイルス性肝炎患者についても、同様に救済を図ること。

○ 薬害を二度と引き起こさない再発防止策の構築

これまでの幾多の薬害事件に続き、再度、薬害が引き起こされ、多くの薬害C型肝炎患者を生じたことは、非常に遺憾である。

薬害C型肝炎患者らの不安と苦しみを改めて認識し、薬害が二度と生じないよう、実効性ある再発防止策を講ずること。

(厚生労働省健康・生活衛生局)

(厚生労働省医薬局)

骨髄バンク事業の推進について

骨髄バンク事業における移植率向上のため、ドナーが骨髄等の提供に至らない理由や必要な支援を把握した上で、総合的な移植率向上施策を推進すること。

また、「骨髄ドナー休暇制度」の普及を図ること。

○ 総合的な移植率向上施策の推進

白血病など血液がんの有効な治療法である骨髄移植を促進する骨髄バンク事業は、ドナーの善意で骨髄等を提供いただくことで成り立っている。

現在、移植を希望する人の9割にドナーが見つかるが、実際の移植に至るのは5割程度に留まっている。

ドナーが骨髄等の提供に至らない理由や必要な支援を明らかにするためにこれまで行われてきた厚生労働科学研究の調査結果を踏まえ、総合的な移植率向上施策を推進すること。

○ 「骨髄ドナー休暇制度」の普及

骨髄等の提供を行うには、肉体的な負担のみならず、入院や通院等、精神的な負担も大きく、就労者においては就業への影響が不可避である。

このため、官公庁や大手企業等で既に導入されている骨髄バンクドナーに対する特別休暇制度を普及させることで、ドナー登録時や骨髄等提供時の精神的な負担軽減を図ること。

(厚生労働省健康・生活衛生局)

(厚生労働省雇用環境・均等局)

介護人材の確保に向けた処遇改善や給与水準の向上の取組及び経営実態等を踏まえた財政措置の実施について

介護人材確保のため、介護職員や介護支援専門員などの処遇改善や給与水準の向上を図るとともに、安定的な介護サービス提供に向けて、老朽化が進行する施設の維持管理の財源確保等が課題となっていることから、介護サービス事業所等の経営実態等を踏まえた介護報酬改定等の財政措置を迅速に実施すること。

少子高齢化の進展などにより、介護サービスへのニーズが増大している中で、介護従事者等が置かれている労働環境は、給与水準などの処遇面で今なお厳しい状況にあり、介護サービス事業所等における従事者は依然として不足している。

国においては処遇改善策が実施されているが、介護人材確保のため、更なる対策を実施していくことが必要である。

加えて、物価高騰の影響や人材確保に要する費用等により、介護サービス事業所等の経営や今後の施設整備及び維持管理に支障が生じていることから、安定的な介護サービス提供に向けて、介護サービス事業所等の経営実態等を踏まえた介護報酬改定等の財政措置を迅速に実施することが必要である。

1 介護人材の安定的な確保に向けた取組

介護人材の安定的な確保のため、参入促進や離職防止につながるイメージアップを図るとともに、キャリアアップの仕組みの着実な推進など、介護従事者等の処遇の更なる改善を

継続的に進めること。

2 介護従事者等の給与水準の向上

介護従事者等の給与水準の引き上げについては、介護職員等処遇改善加算により取組が行われており、令和8年6月からは、3.3%のベースアップへとつながるよう加算率を引き上げるための報酬改定が行われることとなった。

しかし、介護従事者等の給与水準は、依然として他業種よりも低い状況に変わりはなく、人材不足も解消されていないことから、介護従事者等の給与水準の更なる引き上げにつながる施策を講じること。

なお、施策の実施に当たっては、利用者や地方公共団体の負担が過大とならないよう配慮すること。

3 経営実態等を踏まえた財政措置の実施

県内の介護サービス事業所等においては、物価高騰の影響や人材確保に要する経費の増加等により、経営に影響が生じている。また、老朽化が進行する施設の維持管理や施設整備の財源確保が課題となっている状況である。

このため、介護サービス事業所等の経営実態等を踏まえた介護報酬改定等の財政措置を迅速に実施するとともに、物価や賃金の改定率と連動した介護報酬の十分な引き上げを行うこと。

(厚生労働省老健局)

(厚生労働省社会・援護局)

障害福祉関連事業における財源確保について

交付率の低下等により事業の実施に支障が生じている障害福祉関連の国庫補助事業について、必要な財源を確実に確保すること。

また、安定的な障害福祉サービス等の提供に向け、職員の処遇改善等のための財政措置を実施すること。

障害者の地域生活への移行を推進していくためには、障害があっても地域で安心して暮らせる環境の整備が極めて重要である。

しかしながら、障害福祉関連の国庫補助事業においては、国の予算が十分に確保されず、県や市町村、民間事業者において超過負担が生じたり、事業が実施できないといった問題が生じている。

については、交付率の低下等により事業の実施に支障が生じている障害福祉関連の国庫補助事業について、必要な財源を確実に確保すべきである。

また、障害福祉人材の確保が困難な状況が生じていることや物価高騰の影響により障害福祉サービス事業所等の経営に支障が生じていることから、安定的な障害福祉サービス等の提供に向けて、必要な財源を確保すべきである。

- 1 地域生活支援事業は、地域で生活する障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするための事業として必要不可欠であるが、事業費の増加に対して国の予算が十分確保されておらず、交付率が年々低下しており、令和7年度においては交付率が5割程度となってい

る。そのため自治体において超過負担が生じていることから、地域の実情や利用者のニーズに応じた事業が円滑に実施できるよう、十分な財源を確保すること。

2 障害福祉関係施設の整備促進に不可欠な社会福祉施設等施設整備費国庫補助金は、令和3年度から国予算が減少し、令和7年度の本県の交付率は6割を下回っており、十分な予算が確保されていない状況である。障害者が地域で安心して暮らせる環境の整備を着実に進めるために、防災・減災対策の継続的な取り組みや既存施設の安全性の確保及び地域生活の支援に必要なサービスの基盤整備に支障を来たすことのないよう、十分な財源を確保すること。

3 障害福祉現場の職員の給与については、国において処遇改善に向けた措置が講じられており、令和8年6月からは、3.3%のベースアップへとつながるよう加算率を引き上げるための報酬改定が行われることとなった。

しかし、職員の給与水準は、依然として他産業よりも低い状況であり、また、物価高騰の影響による経営への支障も生じていることから、安定的な障害福祉サービス等の提供に向けて、更なる職員の処遇改善の実施及び物価高騰への支援など、必要な財政措置を講じるとともに、物価や賃金の改定率と連動した障害福祉サービス等報酬の十分な引き上げを行うこと。

(厚生労働省社会・援護局)

障害者の雇用対策の拡充について

障害者の雇用促進と職場定着を図るため、障害者の雇用対策を拡充すること。

障害者の安定した職業生活を実現するためには、障害特性に応じた障害者と企業のマッチングとともに、就業後においても継続的な支援が重要である。

特に、企業においては、障害者雇用に対する経済的負担だけでなく、ノウハウが不足していることによる不安があるほか、近年増加している知的、精神障害者の雇用に当たっては、職場だけでなく、職業生活全般の支援が必要な場合も多いことから、障害者支援機関等による幅広く、長期的な支援へのニーズが高まっている。

また、本県の障害者雇用は着実に進展しているが、令和8年7月1日からの法定雇用率の引上げを踏まえ、その達成に向けて取組を強化する必要がある。

については、障害者の雇用促進と職場定着を図るため、障害者を雇用する事業主への支援や障害者の就業支援を行う障害者就業・生活支援センターの人員体制の拡充を要望する。

(厚生労働省職業安定局)

物価高騰等の長期化により日常生活に支障が生じた方々への支援について

物価高騰等の長期化によって、日常生活に支障が生じた方々への支援を強化・充実させるとともに、地方公共団体の取組に対し、継続的に支援を行うこと。

物価高騰等の影響が長期化する中、相対的に弱い立場の方々に大きなしわ寄せが及んでおり、国においては、生活困窮者支援等の取組を行っているが、日常生活に支障が生じた方々への一層の支援の強化・充実を図ることが必要である。

また、本県においても、生活困窮者やひとり親家庭等への支援強化に取り組んでいるが、地域の実情に即した地方公共団体の取組に対し、今後も継続して支援を行うことが必要である。

1 生活困窮者への支援

物価高騰等の影響が長期化する中、地方公共団体が行う生活困窮者への相談支援に係る予算を確実に確保すること。

加えて、物価高騰等が長期化している現状も踏まえ、生活困窮者に対し、地域の実情に即した負担軽減策を行うことができるよう、引き続き、地方創生臨時交付金等による必要な財政措置を講じるとともに救護施設の経営安定化のための財政措置を行うこと。

2 食のセーフティネット支援

生活困窮者等に対し、全国でフードバンクやこども食堂などの取組が行われており、県内で10,000以上のひとり親世帯等がフードバンク団体の直接支援を受けている。

食のセーフティネットとして重要な役割を果たしているこ

とから、フードバンク等の取組の一層の周知・啓発や既存の支援制度の対象経費の拡充や支援要件の緩和を図ること。

3 困難な環境にあるこどもへの支援

物価高騰等の長期化が子育て世帯の生活に与える影響は大きいと考えられ、こどもの貧困につながるおそれや、児童虐待、ヤングケアラーなど支援が必要なこどもの増加が懸念されている。

こどもの貧困の解消に向けた対策の強化、及び児童虐待防止対策の推進等、困難な環境にあるこどもへの支援については、国の責任において支援策の強化・拡充に努めるとともに、物価高騰等の影響を踏まえ、地方公共団体において迅速な対応が可能となるよう、引き続き、財政的支援を講じること。

4 困難な問題を抱える女性への支援

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、県及び市町村において支援体制の整備に向けて取り組んでいるところであるが、物価高騰等の長期化により支援対象の増加が懸念されることから、困難な問題を抱える女性を支援するための人材確保・育成及び体制整備に対して十分な財政的支援を講じること。

また、様々な困難や不安を抱える女性を支援する地域女性活躍推進交付金（つながりサポート型）についても、令和9年度以降も予算の確実な確保を図った上で、地域の取組の支援を継続すること。

5 自殺対策の推進

本県の自殺死亡率は全国に比較して高い状況で推移している。そのような中、物価高騰の長期化等の影響を受け、自殺の背景にある様々な問題が深刻化することにより、さらに自殺死亡率が増加しないよう、本県では、様々な関係機関と連携を図り、悩みを抱える方が早期に相談し、支援につながる

ような取組を行っているところである。

このような取組を継続的に行っていくため、地域自殺対策強化交付金の財源確保を図ること。

(厚生労働省社会・援護局)

(農林水産省消費・安全局)

(こども家庭庁支援局)

(内閣府男女共同参画局)

(財務省主計局)

へき地等におけるオンライン診療への支援について

へき地等における医療提供体制を持続可能とするため、オンライン診療に関する診療報酬のさらなる見直し等の措置を講じること。

また、オンライン診療時の薬剤交付に係る事業者及び患者の負担軽減を図ることを目的として、電子処方箋導入に係る費用負担の軽減、オンライン診療時の処方箋への記名押印の取扱いの見直し及び医師・薬剤師不在時の薬剤交付に関する運用改善について、必要な措置を講じること。

令和8年4月からオンライン診療が医療法に位置付けられ、情報通信機器を用いた診療は、医師の不足する地域や医師の働き方改革の観点から、今後ますます重要性が高まるものと考えられる。

本県は、医師少数県であることに加え、医療資源の少ない離島や中山間地域が多く、通院や在宅医療が困難な地域も存在することから、特に高齢者への継続的な医療提供に課題を抱えている。オンライン診療は、限られた医療資源の中で地域の医療提供体制を確保していくための有効な手段の一つであると考えており、本県では、へき地診療所等を対象としたオンライン診療モデル事業による実証や、その成果の普及・拡大に取り組んでいる。

しかしながら、訪問診療をオンライン化した場合、在宅患者訪問診療料が算定できず再診料のみとなり、在宅時医学総合管理料も大幅に減額されるなど、対面診療と比較して診療報酬の乖離が大きく、特に、へき地では、減収を患者数の増加で補うことができず、オンライン診療の継続が困難となっている。

また、オンライン診療を行う際の処方箋の発行について、電

子処方箋の活用は処方業務の効率化に有用であるものの、電子カルテ連携に要するシステム改修費が高額のため、へき地医療機関では、国の補助上限額では対応が難しく、導入が進んでいない。そのため、紙処方箋の発行が必要になるが、オンライン診療を行う医師は遠隔地にいるため、医師法施行規則第21条で求められている医師本人の記名押印又は署名が困難であり、現行では看護師等による代理対応も認められていないことから、オンライン診療の支障となっている。

さらに、へき地や中山間地域では薬局が周辺に存在しない地域も多く、医師・薬剤師が不在の場合には院内調剤が行えず、オンライン診療が完結しない事例が生じている。離島では荒天時に限り、看護師がPTP包装医薬品を取り揃え、医師が遠隔で確認した上で交付する取扱いが認められているが、へき地では通常時から医師・薬剤師の不在が生じているにもかかわらず、同様の取扱いは認められていない。

- へき地等の在宅医療提供体制を維持するため、へき地診療所等が、対面で実施していた訪問診療の一部をオンライン化した場合においても、オンラインへの移行による診療報酬の減少が緩和されるよう、オンライン診療における医師の関与を適切に評価し、診療報酬のさらなる見直し等の措置を講じること。
- へき地等におけるオンライン診療の普及促進のため、電子処方箋システム導入に係る費用負担が医療機関に過重とならないよう、補助上限額・補助率の拡充等、必要な支援を強化すること。
- 病院に来院した患者に対し遠方の医師がオンライン診療を行う場合、処方箋への医師本人の記名押印又は署名について、患者の側にいる看護師等が代理対応できるよう、取扱いを見直すこと。

- オンライン診療後、患者に対して円滑な薬剤交付が図られるよう、離島等の診療所で医師・薬剤師がやむを得ず不在となる場合に認められている、遠隔の医師の確認の下、看護師が PTP 包装医薬品を渡すことができる取扱いについて、へき地・中山間地においても通常時から準用できるよう、運用改善を行うこと。

(厚生労働省医政局)

児童福祉施設等の耐震対策に係る財政支援の 拡充について

児童福祉施設等の耐震対策に係る事業について、全施設の耐震診断費用を助成対象とするとともに、耐震改修費用の補助率の引き上げや地方財政措置の拡充など、さらなる財政支援を実施すること。

近年、自然災害が激甚化・頻発化する中、児童福祉施設等の安全対策に万全を期すことは極めて重要であり、耐震化を加速させる必要がある。

国は、「第1次国土強靱化実施中期計画」において、令和12年度までに社会福祉施設等の耐災害性強化対策（耐震化対策）に取り組むこととしているが、耐震診断や耐震工事の経費の確保が困難等の理由から旧耐震基準（昭和56年以前）の施設で耐震診断や耐震改修を実施していない児童福祉施設等が未だ多数存在している。

については、児童福祉施設等の耐震対策が着実に行われるよう、耐震改修費用の補助率の引き上げや地方財政措置の拡充、現在、耐震診断費用が対象外とされている施設を助成対象とするなど、さらなる財政支援を実施すること。

(こども家庭庁成育局)
(こども家庭庁支援局)

**V 交流人口の拡大と日本海側国際拠点化
に向けた交通ネットワークの整備**

地方への誘客促進のための施策の充実について

地方への誘客を促進するための施策を充実させること。

国は、訪日外国人旅行者の消費額拡大と地方誘客促進の重視などの基本的な方針を掲げ、国際観光施策を推進しており、観光先進国の実現に向けて、国際観光旅客税を財源として観光基盤の拡充・強化を図っているところである。

本県における令和7年の訪日外国人旅行者数は速報値で過去最高となったものの、延べ宿泊者数に占める訪日外国人旅行者の割合は低い状況であり、また、グリーンシーズンの誘客強化が課題となっている。

外国人旅行者の訪問先が依然として三大都市圏に集中している中、地方誘客の更なる拡大と旅行消費額の向上を図るため、観光ニーズの多様化を踏まえた需要を確実に取り込む観点から、地域の特性を活かした質の高い観光地の形成が必要である。

本県においては、世界遺産や伝統的酒造り、温泉文化、農業、食、スノーリゾートなどの本県の特色ある地域資源を活かした付加価値の高い観光地づくりを推進しているところであり、更なる推進に当たっては国による積極的な支援が必要である。

以上を踏まえ、次のとおり要望する。

- 1 訪日外国人旅行者をはじめとする地方への誘客促進のため、モデル観光地事業をはじめとする高付加価値旅行者誘客の取

組を支援するとともに、本県の特徴ある地域資源を活かした新たなコンテンツ造成の支援や、来訪喚起に向けたJNTO等によるプロモーションの積極的な実施を行うこと。

- 2 冬季における長期滞在や消費拡大に向けた本県の有力コンテンツであるスノーリゾートについて、訪日観光需要を取り込む意欲の高い地域におけるスキー場インフラの整備やグリーンシーズンの誘客強化など、国際競争力を高める取組を支援する十分な予算を確保すること。
- 3 国際観光旅客税については、今般措置された広域連携DMOが策定する広域連携観光戦略に基づく取組への支援のみならず、DMOを含む地方の観光振興施策に自由度の高い財源として充当されるよう、税収の一定割合を交付金等により都道府県DMOを含めた地方に配分すること。
- 4 訪日プロモーション事業の重点市場でもある中国及び東南アジア諸国における個人観光査証の発行条件を更に緩和する等、旅行者の訪日手続きを一層緩和すること。

(国土交通省観光庁)

(外務省領事局)

(法務省出入国在留管理庁)

世界遺産委員会の勧告や日本政府代表 ステートメントへの対応について

世界遺産「佐渡島（さど）の金山」の登録決定時の勧告や日本政府代表ステートメントに沿った対応について、国として必要となる外交上の取組を行うとともに、地元に対する支援体制の確保と適切な支援を行うこと。

「佐渡島（さど）の金山」は、世界の他の地域において採鉱等の機械化が進んだ時代に、高度な手工業による採鉱と製錬技術を継続したアジアにおける他に類を見ない事例であるという文化的価値が認められ、令和6年7月27日に世界文化遺産へ登録された。

今後は、世界遺産登録決定時に決議された勧告への対応状況を示した保全状況報告書を世界遺産委員会で認めていただく取組や、報告書記載事項の着実な推進が重要になる。また、日本政府代表ステートメントに沿って毎年行われる「佐渡島の金山」追悼式についても着実に実施していくこととしている。ついては、国において、引き続き必要となる外交上の取組を行うとともに、地元に対する支援体制を確保し、適切な支援を行うこと。

(内閣官房)
(外務省大臣官房)
(文部科学省文化庁)

持続可能な国民スポーツ大会冬季大会の開催 に向けた負担軽減等について

持続可能な国民スポーツ大会冬季大会の開催に向けて、開催時期や施設基準の柔軟な運用を可能にするとともに、更なる財政支援等を行うこと。

今後の国民スポーツ大会の開催に当たっては、開催地の経費負担・人的負担の増大など、様々な課題が指摘されている。特に、国民スポーツ大会冬季大会については、本県をはじめ開催可能な自治体が限られていることから、各自治体の開催頻度が高くなっており、施設基準変更に伴う改修費負担が生じていることに加え、インバウンドの増加等に伴う宿泊費の高騰など、開催地にとっては大会運営や施設整備など過大な負担となっている実情がある。

本県においては、令和11年の国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会の開催要請を受けているところであるが、開催費やジャンプ台等の施設整備費の負担を大幅に軽減できなければ、開催自体が困難になるおそれがある。一方で、これまで選手育成・強化の場として活用されてきた施設は、競技力向上の観点から維持していく必要がある。

現在、全国知事会や「今後の国民スポーツ大会の在り方を考える有識者会議」からの提言を踏まえた検討が進められており、また、本県においても持続可能なスキー競技力の向上及び施設のあり方を検討しているところである。

引き続き、国民スポーツ大会冬季大会を将来の飛躍につながる持続可能な大会としていくためにも、国や公益財団法人日本

スポーツ協会による更なる支援が必要である。

以上を踏まえ、次のとおり要望する。

- 1 開催時期や施設基準等について、開催地の実情を踏まえ、柔軟に運用できるようにすること。
- 2 式典・競技会開催費や施設整備費を対象としているスポーツ振興くじ助成の上限額の引き上げをはじめ、国庫補助金の増額など、更なる財政支援により開催地の負担軽減を図ること。
- 3 冬季のスポーツ振興をはじめ、競技人口の確保やジュニア期からのアスリート育成の観点を踏まえ、国民スポーツ大会冬季大会を通じた競技力の維持・向上に向けて、競技人口確保に係る目標設定や、施設の活用方法を含めた対策及び仕組みづくりについて、国が公益財団法人日本スポーツ協会や公益財団法人全日本スキー連盟と連携し、主体となって取り組むこと。

(文部科学省スポーツ庁)

高速道路等の着実な整備について

- 「日本海東北自動車道」の朝日温海道路について、地域力をつなぐシームレスな拠点連結型国土を構築するため、一日も早い部分供用及び全線開通を図ること。
- 「磐越自動車道」及び「日本海東北自動車道」の暫定2車線区間について、安全で災害に強い道路を確保し、産業や観光等の交流を促進するため、料金徴収期間の延長により確保した財源等を活用し、早期に全線4車線化を図ること。
- 豪雪地域における円滑な道路交通を確保し、県民の安全・安心の確保及び元気で活力ある地方の形成に向け、安定的に幹線道路の事業進捗を図ること。

近年、地球規模の気候変動により大型台風や集中豪雨など自然災害が激甚化・頻発化しており、速やかな復旧・復興には広域道路ネットワークの早期整備・機能強化が必要である。

また、我が国のポテンシャルを最大限に引き出すシームレスな拠点連結型国土を構築するためには、日本海側と太平洋側の時間距離の短縮や多重性・代替性を確保し、二面を効果的に活用しつつ、内陸部を含めた回廊ネットワークの形成が重要である。

ヒト、モノを早く・楽に・遠くへ運ぶ高速道路は、観光振興や物流の効率化などの経済成長や元気で活力ある地域づくりの加速に繋がることから、以下のとおり要望する。

1 「朝日温海道路」の早期部分供用及び全線開通

地方部における生活圏人口の維持に不可欠な高速自動車国道の整備は国が担う責任がある。朝日温海道路は高速自動車

国道と同一規格で整備されているが、トンネル等の大規模構造物が多く、地方負担が大きいため、以下の観点から、早期部分供用及び全線開通に向けて、地方負担の軽減を図りつつ、必要な予算を確保すること。

- ・ 「日本海国土軸」を国づくりの一つの柱として位置づけ、エッセンシャルネットワークを形成する日本海東北自動車道の整備促進が重要であり、部分供用をすることでより早期に事業効果が発現できる。
- ・ 並行する国道7号は事前通行規制やチェーン規制の区間があるなど脆弱であり、県境を繋ぐ道路は直轄国道と高速道路のダブルネットワーク化による代替性の確保が必要である。

2 「磐越自動車道」及び「日本海東北自動車道」の全線4車線化

東日本大震災時に磐越自動車道が広域支援ルートの一となるなど、日本海側と太平洋側を太く・多重に繋げ、広域道路ネットワークを強化することが重要であるため、以下の観点から、料金徴収期間の延長により確保した財源等を活用し、早期全線4車線化を図ること。

- ・ 磐越自動車道は降雪による全面通行止めが発生しているほか、並行する国道49号に事前通行規制区間があるなど脆弱であることから、機能強化とネットワークの代替性確保が必要である。
- ・ 日本海東北自動車道は、交通事故による全面通行止めが度々発生するなど、道路利用者の利便性に支障を来していることから、4車線化による機能強化が必要である。

3 幹線道路の整備

豪雪地域における円滑な道路交通を確保し、県民の安全・安心の確保及び元気で活力ある地方の形成に向け、上越魚沼地域振興快速道路など幹線道路の予算配分について、配慮すること。

(国土交通省道路局)
(総務省自治財政局)
(財務省主計局)

新潟空港の機能強化及び利用促進について

本県の拠点性向上を図るため、新潟空港の機能強化とともに、利用促進への支援を行うこと。

新潟空港は、国際２路線、国内７路線が就航する本州日本海側で随一の拠点空港であり、本県はもとより、隣県民等の暮らしや経済にも不可欠な基幹交通拠点であるとともに、北東アジア地域における地理的優位性から、首都圏空港を補完する役割も果たすことができる。

一方、昨今の燃料費や人件費等の高騰により、空港ターミナルビルや航空会社などの経営状況は依然として、厳しいものとなっていることから、引き続き、日本海側の表玄関として、新潟空港の機能強化や利用促進に向けた支援が必要である。

このため、以下を要望する。

1 地方空港における航空ネットワークの維持・拡充

国内線においては、コロナ禍を経て比較的高単価の出張・業務（ビジネス）目的の旅客が減少したままで、営業利益率もコロナ前の水準まで回復していないこととあわせて、昨今の燃料費や人件費等の高騰により厳しい状況が続いている。

国内線は地域の生活・経済を支える重要な交通インフラであることから、航空事業者への総合的な支援とともに、地方空港における国内線の維持・拡充に向けた積極的政策を実施すること。

また、首都圏一極集中の緩和やオーバーツーリズム解消の観点からも、地方空港を活用した相互交流や、地方空港への国際線直行便の更なる就航促進など、地方空港の活性化に長

期的な視座を持って取り組むこと。

2 訪日誘客支援空港の認定に伴う支援の再構築

国は、増大する訪日需要に対応するため、グランドハンドリング等の空港業務の体制強化に係る支援を実施しているが、国の目標である「2030年に訪日外国人旅行者数6,000万人」を達成するためには、地方への訪日誘客強化や外国人旅行者の受入拡大が必要である。

このため、現行の支援とあわせて、訪日誘客支援空港の認定に伴う支援を再構築し、国際線着陸料の軽減や運航経費支援等の取組により、地方空港における新規路線の就航や既存路線の増便、運休路線の早期の運航再開を実現するための支援策を拡充すること。

3 空港アクセスに対する支援制度の構築

新潟空港が、日本海側の表玄関としての機能や、首都直下地震などの際のリダンダンシー機能等を発揮していくためには、空港アクセスの改善が必要である。

このため、地方が行う県内外高速バス等の2次交通整備を含む様々な空港アクセスの改善に対する、運行経費の欠損分や車両購入に係る補助等の継続的な支援制度を構築すること。

4 新潟空港の活性化策等に対する支援

令和6年1月に就航した地域航空会社トキエアは、新潟空港の活性化や本県の拠点性向上に資するとともに、東京一極集中の是正・分散化にも影響を与えることから、国としても最大限の対応や支援を行うこと。

また、新潟空港ビルディングの財務状況は、昨今の光熱水費や人件費等の高騰により、厳しい状況が続いていることから、ターミナルビル用地の賃借料の負担軽減等、必要な支援を行うこと。

さらに、コンセッション導入に向け、混合型のスキームや空港敷地の一層の利活用について、地元意見を踏まえた、よ

り具体的な議論を行うこと。

5 国際線受入体制強化への支援

国際線の新規路線誘致や既存路線の増便に伴い、グランドハンドリング、保安検査及び航空機給油業務の人材が不足しないよう、空港業務の人材確保等の対策について、現場の実情を踏まえた上で、実効性のある支援を実施すること。

6 新潟空港の除雪対策と凍結防止策等の着実な実施

国は、平成 29 年度の冬期就航率の低下を受け、翌年度、「新潟空港の冬期就航率改善に向けた検討会」を設置し、令和 2 年に除雪目標時間を現行の 110 分から 60 分に短縮するための改善策を取りまとめた。

引き続き、十分な除雪体制を確保するなど、更なる除雪対策の徹底や冬期就航率改善に向けた取り組みを進めること。

7 新潟空港滑走路の沖合展開

空港周辺の航空機騒音等の環境問題を抜本的に解決し、運用時間の延長にも寄与する、空港の沖合展開に向けて、具体的に検討すること。

8 新潟空港駐車場の拡張・利便性の向上

新潟空港駐車場は、一般財団法人空港振興・環境整備支援機構が有料駐車場として管理運営しているが、年々満車日が増加しており、利用者からも改善を求められている。

このため、空港アクセスや新潟空港の利用促進の観点からも、駐車容量の拡大を図るなど、一層の利便性向上に努めること。

(国土交通省総合政策局)

(国土交通省航空局)

(国土交通省鉄道局)

(国土交通省物流・自動車局)

日本海縦貫高速鉄道交通体系（北陸新幹線・羽越新幹線）の構築について

日本海国土軸の形成や災害に強い国土づくり等のため、北陸新幹線の早期全通をはじめ、沿線地域の利便性向上を図るとともに、羽越新幹線の整備や幹線鉄道ネットワーク等の高速化等に向けた必要な調査検討を早期に実施すること。

北陸新幹線については、敦賀・新大阪間の着工時期が未定であり、本県の地方負担に応じた便益も提供されていない。

また、羽越新幹線については、昭和48年の基本計画の決定以来、整備計画の策定に至っていないが、日本海国土軸の形成や災害に強い国土づくり等のためには、大規模災害時に太平洋側の代替補完ルートとしてのリダンダンシー機能を持った日本海縦貫高速交通体系の構築が重要である。

そのため、本県では、羽越新幹線整備を見据え、その基本計画路線の一部でもある新潟地域と上越地域のアクセス改善等に向けた高速鉄道の整備等の検討を行っているところであり、また、骨太方針 2025において「幹線鉄道の高機能化に関する調査や方向性も含めた検討」を行うことが明記されたことから、日本海側を縦貫する幹線鉄道ネットワークの充実に向けて、必要な取組を着実に進めていくことが必要である。

加えて、令和8年度の国の予算では、幹線鉄道ネットワーク等に関する調査において、基本計画路線に係るケーススタディ等を実施することが示されたところである。

このため、以下を要望する。

1 北陸新幹線の早期全通

フル規格による敦賀・新大阪間の早期全通を図ること。

2 北陸新幹線速達タイプ「かがやき」の県内駅停車及び「つるぎ」、「あさま」の県内延伸

全国新幹線鉄道整備法において、新幹線建設費用の地方負担とともに、新幹線の整備による地域の振興も明記されていることから、地方負担に応じた便益が提供されてしかるべきである。

このため、北陸新幹線の停車のあり方については、平成24年2月17日の国土交通大臣と知事との合意に基づき、平成26年3月28日に国が関係JRに対して行った奨励及び助言のとおり、沿線地域の利便性の維持向上に資するダイヤ設定とするよう、徹底すること。

特に、速達タイプ「かがやき」の停車駅や、「つるぎ」、「あさま」の県内延伸については、「佐渡島（さど）の金山」の世界遺産登録の世界遺産登録をはじめ、今後予定される妙高地域の大型リゾート開発などに伴い、上越妙高駅で関東・関西方面からの利用客のさらなる増加が見込まれることから、北陸新幹線の効果を最大限波及させるためにも、関係JRに対して強力に指導すること。

3 羽越新幹線の整備に向けた必要な調査の早期実施

羽越新幹線のフル規格着工に向け、基本計画路線から整備計画路線へ格上げの前提となる調査を早期に実施すること。

4 幹線鉄道ネットワークの高速化等に向けた検討・調査の実施

幹線鉄道ネットワークの整備にあたっては、既存の鉄道インフラを活用することにより、幹線鉄道のミッシングリンクを解消でき、幹線鉄道ネットワーク全体の効用を効率的に高められる。

そのため、将来の羽越新幹線を見据え、幹線鉄道である上越

・北陸新幹線の狭間となっている新潟地域と上越地域の区間における在来線の高速化について、国土強靱化の観点からも国家プロジェクトと位置付け、検討・調査の対象とすること。

また、既存線路の三線軌化など、在来線の高速化や機能強化を図る上で避けられない全国共通の課題もあることから、国において検討・調査を着実に進めること。

(国土交通省鉄道局)

県内港湾の機能強化及び維持管理について

激甚化・頻発化する風水害や切迫する大規模地震等に屈しない強靱な国土づくりを推進させるため、港湾施設や海岸保全施設の事業を計画的に実施できるための十分な予算を確保すること。

日本の経済基盤となるライフライン全体の強靱化に必要な人流・物流の多重性の確保に向けて、新潟港・直江津港における日本海側の機能別拠点港としての更なる機能強化を図ること。

国全体の国土強靱化や物流機能の安定的な確保の観点から新潟港の日本海側における拠点性を高めるため、新潟港（東港区）の港湾機能を強化すること。

本県港湾は、北東アジアをはじめとする諸外国との物流・交流拠点としての一層の機能強化が求められている。なかでも新潟港・直江津港は、日本の交通やエネルギー等のライフライン全体の強靱化に必要な人流・物流の多重性の確保に向けて、高速道路等の複数アクセスにより首都圏に直結し、さらに、太平洋側の代替港としての実績を有する日本海側の機能別拠点港としての更なる機能強化の重要性が増している。

更に、両港湾では、エネルギー関連・化学産業などが集積し、次世代エネルギーの需要も見込まれることから、現在、官民一体でカーボンニュートラルポート（以下「CNP」という。）の形成に取り組んでおり、特に、新潟港では、脱炭素電源を核とした産業クラスターの形成に向けた取組や、オン・ドック・レールの実現に向けた課題の解決に官民連携で取り組んでいる。

今後、日本全体の水素等の次世代エネルギーの安定供給の確保の面からも、日本海側にカーボンニュートラル燃料供給拠点を形成することは重要である。

また、近年、人口減少等を背景として、港湾人材の確保が全

国的に困難になっており、他県港湾では、コンテナ貨物の荷役体制が縮小し、外貿航路が減便・廃止されるなど、県内港湾も含めサービスの維持が懸念されている。

こうした中、本州日本海側で最大のコンテナ貨物量を取り扱い、首都圏アクセスの結節点である新潟港（東港区）のコンテナターミナルに港湾機能を強化させ、その拠点性を一層高めることは、国全体の国土強靱化や物流機能の安定的な確保の観点から重要である。

このため、以下を要望する。

1 計画的な事業実施

能登半島地震により防災・減災に資する整備や港湾機能の重要性が再確認されたことから、港湾施設等の整備について計画的かつ着実な推進に加え、予防保全型による適切な維持管理を着実に推進するため、第1次国土強靱化実施中期計画に基づく取組へ、物価高や人件費増を踏まえた十分な予算を確保すること。

引き続き、新潟港（西港区）の港湾機能の確保と海洋環境保全のため、航路浚渫事業を推進するとともに、新潟みなどトンネルを始めとする大規模改修を国において計画的に実施すること。

2 新潟港（東港区）の更なる機能強化

新潟港（東港区）を洋上風力発電のための海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾（基地港湾）として、洋上風力産業の立地等による新規貨物の増加に対応し、加えてバイオマス発電の稼働や、脱炭素電源を核とした新たな産業クラスター形成に対応するため、東ふ頭地区において機能強化を推進すること。

3 新潟港コンテナターミナルの日本海側の拠点性向上

新潟港（東港区）コンテナターミナルの太平洋側のバックアップ港としての機能を強化し、日本海側における拠点性を高めるため、港湾運営会社が所有する荷役機械の更新に加え、融雪施設に対する支援を行うこと。

4 県内港のCNP形成に向けた支援

CNP形成を一体的に推進するため、港湾脱炭素化推進計画に位置付けた取組への支援を継続・拡充すること。

日本海側におけるカーボンニュートラル燃料供給拠点の形成に向け、新潟港・直江津港における水素等の受入環境の整備を支援すること。

5 適切な維持管理と老朽化対策

一般車両も利用する新潟みなとトンネルをはじめとした港湾施設の維持管理計画に基づいた定期点検、臨港道路に対する雪寒指定道路並みの消融雪施設整備や除雪費への支援制度拡充及び財政支援を行うこと。

更に、改正ソーラス条約に対応した保安体制を確保・維持するため、監視カメラはすべて社会資本整備総合交付金の交付対象とするなど、ソーラス施設の更新に係る財政措置を拡充すること。

6 離島における災害支援受け入れ拠点の整備

能登半島地震を始めとする近年の災害対応では、大型支援船舶による海上支援活動が展開されており、現在整備中の両津港岸壁の耐震強化に向けた予算を確実に確保すること。また、島内4港湾（両津港・小木港・赤泊港・二見港）の地理的特性や機能分担を踏まえた上、受入拠点整備に向けた検討を行うこと。

7 新潟港のオン・ドック・レール実現に向けた支援

荷主の鉄道利用の促進や、40ftハイキューブコンテナ等の海上コンテナ貨物の輸送が全国で可能となる低床貨車の普及や荷役機械の整備を支援すること。

我が国のオン・ドック・レール施策の実証の場として新潟港を引き続き活用するとともに、鉄道施設の環境整備の検討に必要な取組を支援すること。

(国土交通省港湾局)

(国土交通省鉄道局)

(国土交通省総合政策局)

県内空港・港湾のC I Q体制の強化について

新潟空港、新潟港及び直江津港におけるC I Q体制を強化すること。

- 訪日外国人旅行者の増加に対応する人員体制等の強化
- 国際貨物の増加に対応する人員体制等の強化

国は、インバウンドの地方誘客に向けて、各種の施策等を展開する中、日本海側の表玄関である新潟の空港や港湾においても、本格的な人の往来の回復や貿易の増大に伴い、C I Q体制の強化を図る必要がある。

1 訪日外国人旅行者への対応強化

日本海側の表玄関として、訪日外国人旅行者の円滑な受入れを図るため、C I Qの人員体制及び多言語対応などを強化すること。

2 国際貨物への対応強化

日本海側の主要港として、貿易相手国の経済成長に伴う貨物量の増大に対応するため、C I Qの人員体制や検査機器などの充実を図ること。

(財務省関税局)

(東京税関)

(法務省出入国在留管理庁)

(東京出入国在留管理局)

(農林水産省消費・安全局)

(厚生労働省医薬・生活衛生局)

**VI 県内産業の活性化、再生可能・
次世代エネルギーの活用促進**

地域経済の好循環の実現に向けた環境の整備 について

賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る状況を実現し、地域経済の好循環に向けた環境を早期に整備すること。

我が国経済は、緩やかに回復しているものの、中小企業が大宗を占める本県においては、物価高騰等を背景に、賃上げの原資となる収益を十分にあげられない企業が多く、本県経済は、依然として厳しい状況にある。

また、我が国の人口が減少する中、地域経済の好循環が実現しなければ、人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる「負のスパイラル」に陥ることも懸念される。

地域経済の好循環を実現するためには、企業収益の拡大を適切な労働分配を通じて実質賃金の上昇につなげ、それにより消費が拡大することが重要である。

このため、政府において、賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る状況を実現し、地域経済の好循環に向けた環境を早期に整備すること。

1 地域経済の成長

- 地域経済の好循環の実現には、企業収益の拡大が必要であることから、より付加価値の高い産業構造への転換を図るため、省力化・デジタル化投資の促進や、経営基盤の強化・成長に向けた支援、100億宣言など成長に意欲的な中堅・中小企業のイノベーションの創出や革新的な生産性向

上につながる施策を一層推進するとともに、必要な予算を拡充すること。

- イノベーションを創出し、地域経済の活性化に重要な役割を果たすスタートアップの成長をさらに加速させるため、資金調達や専門知識を持つ人材の確保など、大都市圏と比べて希薄となる地方における環境整備を一層支援するとともに、スタートアップ・エコシステム拠点都市における、グローバルに稼げるスタートアップの創出を、必要な予算の拡充も含め、一層推進すること。
- 地域経済を牽引する人材の確保に向け、デジタル人材やグローバル人材など新たな成長を創る人への投資や、女性の多様な能力が発揮される社会構築に向けた施策を一層推進すること。
- 地域経済の好循環の実現には、実質賃金を継続的に引き上げることが必要であることから、賃上げに積極的な企業に対して、さらなる税負担の軽減や、事業再構築や生産性向上を支援する助成金の拡充や補助金の要件緩和など、適切な労働分配を通じた賃金水準の向上につながる施策を継続して実施すること。
- 令和5年10月から開始されたインボイス制度については、中小企業者の実務に支障が生じないように、引き続き十分な周知や広報を行うとともに、事業者の負担軽減措置の継続及び助成制度の充実・強化を図ること。加えて、免税事業者が不当に不利益を受けることがないように、適正な取引の確保に向けた対策を講じること。
- 商工会及び商工会議所は、地域の身近な支援機関として、中小・小規模事業者の経営基盤の強化と地域経済の活性化において重要な役割を果たしている。一方、その活動拠点である商工指導団体施設の老朽化により、支援体制の維持が困難となっているため、施設の建替えや耐震改修、集約化に伴う移転・解体等に対して十分な財政支援を行うこと。

2 物価高の克服

- 物価高は全国的な課題であり、県単独での対応には限界があることから、電力やガス、燃料油など全国一律の対応が求められるものについて、国による直接的な負担軽減策を継続すること。併せて、LPガス、特別高圧についても、国において負担軽減策を講じること。
- 持続的・構造的賃上げには取引適正化が不可欠であることから、関連施策の充実や、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性の向上を図るなど、中小企業が価格転嫁しやすい環境を整備すること。
- 新型コロナウイルス感染症に対応した関連融資について、金融機関及び保証協会が借換えや返済条件の変更に柔軟に対応できるようにすることや、条件変更に伴う追加保証料補助の実施など、事業者の返済負担の一層の軽減を図ること。

また、物価高騰の長期化や金利の急激な上昇により、中小企業者の資金繰りは依然として厳しい状況にあることから、経営改善サポート保証にかかる保証料補助率の引上げなど、経営改善や企業再生などへの必要な対策を講じること。

加えて、その保証料補助や貸付損失について地方負担が生じることがないように、信用保証協会に対する信用補完制度に係る日本政策金融公庫の保険填補率を引き上げるとともに、信用保証に基づく代位弁済額の県負担分や預託原資調達に係る借入利息などの経費に対する支援を行うこと。

(内閣府政策統括官 (経済財政運営担当))

(財務省主税局)

(経済産業省経済産業政策局)

(経済産業省中小企業庁)

(公正取引委員会)

中小企業の事業承継支援の拡充について

地域の経済や雇用、住民生活を支える中小企業の円滑な事業承継に向けた支援を拡充すること。

人口減少と少子高齢化が進む本県において、中小企業・小規模事業者（以下、「中小企業」という。）は、事業活動によるモノやサービスの提供を通じて地域社会の維持において重要な役割を担っている。

一方、民間調査機関の調査によると、本県の休廃業・解散件数は増加傾向にあり、直前期が黒字決算で休廃業・解散した企業の割合は半数近くとなっている。また、経営者年齢が50歳代の県内企業のうち半数以上が後継者不在となっており、長期化する物価高騰や深刻な人手不足に加え、金利上昇に伴う収益の悪化などを背景に、後継者問題等に課題を抱える企業が余力のあるうちに会社を畳む「あきらめ型」の休廃業・解散が増加することも懸念される。

このまま事業承継が円滑に進まなければ、地域の経済を支える中小企業、商店街、地域の伝統工芸、地場産業、国内外のサプライチェーンの一端を担う企業の雇用や技術の喪失により、地域の経済や産業が衰退していくことが懸念される。

このような背景から、本県においても、中小企業の事業承継に向けた早期着手を促すとともに、地域をあげて事業承継を支援する体制として、「新潟県事業承継ネットワーク」を立ち上げ、コーディネーターを中心とした円滑な事業承継の推進に取り組んできたところであり、2021年4月には「事業引継ぎ支援センター」と統合し、「事業承継・

引継ぎ支援センター」として、支援体制の更なる強化を図っているところである。

事業承継には、後継者の確保、資産や経営ノウハウの継承など、解決すべき課題が多く、その準備には5年から10年かかるとも言われており、早期の事業承継に向けた対策の強化は喫緊の課題となっている。そのため、価値ある企業の廃業による雇用や技術の喪失を食い止めるとともに、事業承継を契機とした経営革新や事業転換を図る中小企業を支援し、企業価値を高めていく必要がある。

以上を踏まえ、次のとおり要望する。

- 1 事業承継への支援は、その成果に至るまでに長期間を要するため、事業承継・引継ぎ支援センターへの安定的かつ継続的な支援を実施すること。

また、物価高等により、経営に重大な支障が生じている中小企業について、事業承継が円滑に進められるよう、即効性のある対策を講じること。

加えて、市町村が行う承継希望企業の掘り起こしや移住・起業希望者のマッチングなどの取組について、事業承継・引継ぎ支援センターによる支援の継続や全国的な成功事例の共有などを行うこと。

- 2 本県の事業承継・引継ぎ支援センターにおける第三者承継の成約件数が増加傾向にある一方で、不適切な買い手におけるトラブル事例も報告されている。地域における円滑な事業承継の妨げとならないよう、意識啓発やガイドラインの充実など、トラブル防止のための環境整備を継続的に行うこと。

- 3 事業承継を契機とした経営革新や事業転換など、中小企業の新たなチャレンジの促進のため、事業承継・M&A補助金による支援を継続するとともに、承継のタイミングによらず制度活用できるよう柔軟な運用を図ること。

また、事業承継・引継ぎ支援センターが行う弁護士などの

士業等専門家相談において、相談者への支援を拡充すること。

- 4 中小企業の経営形態は多様であり、先代経営者が支配権を有する持ち株会社が筆頭株主である場合など、様々なケースが見受けられることから、実態に即した事業承継税制の適用が図られるよう、制度の拡充や要件の緩和等を図ること。

- 5 商店街においては、アーケードなど共同施設の老朽化による安全性の低下や景観の悪化、増大する維持管理費の負担が承継のハードルとなっているケースが見受けられることから、事業承継の促進による商店街の活性化に向けて、県や市町村が行う商店街共同施設の整備や撤去等に対し、十分な財政支援を行うこと。

(経済産業省中小企業庁)

人への投資における人材育成・確保策の充実 について

地域産業を支える人材の育成・確保に向けた支援策等の充実を図ること。

地域課題解決や地域経済の活性化につながるDX（デジタル・トランスフォーメーション）を促進し、より付加価値の高い産業構造への転換を図っていくためには、デジタル人材やグローバル人材の育成・確保が欠かせないが、地域間で人材の偏在が生じていることから、地方においてもこれらの人材を育成・確保できる仕組みなどを整備していくことが重要である。

また、地方に産業が根付き、栄えるための条件として、働く人々が時代の求めるスキルを備え、磨き上げ、必要とされる分野・企業で自在に生かせる環境が必要である。そのため、時代の要請に適った学びの機会の提供や、働く人々の能力開発への支援等に取り組む地方を支援し、地域産業で活躍しうる人材の育成と就業を産学官連携により推進することが重要である。

社会の発展をもたらす基盤というべき人的資本や自然資本等の蓄積は、将来の豊かさを左右するものであるが、本県では、人的資本の蓄積が十分でなく、また、従前から付加価値の向上という課題がある中で、新たな時代に即した活力のある経済を実現していく上で、時代に合わせて必要となる人材を育成・確保していくことが喫緊の課題となっていることから、これらを克服していくため、次のとおり要望する。

- 1 地方へのデジタル人材やグローバル人材が還流するための

仕組みの構築や、人材育成・確保に対する支援など、地方におけるデジタル実装やグローバル化に対応した環境整備が加速するための取組を行うこと。

また、企業内におけるデジタル人材を育成するための在職者向けリスキリングやリカレント教育等の訓練内容の充実を図るとともに、労働者が積極的に訓練に参加できるよう、事業主に対する支援強化を図るなど、労働者等のキャリア形成・学び直しを総合的に支援する施策を講じること。

- 2 地域産業を支える人材の育成・確保に向けては、産業界と大学等高等教育機関との連携によるキャリア形成支援や、産業界と地元大学生・高校生の交流機会の創出が重要であることから、産学官が連携して実施するこれらの取組に対する支援を強化すること。
- 3 労働生産性の向上には、働く人のスキル向上や円滑な労働移動が不可欠であることから、離職者向け職業訓練について、雇用情勢の変化に対応した支援強化やデジタル化に対応した訓練内容の充実を図るとともに、事業主が実施する雇用型訓練においても、その実態に即したモデルカリキュラムの弾力的運用を図るなど、労働者の職業能力の向上や企業の労働生産性の向上に資する施策を講じること。
- 4 公共職業訓練施設はもとより、訓練を委託する民間教育訓練機関等がオンライン訓練や在宅訓練（eラーニングコース）を行うために必要となる設備及びソフトウェア並びにインターネット接続環境の整備に対して支援を行うなど、地方における人材育成・確保に向けて必要な設備等の整備が加速するための支援を強化すること。

（内閣府地方創生推進室）

（厚生労働省職業安定局）

（厚生労働省人材開発統括官）

（経済産業省経済産業政策局）

（内閣府政策統括官（経済財政運営担当））

地方における雇用対策の充実について

県内の人手不足を解消し、職業を理由とした転出超過を解消するため、若者等の県外流出防止やU・Iターン就職促進に向けて、持続的な賃上げに向けた支援の充実を図るとともに、地域間格差の拡大につながっている最低賃金制度を見直し、誰もが安心して働くことができる環境づくりを進めること。

あわせて、女性や高齢者、若者等の就労促進や外国人材の受け入れ環境の整備を進めること。

本県では、中小企業・小規模事業者（以下「中小企業」という。）が企業の大多数を占めており、下請け企業も多い状況にある中、求人者・求職者のニーズの不一致による雇用のミスマッチや、より労働条件が良い仕事が首都圏に多いことなどから、職業を理由とした転出超過が続いており、幅広い分野で人手不足感が高まっている。

こうした課題に対応するには、若者等の県外流出防止やU・Iターン就職の促進に向けて、賃金などの労働条件の改善と働き方改革の推進による魅力ある職場環境づくりを進めることにより、雇用の受け皿づくりを促進することが必要である。

あわせて、就労意欲がありながらも職に就いていない多くの女性や高齢者、不安定な就労状態にある就職氷河期世代を含む中高年層の方などがそれぞれの事情やライフスタイルに応じて就業しやすく、また、外国人材を必要とする企業が適正かつ円滑に受け入れることのできる環境づくりを進めるなど、地方における雇用対策を充実させることが重要である。

以上を踏まえ、次のとおり要望する。

- 1 社会・経済構造の変化への対応の観点から、引き続き求職者支援訓練や離職者訓練への支援を行うとともに、マッチング機能の強化など、企業間及び産業間の労働移動を円滑に進めるための取組を更に進めること。
- 2 持続的な賃上げの実現に向けて、中小企業をはじめとする企業への賃上げ支援策の一層の充実を図るとともに、申請手続の簡素化を図るなど、企業が利用しやすい仕組みとすること。
また、最低賃金について、引き続き地域間格差是正に向けて段階的な引上げを行うこと。
- 3 中小企業で働く労働者のワーク・ライフ・バランスを実現し、誰もが安心して働くことができる環境づくりを進めるため、男性の育児休業取得促進、同一労働同一賃金、職場におけるハラスメントへの対応、派遣労働者等非正規雇用労働者の適切な処遇を含め、引き続き働き方改革関連法の周知徹底を図るとともに、企業の対応状況についての実態把握を行い、不適切な事業所に対する指導を徹底すること。
- 4 テレワークの導入など、個々人のライフスタイルに対応した多様で柔軟な働き方を実現するための支援を一層充実させること。
- 5 就労意欲のある女性や高齢者などの新規就業の促進に向け、中途採用を拡大する企業や、初めて中高年齢者を採用する企業に対する支援を強化するとともに、マッチング支援に取り組む地方公共団体に対する支援について、確実な予算措置を講じること。
- 6 就職氷河期世代を含む中高年層や、不安定な就業状態等にある若年層の安定的な雇用の促進に向けた取組について、こ

れまでの成果を検証した上で、更なる雇用促進に向けた確実な予算措置を講じること。

- 7 外国人労働者が安心して働けるよう、関係労働法令の周知徹底を図るとともに、外国人材の適正な就労環境や生活環境の整備への支援や、在留資格取得許可申請に係る処理の迅速化に向けた措置を講じること。

また、令和9年度から始まる育成就労制度について、本人の意向による転籍が可能となり、賃金水準の高い都市部への人材の流出が懸念されるため、就労場所に地域間の不均衡が生じないように十分配慮するとともに、地域の実情に応じた課題解決への取組に対し、必要な支援を講じること。

- 8 人材不足が特に顕著な医療・介護・保育分野について、適正な有料職業紹介事業者の認定制度の全国的な普及を図るとともに、引き続き勤務環境の改善、マッチング支援等の有効な人材確保策を講じること。

(厚生労働省労働基準局)

(厚生労働省職業安定局)

(厚生労働省人材開発統括官)

(厚生労働省雇用環境・均等局)

(総務省情報流通行政局)

(経済産業省中小企業庁)

(内閣官房就職氷河期世代支援推進室)

(内閣府孤独・孤立対策推進室)

(法務省出入国在留管理庁)

再生可能エネルギーの導入に資する施策の 充実について

再生可能エネルギーの導入拡大に向け、大規模洋上風力発電の導入に向けた取組の推進、電力システムの強化等を図ること。

本県は、長大な海岸線を活かして洋上風力発電の導入に取り組んでおり、促進区域に指定された村上市及び胎内市沖において、発電事業者により導入に向けた準備が進められている。加えて、本県沖合は洋上風力発電のポテンシャルを有する海域が存在しており、発電事業者から新規海域における案件形成について関心が寄せられている。

また、再生可能エネルギーの導入に当たっては、日本版コネクト&マネージにより系統連系が進められている一方、再生可能エネルギーの導入拡大に伴う出力制御が実施されており、今後の増加が懸念されている。

以上を踏まえ、以下の施策を要望する。

- 1 洋上風力発電の導入に向けた準備が進められている村上市及び胎内市沖において、法定協議会の意見とりまとめを尊重し、本県における風力発電関連産業の振興や人材育成に資する形で協議会の運営を行うこと。

また、事業を遅滞なく確実に完遂させるため、事業の監督とコスト高を踏まえた必要な環境整備を行うこと。

さらに、漁業との協調や地域振興の実現など洋上風力発電と地域との共生が十分に図られるよう、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律に基づき、国が主体

的な役割を果たすこと。

- 2 新規海域における洋上風力発電事業の案件形成にあたっては、国において利害関係者との調整のための基本的な考え方を示すとともに、自治体と連携しながら、国が主体となって理解促進等に努めること。

また、漁業関係者等が洋上風力発電設備設置について客観的に判断できるよう、海と川を往来する魚類等を含めた海洋生物への影響について、専門家の知見や国内外の事例をとりまとめ、情報を共有すること。

- 3 再生可能エネルギーの導入拡大、出力制御率の低減及び災害時の安定供給の確保に向け、本県の電力システムの強化に資する形で、広域連系システムのマスタープランに基づいた系統整備の具体化を進めるとともに、蓄電池の活用等による系統・需給運用の高度化を進めること。

(経済産業省資源エネルギー庁)

(国土交通省港湾局)

(環境省総合環境政策統括官グループ)

電源三法交付金制度の見直しと財源確保について

電源三法交付金について、防災対策が必要となる地域が拡大されたことを踏まえた交付対象地域の拡大や、みなし規定の要件変更など、制度の見直しを図るとともに、その実施に必要な財源を確保すること。

福島第一原子力発電所の事故以降、防災対策が必要となる地域が拡大されたにもかかわらず、電源立地地域対策交付金等の交付対象地域の見直しは図られていない。

原発の立地に対する住民の理解を得るためには、周辺の地域における公共用の施設の整備その他の住民の生活の利便性向上及び産業の振興に寄与する事業を促進する必要があるが、原子力災害対策重点区域内の全ての地域が交付対象となっていないことは、制度として整合性に課題がある。

また、原子力防災対策について、防災対策が必要となる地域が拡大されたことや、原発周辺の人口、積雪等、地域の特性を踏まえれば、本県において必要な財源は決して十分とは言えない状況である。

以上のことから、以下について要望する。

- 1 防災対策が必要となる地域が拡大されたことを踏まえ、既存の交付対象地域に対する交付水準を維持した上で、次に掲げる制度の見直しを行うとともに、新たに必要となる財源を確保すること。

なお、財源の確保に当たっては、恒久的な財源を確保する

観点から制度の抜本的な見直しも含めて検討すること。

- (1) 原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分について、原子力災害対策重点区域内の全ての地域を交付対象とすること。
 - (2) 電力移出県等交付金相当部分に原子力災害対策重点区域枠を設定するなど、これまで交付対象となっていなかった市町村が必要な事業を実施できるよう制度を改正すること。
 - (3) 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金について、原子力災害対策重点区域内の全ての地域を交付対象とすること。
- 2 実効性のある原子力防災体制を構築するため、自治体が地域特性等を踏まえて実施する避難を迅速かつ円滑に実施するための高規格道路等の整備、除雪体制等の充実など防災対策の経費について、災害対策重点区域外での対策経費も含め、国において確実に財源を確保すること。
- 3 「みなし規定」については、原子力発電所が運転を停止している間も、住民の安全確保や理解促進に向けた公共施設の整備・維持等の取組に必要な財政需要は生じていることから、地域の実情を踏まえた上で、必要な間、電源立地地域対策交付金の交付が継続されるよう、一定期間の経過をもって一律に交付対象外とする現行制度を見直すこと。
- また、算定に当たっては、これまでの立地地域の貢献のほか、災害等による運転停止期間を除外するなど、地域事情に十分配慮し、交付水準の見直しを図ること。
- 4 原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金については、原子力発電施設等周辺地域への企業誘致や経営の安定化を促し、地域経済及び雇用の安定化を図る上で極めて重

要な制度であることから、平成27年度に引き下げられた算定単価を復元すること。

また、雇用人数に応じた実契約電力の上限が設定されており、今後成長が見込まれる産業の立地促進に対応できていないため、電力上限を引き上げること。

さらに、雇用者の要件について、昨今の定年延長や製造業の働き手不足をふまえ、現状対象外である「高年齢被保険者（65歳以上の被保険者）」も対象とするなど、現行制度の見直しを図り、必要な予算額を確保すること。

(経済産業省資源エネルギー庁)
(財務省主計局)

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に基づく制度の見直しと財源確保について

- 災害の激甚化・頻発化により防災対策の重要性が高まっていることを踏まえ、原子力災害発生時の避難や緊急輸送の確実性を向上させるため、「特定事業」の対象を拡充するとともに、新たに必要となる財源を確保すること。
- 人口減少が進む中、地域の持続的な発展が図られるよう、振興計画に位置付けた事業の実施に必要な財源の確保と地方財政措置の充実・強化を図ること。

現行の「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」では、原子力発電施設等の周辺地域の振興を図り、経済の健全な発展と住民生活の安定に寄与することを目的に、地域の防災に配慮しつつ、生活環境、産業基盤等の整備に必要な特別措置を講ずることとされている。

原子力発電施設等立地地域の指定範囲は、UPZ（概ね 30km 圏域）の市町村まで拡大した一方、補助率の嵩上げや地方債の特例措置が講じられる「特定事業」の対象は、原子力災害発生時の円滑な避難・緊急輸送確保など、緊急に整備が必要な事業として、道路、港湾、漁港、消防用施設および義務教育施設に限定されている状況である。

近年、気候変動の影響が顕在化し、豪雨災害が激甚化・頻発化するとともに、豪雨災害発生時期の長期化に伴い、地震との複合災害発生リスクが高まっている。令和6年1月の能登半島地震後の9月には大規模豪雨災害により甚大な被害が発生しており、激甚化・頻発化する豪雨災害に対し、原子力災害発生時

の避難や緊急輸送の確実性を向上させ豪雪災害と同様に複合災害対策施設を緊急に整備する必要がある。

さらに、原子力発電施設等立地地域では農村地域の人口減少が進み、地域の維持が困難となるおそれがあることから、様々な産業基盤の整備により、地域の振興を図ることが一層重要となっている。

このため、以下のとおり要望する。

- 原子力発電施設等立地地域における住民生活の安全を確保するため、特定事業の対象を河川整備、砂防事業等に拡充するとともに新たに必要となる財源を確保すること。
- 原子力発電施設等立地地域における地域の持続的な発展が図られるよう、農業農村整備事業等の産業基盤整備をはじめ、振興計画に位置付けた事業の実施に必要な財源の確保と地方財政措置の充実・強化を図ること。

(経済産業省資源エネルギー庁)

(内閣府 (科学技術・イノベーション推進事務局、原子力政策担当室))

(国土交通省水管理・国土保全局)

(農林水産省農村振興局)

(総務省自治財政局)

(財務省主計局)

表層型メタンハイドレートの開発促進と地元 に経済的メリットが還元される仕組みづくり について

日本海沖における表層型メタンハイドレートの開発を促進するとともに、地元で経済的メリットが還元される仕組みを示すこと。

メタンハイドレートなどの海洋における国内資源開発は、地政学リスク等に左右されず安定的なエネルギー供給の確保が可能であり、また、将来的に国産水素等の原料としての利用も期待されている。

日本海沖に賦存する表層型メタンハイドレートについては、国において、2030年度までに民間企業が主導する商業化に向けたプロジェクト開始を目指し、技術開発等を進めているが、化石エネルギーのほとんどを海外に依存している我が国において、安全保障の観点からも国内資源開発は重要であり、その開発を一層加速させることが求められる。

また、資源開発の推進には、地元の協力が不可欠であり、地元で経済的メリットを還元させる仕組みが必要である。

以上を踏まえ、以下のとおり要望する。

1 日本海沖の表層型メタンハイドレートの開発促進

資源の商業化には、賦存量の把握とともに、日本海沖の表層型メタンハイドレートに適した生産技術の開発を促進することが必要であるため、日本海沖における開発に向けた来年度予算を拡充し、2030年度までに民間企業が主導する商業化

に向けたプロジェクトが開始されるよう、着実に取組を進めること。

また、それらに加え、調査・研究の実施に当たっては、地元の技術・人材の活用や育成について検討すること。

2 地元に経済的メリットが還元される仕組みづくり

資源開発が行われる地域の協力が大きければ、より効率的な開発が期待されるどころ、資源の生産から得られる直接的な利益は、開発事業者に帰属するため、現状では地元への恩恵は限定的である。

このため、資源開発が行われる地域に経済的メリットが還元される仕組みづくりを示すこと。

(経済産業省資源エネルギー庁)
(内閣府総合海洋政策推進事務局)

カーボンニュートラル社会の実現に向けた拠点整備等に対する支援について

本県におけるカーボンニュートラル拠点の整備推進に向けた取組等を支援すること。

本県は、石油や天然ガスなどのエネルギー関連産業や化学産業が集積していることに加え、首都圏等に天然ガスを輸送するパイプライン等のインフラがあり、カーボンニュートラル産業拠点として高いポテンシャルを有している。

県では、令和3年1月に国と合同で「新潟カーボンニュートラル拠点化・水素利活用促進協議会」を設立し、エネルギー拠点としての本県の強みを活かしたプロジェクトの組成など、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組を支援しており、産業のさらなる集積と競争力の強化に向け、国の政策の方向性に沿った拠点整備等の検討を進めている。

以上を踏まえ、次のとおり要望する。

- 1 日本におけるカーボンニュートラルとエネルギー安全保障の推進や、本県における新たな産業創出等のため、県内で実施する低炭素水素やCCUSの基盤整備など、本県におけるカーボンニュートラル拠点の整備推進に向けた取組を支援すること。特に、本県のエネルギー拠点化につながる先進的 CCS 事業が確実に進展するよう、必要な予算の確保を図ること。
- 2 水素利活用拡大のため、低炭素水素の供給コストの低減を図るとともに、県内における水素の利活用促進に向けた取組を支援すること。
- 3 水素社会推進法及びGX戦略地域制度に基づく以下の支援策

について、いずれも支援対象期間が 2030 年度までとなっており、エネルギー関連事業者による本県のエネルギーインフラを活用したプロジェクト組成に支障が生じていることから、2031 年度以降の支援策を構築すること。

- ・ 水素社会推進法に基づく「価格差に着目した支援」及び「拠点整備支援」
- ・ GX 戦略地域制度の「脱炭素電源地域貢献型」による事業者支援

(経済産業省資源エネルギー庁)

脱炭素電源を求める企業への立地支援について

国が策定した「GX2040ビジョン」を踏まえ、脱炭素電源を求める半導体関連企業やデータセンター等、GX産業の本県立地を支援すること。

国では、令和7年2月に、国際情勢の緊迫化やGX・DXの進展に伴う電力需要増加の可能性など、投資環境への不確実性が高まる中、中長期の見通しとして「GX2040ビジョン」を策定したところである。

GX2040ビジョンでは、半導体、データセンターなどを含むGX産業が付加価値を生み、日本経済の牽引役となることが期待されており、国は令和7年8月に脱炭素電源が豊富な地域に企業の投資を呼び込むことを通じて新たな産業集積の構築を目指す「GX戦略地域制度」を創設した。

当該制度において、脱炭素電源等の整備への支援や、脱炭素電源を活用する製造業者への設備投資支援、データセンターの整備支援制度が設けられたところだが、GX産業の集積促進には更なる制度の充実が必要である。

本県においては、豊富な水資源を活用した水力発電が立地しているほか、大規模な洋上風力発電やバイオマス発電の事業化が予定されており、これらを強みとして、半導体関連企業等の脱炭素電源を求めるGX産業の誘致を促進していくことは、本県経済を活性化させるとともに、我が国全体の脱炭素化の推進にも寄与するものである。

以上を踏まえ、次のとおり要望する。

- 1 現制度においては団地整備に係る直接的な財政支援がないことから、企業投資の呼び込みに必要な産業用地の整備に係る財政措置を講じること。
- 2 併せて、本県はGX産業の集積に関して高い可能性を有していることから、脱炭素電源を求める企業の中長期的な投資判断を後押しするため、新たな地域選定の再公募を行うなどの制度運用を行うこと。
- 3 太平洋側と同時被災しない本県の位置関係や、脱炭素電源の活用可能性など、本県の優位性を踏まえ、データセンターの本県立地を促進するとともに、地方におけるデジタル化の促進等データ需要増加に向けた支援を行うこと。

(経済産業省イノベーション・環境局)

(経済産業省商務情報政策局)

(経済産業省資源エネルギー庁)

(総務省総合通信基盤局)

「強い経済」の実現に向けた地域未来戦略に係る支援の充実

地域未来戦略においては、地域ごとの産業クラスターを全国各地に形成し、世界をリードする技術・ビジネスを創出するとともに、地場産業の付加価値向上と販路開拓を強力的に支援するなどとしていることから、地方における強い経済を実現するため、必要な財政支援を継続、拡充すること。

これまで、全国各地で地方創生に向けた様々な取組が行われてきたが、人口減少や東京一極集中の流れを変えるまでには至っていない。

そのため、国は地域未来戦略を推進し、世界をリードする成長分野のクラスター、地域発のクラスターを全国各地に形成し地方から日本を成長軌道に押し上げていくこととしている。

本県では、地域未来戦略における取組を推進するため、本年5月に「新潟県地域未来戦略有識者会議」を立ち上げ、本県及び市町村による地域産業成長プランの検討に向け、有識者の意見を聴きながら、オール新潟で本県の強みを活かしたプランを策定する体制を整備したところである。本県をはじめとする各地方では、それぞれの強みを活かした地域産業クラスターの形成や、地場産業の付加価値向上に向け、重点的かつ集中的な施策の検討を行っているところであるが、こうした施策により地方の強い経済の実現に繋げていくためには、財政支援をはじめとする国による継続的な手厚い支援が必要である。

このため、以下を要望する。

1 地域未来交付金について

- 地域未来戦略に係る取組は、効果が出るまで期間を要する事業も多いことから、地域未来交付金について、地域産業成長プランにおける5年間の計画期間の終了後も、引き続き予算措置すること。

- 本県の産業や地域資源の成長に向けた大胆な施策が実行できるよう、十分な予算規模を確保すること。
- 地域未来交付金を活用したハード整備については、地域未来交付金が国当初予算で措置される場合と国補正予算で措置される場合とで地方財政措置が異なるため、国当初予算で措置される場合にも、国補正予算並みの地方財政措置を講じること。

2 その他の支援措置の拡充

国において新たな財政措置が検討されているが、地域産業成長プランに位置付けられた事業について、中小企業等が関係省庁の補助金等を活用する場合、補助対象や要件に該当しない事例も想定される。このため、成長性や将来性のある中小企業等の取組を後押しし、地域発のクラスター形成を促す投資には柔軟な支援が必要である。このような状況を踏まえ、計画に記載のある中核企業には、既存事業の補助要件の柔軟化・拡充や、新たな支援制度を創設するとともに、可能な限り速やかに公表すること。

(内閣官房地域未来戦略本部)
(内閣府地方創生推進事務局)
(経済産業省経済政策局)
(財務省主計局)
(総務省自治財政局)

経済連携協定等への対応について

- CPTPP、日EU・EPA、日米貿易協定、日英EPA及びRCEPによる効果・影響について十分な検証と説明を行い、国内対策について万全な措置を講じること。
- 今後も経済連携協定等を拡大していく場合は、以下の点も含め、どのような状況下にあっても、国益を守る対応をとること。
 - ・ 国内の農林水産業が将来にわたって持続的に発展していけるよう、万全な対応を行うこと。
 - ・ 地域の中核企業や中小企業等においても、経済連携協定等の便益を享受できるよう、十分な対策を講じること。
- 中国への米輸出拡大については、中国が求める植物検疫上の要求事項に適合する施設の追加に向け中国政府への働きかけを一層強化すること。

1 CPTPP、日EU・EPA、日米貿易協定、日英EPA及びRCEPの効果や影響は国民生活に直結し、十分な対策が措置されなければ、本県農業への影響は大きい。

一方、経済連携協定等を契機に輸出増加への期待があるため、そのための対策を充実することにより、プラスの影響の便益を十分に享受できることが必要である。

このことから、経済連携協定等による効果・影響について十分な検証と説明を行い、国内対策について万全な措置を講じること。

2 経済連携協定等による国内への影響については、どの国が参加するのかなどによって異なり、見通すことが困難であるため、今後も経済連携協定等を拡大していく場合は、以下の

点も含め、どのような状況下にあっても、国益を守る対応をとること。

- 我が国農業を支える担い手が、経営を継続できる万全なセーフティネットを構築するとともに、農林漁業者が将来展望を持って安心して経営に取り組めるよう、経営基盤の強化につながる強力な国内対策を引き続き講じること。

また、牛肉の輸入に関するセーフガード発動基準数量については、CPTPP参加国と米国からの輸入量の合計が、TPP全体の発動基準となるよう修正協議を行うなど、セーフガードが効果を発揮するために必要な対応をとること。

- 地域の中核企業や中小企業等においても、経済連携協定等の便益を享受し、積極的に国内外での経済活動を展開できるよう、丁寧な情報提供や相談体制の整備、生産性向上や技術開発支援の拡充・強化、輸出・海外展開の支援措置の拡充・強化等の支援を適切に行うこと。

- 3 中国向けの精米輸出については、中国側に認可され、農林水産省が指定した精米工場及び登録したくん蒸倉庫での処理が検疫条件となっているが、指定・登録施設が少なく計画的な出荷が難しい等の課題があることから、施設の追加に向け中国政府への働きかけを一層強化すること。

(内閣官房TPP等政府対策本部)

(外務省経済局)

(農林水産省大臣官房)

(農林水産省輸出・国際局)

(経済産業省通商政策局)

(経済産業省中小企業庁)

米国の関税措置等への対応について

米国に対し、関税措置の見直しを求めるとともに、影響を受ける企業や農林漁業者の事業継続・競争力維持に向けた支援を講じること。

米国による自動車や鉄鋼・アルミニウム製品等に対する追加関税措置や、相互関税の違法判決後に発動された新しい関税措置は、米国への輸出が多い製造業、輸出が最近伸びている農林水産業など、国内の様々な産業に影響を及ぼしている。

本県においても、米国市場を主要輸出先の一つとする輸出関連企業や、景気の影響を受けやすい中小企業など、一部県内企業の収益悪化を招いている。

また、錦鯉や米などの農林水産物や、日本酒等の輸出拡大を推進している中で、生産者・輸出事業者の意欲低下や事業の継続性への打撃となる。

については、関税措置の見直しに向けて働きかけを継続するとともに、米国の関税措置による影響を受けている県内企業や農林漁業者の事業継続・競争力維持のため、総合的かつ機動的な支援を要望する。

- 1 追加関税や、通商法第 122 条に基づくよる暫定的な 10% の新たな関税措置について、その見直しに向け、米国への働きかけを一層強化すること。
- 2 関税措置による経済への影響について分析を行い、国民等に対し迅速かつ丁寧に情報を提供するとともに、地方の実情

を踏まえた対策を講じること。

- 3 関税措置によるコストの上昇や価格競争力の低下などの影響を受けている中小企業・小規模事業者や農林漁業者に対して、資金繰りに支障を来さないよう、引き続き、十分な支援を行うこと。
- 4 地方経済の持続的な発展のため、企業等が取り組む新たな国内外での販路開拓・拡大や、新分野進出に向けた支援を、一層充実させること。

(外務省経済局)

(経済産業省経済産業政策局)

(経済産業省通商政策局)

(経済産業省貿易経済安全保障局)

(経済産業省中小企業庁)

(農林水産省輸出・国際局)

廃止石油坑井封鎖事業に対する財政支援の拡充について

石油の湧出が発生している廃止石油坑井封鎖事業の実施に要する費用への財政支援を拡充すること。

本県では、古くから石油・天然ガスが生産されており、既に生産を終了した廃止石油坑井も存在しているが、こうした一部の廃止石油坑井から石油が湧出し、環境等に対する悪影響が懸念されている。

国では、鉱業権者等の封鎖義務者が無資力又は現存しない廃止石油坑井において、地方公共団体が実施する封鎖に要する調査や工事に要する費用の一部を補助しているが、多数の廃止石油坑井が存在している本県においては、今後更なる石油湧出の不安が払拭されず地方財政への圧迫が懸念されている。

については、石油の湧出が発生している廃止石油坑井封鎖事業の実施に要する費用への財政支援を拡充すること。

(経済産業省産業保安グループ)

Ⅶ 持続可能な農林水産業の実現

持続可能な水田農業の実現による食料安全保障の確保について

持続可能な水田農業を展開できるよう水田政策の見直しにおいては、食料・農業・農村基本法の基本理念である食料安全保障の確保、農業の持続的な発展のため、米の安定供給と適正な価格形成が可能となる環境整備や水田農業経営全体で所得が確保できる新たな仕組みの構築、担い手の効率的な生産体制の構築等を実現すること。

食料・農業・農村基本計画においては、食料安全保障の確保に向け、2030年産米の生産量を818万トンまで拡大するとしている一方、2025年農林業センサスによれば、農業者の減少・高齢化の進行及び農地の減少が続いている。

こうした状況に加え、気候変動による異常気象の常態化や一昨年来の米の品薄・価格高騰等を踏まえれば、国産米・穀物の確保、安定供給の重要性はますます高まっている。

また、国産米・穀物の確保、安定供給を図るためには、国内外の消費者のみならず食品製造業者等の需要に応じた生産を通じて価格を安定させるとともに、主食用米・非主食用米等を合わせた水田農業経営全体で所得が確保できる仕組みを構築する必要がある。

このため、今後の地域農業を担う農業者が、将来展望を持って持続可能な水田農業を展開できるよう、次のとおり要望する。

- 1 米の安定供給と適正な価格形成が可能となる環境整備
米は、我が国の主食であり、食料安全保障の確保の観点

から、国内外の需要に応じた米生産が着実に実施できるよう、取組検証やその結果を踏まえた見直しを継続的に行い、精緻な需給見通しを示すこと。

また、消費者が安心して購入でき、農業者が再生産可能となるよう、生産から流通、消費に至る各段階において適正な価格水準が形成される仕組みの実効性を確保するとともに、消費者や実需者への情報発信等により理解醸成を図ること。

2 食料安全保障確保交付金（仮称）の創設等

食料安全保障の確保の観点から、農業者が意欲を持って、国内外や食品産業のニーズにしっかりと応えられる多様な米や畑作物の生産に取り組み、生産性の向上が図られるとともに、全国一律ではなく、地域の実情を踏まえた支援単価の設定により、主食用米以外の生産においても主食用米と遜色のない所得が確保できる新たな制度を創設すること。

あわせて、地域で助成内容を設定できる産地交付金については、地域の特色のある魅力的な産地づくりに向けた取組を効果的に推進するため、支援を充実・強化すること。

3 地域計画に位置付けられた担い手の経営発展

○ 地域計画に位置付けられた担い手の農業経営の安定化や、将来にわたり安定的に農産物が供給できる効率的な生産体制の構築等を進め、生産性・収益性の向上を図るため、農地の集約化については、地域内の関係者が多いことや市町村のマンパワー不足などにより協議・合意形成が進まない地域があることから、これらの課題を踏まえて農地集約化促進事業の要件等を見直しを行うとともに、スマート農業技術等の活用など生産コスト低減に向けた取組を強力に支援すること。

○ 持続可能な水田農業を展開するため、特に我が国の主

食である米のセーフティネットについては、食料システム法に基づくコスト指標を活用するなど、生産コストの上昇や気候変動等に伴うやむを得ない等級低下等にも幅広く対応し、再生産可能な水準で補償できる仕組みを構築すること。

4 輸出拡大による米の供給力向上

日本産米市場の拡大に向けた取組等を強化するとともに、産地が取り組む海外市場のニーズに即した米の生産や、地元港を活用した新たな流通ルートの構築等を支援すること。

5 新たな水田施策の十分な周知

令和9年度から根本的に見直すこととしている水田施策については、農業者や関係機関等の理解を促すため、十分な周知期間を設けるとともに、丁寧な説明を行うこと。

(農林水産省大臣官房)
(農林水産省輸出・国際局)
(農林水産省農産局)
(農林水産省畜産局)
(農林水産省経営局)

新規就農者の安定的な確保・育成に向けた 対策の強化について

- 新規就農者の安定的な確保・育成に向けて、必要な予算を確保すること。
- 意欲のある就農希望者等に対し、着実な経営発展を支援できるよう、設備投資支援や親元就農の要件の見直しを行うなど、新規就農者対策の強化を図ること。

農業従事者の減少や高齢化が急速に進行する中、新規就農者の確保・育成は、本県農業を持続していく上で、極めて重要であることから、意欲ある就農希望者等が安心して就農できるよう、新規就農者対策の強化を図る必要がある。

- 1 意欲ある就農希望者等に、就農準備や経営開始のための資金が確実に交付できるよう、必要な予算を確保するとともに、年度当初に全額を配分すること。
- 2 新規就農者の確保・育成に当たっては、生活の安定を図りながら、各々の経営状況に応じた計画的な設備投資を進めることが重要であることから、機械・施設等の導入支援は、経営開始3年目までの者を対象とする制度に見直すとともに、通常枠についても経営資産の有効利用を支援すること。
- 3 意欲ある方々が円滑に就農できるよう、親元就農者については、継承期間の延長など、親の経営継承年齢の実情に即した要件に見直すとともに、中高年層に対しても支給対象とするなど、就農促進対策の強化を図ること。

(農林水産省経営局)

共同利用施設等の再編集約・合理化への支援 について

食料・農業・農村基本法の基本理念を踏まえ、食料安全保障の確保、農業の持続的な発展に向け、農業の構造転換や農畜産物の安定供給を図るため、老朽化した共同利用施設や食肉処理施設等の再編集約・合理化にかかる支援策を強化すること。

農業者の減少や高齢化が進行している中で、限られた担い手により農地を維持し、効率的かつ安定的な農業経営を行う経営体が農業生産の大宗を占める力強い農業構造を実現するためには、共同利用施設を活用した営農体制の確立が重要となっている。

本県においては、整備から30年を経過した水稻や園芸の共同利用施設が380件以上あるなど多くの施設が老朽化しており、地域農業の維持・発展のみならず、食料安全保障の確保のためにも、その再編集約・合理化が急務となっている。

また、畜産物の安定供給を支える重要な基盤である食肉処理施設は、本県においても施設の再編・集約や流通合理化が急務となっており、現在、県が主導で施設の再編議論を進めている。

これらの状況を踏まえ、現在、国が進めている5年間の農業構造転換集中対策期間において、着実に再編が行われるよう、次のとおり要望する。

- 1 水稲や園芸等の共同利用施設の再編集約・合理化への支援
共同利用施設の再編集約・合理化は、事業規模が大きくなることから、事業主体の負担軽減に向け、補助上限の引き上げや国による補助割合を拡大するとともに、集中対策期間を通じて予算を十分に確保すること。
- 2 食肉処理施設の再編・集約化への支援の拡充
畜産振興や食肉の安定的な供給に向け、食肉処理施設の再編・集約化に向けた議論を加速化させるため施設整備計画の策定や関係者等との調整に対する支援を充実させるとともに、施設整備に対する上限事業費の更なる引き上げや国による補助割合の拡大など、補助制度を拡充し、十分な予算を確保すること。
- 3 地方財政措置の更なる拡充
県や市町村においては、地方財政措置の拡充がなされたものの、再編集約・合理化を進める必要のある共同利用施設等が多数あり、財政負担が大きいことから、国による実質的な支援を拡大すること。

(農林水産省大臣官房)

(農林水産省農産局)

(農林水産省畜産局)

(総務省自治財政局)

ほ場整備の加速化に向けた支援の充実について

本県は、全国以上に農業者の高齢化や減少が進行し、生産基盤の脆弱化が危惧されている。そのため、担い手への農地の集積・集約を通じた規模拡大や生産コストの低減等による効率的な営農の展開、需要に応じた多様な農作物の生産を可能とする、ほ場整備の加速化に向けた農業農村整備事業予算の確保や必要な支援措置を講じること。

我が国の農業は、農業者の高齢化や減少が進行し、今後 20 年後には、担い手となる農業者が大幅に減少することが見込まれている。そのような中、耕作放棄地の抑制、農業生産の維持・増大を通じた国民への食料の安定供給を図るためには、少ない経営体で農業生産を支える体制の確立が喫緊の課題となっている。

特に、本県では基幹的農業従事者のうち 70 歳以上の割合が 6 割を超えるなど、全国と比べても高齢化が更に進んでいる状況である。

そのため、本県においては担い手への農地集積・集約化を進めているが、いまだに多くの農地が未整備の状態であり、そのような農地については、受け手がおらず耕作放棄されるおそれがあるため、近年、ほ場整備の機運が高まり、要望が増加している。

一方で、ほ場整備により農地の大区画化等を行った地域では、担い手への農地の集積・集約を通じた規模拡大や効率的な営農の展開、園芸作物の導入による農家所得の向上が図られ、持続可能な農業農村の実現に寄与している。

そのような状況の中、本県では、ほ場整備の加速化に対応するため、国の重点配分を受け、ほ場整備事業予算を増額すると

ともに、農家負担のみならず県の負担も抑えられる農地中間管理機構関連農地整備事業の活用を推進している。

一方で、ほ場整備事業の更なる加速化を図っていくためには、農業農村整備事業予算の確保と本県への支援の充実が必要となる。

こうした課題に対応するため、以下のとおり要望する。

- 1 増加するほ場整備の要望に対応し、耕作放棄の発生を防止するとともに、多様な農作物の導入等による農家の所得向上を図るため、国の農業農村整備事業関係予算を増額し、地方財政措置の手厚いほ場整備予算を重点配分すること。
- 2 農業構造転換集中対策期間において、地方が集中的にほ場整備を実施できるよう、農業構造転換集中対策予算を当初予算で重点的に確保すること。
- 3 本県のほ場整備を加速化させるため、ほ場整備実施中の地区において農地中間管理機構関連農地整備事業の適用が円滑に出来るよう支援を行うこと。

(農林水産省農村振興局)

(総務省自治財政局)

農地中間管理事業等の推進について

地域計画策定後の実効性確保に向け、農地中間管理機構を活用した農地の集積・集約化に必要な予算を当初配分で確実に措置するとともに、機構と市町村等が一体となって進める事務の負担軽減をはじめ、業務を継続して適切かつ円滑に行うための措置等を早期に講じること。

地域計画策定後の実効性確保に向けては、農地中間管理事業及び農地中間管理機構の特例事業を活用し、担い手への農地の集積・集約化を強力に推進している中において、事務量が增大しているものの、令和5年度以降は要望額に対して当初配分では満額措置されず、事業実施に支障が生じている状況である。

また、農地の集積・集約化を進めていく中で、今後も機構及び市町村等の事務量の増加が避けられないことから、安定した制度運用に向け、事務の簡素化等、抜本的な業務負担の軽減が求められる。

加えて、機構事業の信頼性確保の観点から、機構の賃料の支払いが滞ることなく、安定的に運用できる仕組みが必要である。

1 農地中間管理事業等に必要な予算の当初配分での措置

地域計画策定後の実効性確保に向けて、農地中間管理事業及び特例事業について、増大する事務を着実に行う必要があることから、適切な人員配置等を行うために必要な予算を当初配分で確実に措置すること。

2 機構及び市町村等の事務負担の軽減

持続的かつ機構と市町村等が一体となって運用する制度の実現に向け、農業委員会サポートシステムと促進計画の作成や公告情報の更新等が一元化されたシステムの構築を早期に実現することなどにより、機構及び市町村等の事務負担の軽減を図ること。

3 機構が安定的に制度運用できる仕組みの構築

機構が、農地の受け手からの賃料の回収が困難となった場合においても、農地の出し手への賃料の支払いが滞ることなく安定的に制度運用できる仕組みを構築すること。

(農林水産省大臣官房)

(農林水産省経営局)

中山間地域農業・農村の維持・発展に向けた 支援の強化について

- 中山間地域等直接支払制度は、食料・農業・農村基本法に基づき、農業生産活動の継続や農村の振興に貢献できる制度となるよう根本的に見直すとともに、地方の事務・財政負担が増加しないよう配慮すること。
- 過疎化・高齢化が進行する中山間地域においても、営農の継続や集落機能の維持を図るため、農業をベースに多様な人材が多様な働き方により地域の課題に対応した主体的な取組が一層拡大するよう、引き続き十分な支援措置を講じること。

中山間地域の農業は、農地の保全を通じて、国土保全や水源かん養などの多面的機能の維持・増進のほか、地域社会の維持にも大きな役割を果たしている。

一方で、中山間地域では、過疎化・高齢化が進み、集落機能が低下しており、このままでは、農地の維持が困難となり、荒廃農地の増加にとどまらず、集落の維持にも影響を与えかねない状況となっている。

中山間地域等直接支払制度は、平成12年度の創設以来、中山間地域対策として、農地の維持をはじめ農業の有する多面的機能の維持・増進のほか、集落機能の維持にも重要な役割を果たしてきたものの、高齢化や担い手不足に歯止めをかけられず、交付単価の見直しも行われてこなかった結果、担い手への農地の集積・集約により労働生産性を向上させてきた平場との生産費格差が拡大している。

加えて、制度の運営を担う市町村の事務負担が大きく、体制

づくりや営農の省力化・効率化等、地域農業の維持・発展に向けた働きかけが十分に行えない状況にある。

また、中山間地域の農業・農村の維持・発展に向けては、農業を生産性向上など産業振興の視点で捉えるだけでなく、農業をベースとした多様な人材の多様な働き方で地域を維持していく観点から、活動の主体となる組織づくりや、長期的な視点に立った地域活動への支援が必要となっている。

1 中山間地域等直接支払制度の見直し

- 食料・農業・農村基本法に基づき、中山間地域の生産条件の不利性が適正に是正され、かつ、農村の振興が図られるよう、中山間地域等直接支払制度は、公開の場において取組状況等を検証、評価するとともに、市町村や地域の意向を十分に確認した上で根本的な見直しを行い、併せて、県および市町村に新たな財政負担を生じさせないよう配慮すること。
- 加えて、市町村が中山間地域の農業・農村の維持・発展に向けた支援に注力し、各地域が主体的に取組を進められるよう、市町村の事務負担軽減に必要な予算及び対策を講じること。

2 営農の継続および集落機能の維持に必要な予算の確保

営農の継続や集落機能の維持に向けて、主体的な取組を実践する地域が増加する中で、その取組が停滞することなく着実に実践できるよう、農山漁村振興交付金をはじめ必要な支援策の予算を確保すること。

(農林水産省大臣官房)
(農林水産省農村振興局)

鳥獣被害防止対策の取組について

- 野生鳥獣の住宅地への出没が相次ぎ、市街地やその周辺に人身被害が発生するなど、野生鳥獣の生息域拡大に伴う人命への危険が差し迫った状況が全国各地で発生している。地域住民の生命・財産を守る観点から、十分な財源措置等を講じるとともに、全国的な森林の状況や野生鳥獣の生態等の研究及びこれらに応じた効果的な被害防止対策に向けた技術的・財政的な支援を措置すること。
- 特にクマ対策においては、国が策定したクマ被害対策ロードマップにおいて、クマ被害対策パッケージに示された各施策の実施までのスケジュールが示されたが、これらの達成に必要な予算を措置するとともに、事業の実効性が継続的に確保されるよう、地方自治体に対し、技術的・財政的支援を行うこと。
- また、各地域における鳥獣被害防止対策を円滑に実施するため、指定管理鳥獣対策事業交付金の支援メニューの充実や鳥獣被害防止総合対策交付金の必要額の確保を図り、地方財政の負担軽減を図ること。
- 加えて、国の主導により人身被害を未然に防ぐための新たな技術等の開発や、有害鳥獣捕獲に係る技術・知見を有する人材の確保・育成に取り組むこと。

近年、全国的にクマによる人身被害が増加し、本県においても、令和7年度の出没件数は過去最多の3,526件、人身被害は16件17名で、生活・産業への影響も深刻化している。こうした事態を受け、政府は令和7年11月に「クマ被害対策パッケー

ジ」を策定し、その実効性を一層高めるため、令和8年3月に「クマ被害対策ロードマップ」を公表するなど、クマ対策は転換期を迎えている。

また、イノシシやニホンジカの分布が北上し、かつては分布空白域であった本県においても、生息密度が高まっている。こうした生息域の拡大を受け、特にイノシシによる農作物被害が増加しており、鳥獣被害防止総合対策交付金については、これまでの予算措置では十分な対策を実施できない状況となっている。

さらに、指定管理鳥獣であるイノシシ、ニホンジカ、クマの捕獲に活用できる指定管理鳥獣対策事業交付金については、地方自治体の負担が大きく、事業の実効性を継続的に確保することが困難な状況となっている。

加えて、有害鳥獣捕獲の担い手の高齢化や、近年増加しているイノシシなどに対する効果的な防除技術のノウハウは、地域ではまだ不足している状況にあるとともに、捕獲従事者の活動にかかる負担が大きくなっている。

1 クマによる人身被害対策の実効性確保

- 政府が策定したクマ被害対策ロードマップにおいて、クマ被害対策パッケージに示された各施策の実施までのスケジュールが示されたが、これらの達成に必要な予算を措置するとともに、事業の実効性を確保するため、地方自治体の負担を少なくする技術的・財政的支援を行うこと。
- クマの適正な保護・管理を進めるため、国が令和8年度から実施する個体数調査・推定を継続して行うとともに、県境をまたぐ広域管理を国が主体となって推進すること。
- クマの捕殺に関して、捕獲従事者等に過剰な批判が寄せられることがあることから、国においても、人の生活圏に出没した際の捕獲の必要性、クマの生態や現場の状況・背景について情報の発信を強化し、広く社会の理解を求めていくこと。

2 鳥獣被害防止対策の円滑な実施

- 人の生活圏への出没を防止するため、移動経路となっている河川敷等の環境整備を国が管理主体として取り組むとともに、通学路や学校周辺に出没するクマやイノシシへの対策など、各自治体のニーズに即した安全確保策に対する財政的な支援を行うこと。
- 指定管理鳥獣対策事業交付金について、十分な予算を確保するとともに、交付割合の更なる引上げを行うなど、地方自治体の負担を可能な限り少なくすること。
- 人身被害対策として市町村が実施する有害鳥獣捕獲については、特別交付税措置されるものの交付割合は事業費の1/2に留まり、市町村の負担が大きく、このことが捕獲者に十分な報酬が支払われない原因の一つとなっている。捕獲者を持続的に確保するためには、危険度や負担に見合った十分な報酬を支払う必要があることから、特別交付税の交付割合の引き上げなど、市町村負担がさらに軽減されるようにすること。
- 野生鳥獣による農作物等被害が増加していることから、地域の取組を円滑に進めるため、鳥獣被害防止総合対策交付金の当初要望額に不足が生じないよう十分な予算を確保すること。また、地域が捕獲体制を維持し、計画的な捕獲が実践できるよう捕獲活動にかかる支援単価を引き上げるとともに、安全確認等を行うため出動した捕獲補助者への手当を交付対象とすること。

3 技術開発、人材の確保・育成

- ICT、ドローン等を活用した被害対策や効果的な捕獲方法、クマの出没情報を速やかに地域住民にお知らせできるモニタリング手法など、国の主導によりクマによる人身被害を未然に防止するための技術開発に取り組むこと。また、全国的な森林の状況や野生鳥獣の生態、出没予測等の研究や広域的な管理に取り組むとともに、これらに応じた効果的な被害防止対策を地域で実践できるよう、技術的・財政的な支援を措置

すること。

- ガバメントハンターについて、その定義、都道府県と市町村における役割分担、任用の在り方を早急に明確にするとともに、中山間地域をはじめ人口減少が進行する地域において、ガバメントハンターを含む有害鳥獣対策の担い手を安定的かつ継続的に確保できるよう、必要な施策や予算を措置すること。
- 全国的な知見やノウハウを活用し、効果的な罠の捕獲技術を有する有害鳥獣捕獲のスペシャリストを国の主導で育成するとともに、地域の防除活動に必要な次世代を担う人材の確保・育成に取り組むこと。

(農林水産省大臣官房)

(農林水産省農村振興局)

(環境省自然環境局)

(総務省自治財政局)

みどりの食料システム戦略の推進について

「みどりの食料システム戦略」は、生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する重要な取組であることから、その取組の拡大に向け、現在検討が行われている新たな支援制度において、生産コストの低減や作業負担の軽減に加え、収量・品質が不安定であるリスクに対しても支援するとともに、Jクレジット制度においては、方法論を追加すること。

環境と調和した農業は、一般的な栽培に比べ、生産コストと作業負担が増大するとともに、異常高温等による収量・品質への影響が大きいなどの課題があり、持続的な生産体制の構築に対する支援が必要である。

また、Jクレジットは農業分野での方法論は少なく、多くの農業者が脱炭素の取組を実践するためには方法論の追加が必要である。

1 令和9年度からの新たな交付金制度における支援

「みどりの食料システム戦略」の目標達成に向けて、創設を検討している令和9年度からの新たな交付金制度については、高い生産性と持続的な生産体制を構築するため、温室効果ガスの削減や化学肥料・化学農薬の低減を実践するための掛かり増し経費のみならず、収量・品質が不安定になるリスクを考慮した支援単価にするとともに、スマート技術などの実践による作業負担の軽減を図る取組を併せて行う場合は割り増した支援単価とするなど、温室効果ガスの削減と作業負担の軽減を図る支援制度とすること。

2 Jクレジット制度における方法論の追加

Jクレジット制度の方法論に、温室効果ガス削減効果が確認されている乾田直播栽培や堆肥散布などの農業者が実践しやすい脱炭素の取組を追加すること。

(農林水産省大臣官房)

高病原性鳥インフルエンザ発生予防及びまん延防止対策の強化について

- 高病原性鳥インフルエンザの発生予防及びまん延防止のため、ワクチンの導入に向けた検討を加速化するとともに、農場が分割管理に取り組むための支援を拡充すること。
- 防疫措置を実施する地方公共団体や、発生農場を含む関連事業者に対する支援を拡充すること。
- 災害時等に適切な飼養衛生管理が不可能となった場合、家畜伝染病の発生防止のため飼養者が自ら予防的殺処分を行えるよう、支援制度を創設すること。

高病原性鳥インフルエンザの発生が常態化し、防疫措置を実施する地方公共団体に多大な人的及び行政経費の負担が発生している。また、鶏卵の価格高騰や鶏卵等を利用する事業者の経営悪化など、消費者及び関連事業者の負担も増大していることから、本病の発生予防及びまん延防止対策の強化が必要である。

このため、次のとおり要望する。

- 1 発生予防及びまん延防止対策の強化
 - 本病の発生予防に向け、発生原因や感染経路の究明、発生予防対策の科学的な効果検証に国主導で取り組むとこと。
 - 鳥インフルエンザワクチンの導入に向けて、使用した際の効果及び課題などの評価・検証を加速化すること。
 - 殺処分や死体処理などの防疫措置を効率的に実施するための手法、技術の開発及びその活用・普及を図ること。
 - 緊急時に防疫資材が不足する事態が生じないように、国が広域的な備蓄体制を整備すること。
- 2 分割管理の導入促進に向けた取組
 - 大規模農場での発生は、地域経済や消費生活への影響が大きいことから、殺処分を最小限に抑えるためにも、農場の分割管理の

導入促進を国として引き続き積極的に取り組むとともに、補助率及び補助上限を引き上げ、十分な予算を確保すること。

3 地方公共団体等への財政支援の強化

- 本病の発生に伴い、地方公共団体が対策に要した経費について、国庫補助率の引き上げや、人件費などを含め、補助対象経費の拡充等、財政措置を充実すること。
- 家畜の所有者が家畜伝染病予防法の趣旨を踏まえ、主体的に防疫措置を講じるための財政支援を拡充すること。
- 全国的な発生の拡大が認められる場合、都道府県が実施する農場の消毒に要する経費の全額を国が負担すること。

4 発生都道府県の人的負担の軽減

特に都道府県の人的負担が大きい殺処分について、作業に従事する民間事業者が手配する人員や国家公務員の人数及び輸送手段を迅速かつ確実に確保できる体制を構築するとともに、必要となる家畜防疫員が速やかに派遣されるよう、国において確実な調整を図ること。

5 発生の影響を受けた養鶏事業者及び関連事業者等への支援強化

- 発生農場において、汚染物品を焼却又は埋却以外の方法により適切に処分した場合にも、手当金の対象とすること。
- 制限区域の設定に伴い周辺農場が損失を生じないように、制度を見直すこと。
- 本病の発生は、家きんの導入元や出荷先の農場、食鳥処理業者、家きんの卵の選別包装業者、生産資材の販売業者、食品加工・販売事業者等の関連事業者の経済活動にも大きな影響を及ぼすため、事業継続に向けて、出荷先の農場や処理場等に生じた損失に対しても国が必要な支援策を講じること。

6 災害時等における予防的殺処分への支援制度の創設

近隣県で鳥インフルエンザ等が発生するなど、リスクが高い状況下で自然災害により畜舎が損壊し、野生動物の侵入防止対策等の適切な飼養衛生管理が不可能となった場合に、家畜伝染病の発生防止のため飼養者が自ら予防的に殺処分を行えるよう、その取組や再導入を可能とする支援制度を創設すること。

(農林水産省大臣官房)
(農林水産省消費・安全局)
(農林水産省畜産局)

錦鯉の魅力発信と輸出振興の強化について

日本発祥の観賞魚であり、日本を象徴する伝統美として欧米やアジアを中心に世界中の人々から愛されている錦鯉の魅力を国内外に発信するとともに、日本産錦鯉の優位性の確保のための優良系統の保護や魚病の防疫体制の強化により、品質の高い日本産錦鯉の輸出振興に向けた施策の強化を図ること。

新潟県発祥の錦鯉は、泳ぐ宝石とも称され、これまでに約60の国・地域に輸出されており、県では「新潟県産農林水産物輸出拡大実行プラン（令和4年3月策定）」における重点品目として、国内外での錦鯉の認知度向上や輸出促進を図っている。

また、国においても、「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」における、輸出重点品目と位置づけ、輸出拡大に向けた支援を強化することとしている。

一方、世界的なブームにより生産国が増加し、錦鯉が日本発祥であるとの認識が損なわれることが危惧されているほか、日本産錦鯉の優良系統の保護や相手国から求められる魚病の防疫体制の強化が、生産現場の喫緊の課題となっている。

加えて、日本を代表する輸出品目として、今後更なる輸出拡大を図るためには、新たな販路開拓が必要となるが、検疫の条件が日本と輸出先国との間で整えられていない国もあり、輸出の障壁となっている。

このため、国内の錦鯉生産者が、自国文化の象徴である「国魚・錦鯉」を生産することに誇りを持ち、かつ病気のない安全安心なブランドを維持しながら、更なる輸出拡大が図れるよう、以下の施策を講じること。

1 諸外国への情報発信と経済・文化交流の強化

日本が錦鯉発祥の地であり、多様で高品質な錦鯉の世界的生産地であることを明確にするため、在外日本国大使館や国際的な会議等を活用し、諸外国への情報発信や経済・文化交流を強化すること。

2 輸出振興への支援拡充

「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」に基づき、錦鯉の輸出拡大に向け、業界団体及び輸出振興を図る都道府県への支援を拡充すること。併せて、輸出相手国との検疫条件等の協議を進め、日本からの輸入受入を求めていくこと。

3 日本産錦鯉の優位性確保

海外における日本産錦鯉の優位性を確保するため、錦鯉に関するJAS規格について、更なる拡充と、海外における浸透・定着を推進するとともに、知的財産保護の観点を含めて、優良系統の保護を図ること。

4 防疫体制の強化

特定疾病（KHV病等）等の防疫体制の強化のため、研究体制を強化するとともに、産地において、疾病を出さない体制の整備に向けた財政支援を継続すること。

(内閣府地方創生推進事務局)

(内閣府知的財産戦略推進事務局)

(外務省大臣官房)

(文化庁)

(農林水産省水産庁)

(農林水産省消費・安全局)

(農林水産省輸出・国際局)

(経済産業省商務情報政策局)

新潟県農林公社分収林事業に対する支援措置 について

国策として推進されてきた公社分収林事業について、必要な支援措置を講じること。

昭和30年代に国策として講じられた大規模な拡大造林政策において、林業公社は未開発地域の拡大造林を推進する機関と位置付けられ、所有者による造林が困難な地域の造林を推進してきた。

その後、木材価格の大幅な下落に対し、国により、公社の経営安定化に向けた支援が講じられてきたものの、木材価格の低迷や人件費の高騰等により、公社の分収林事業は依然として極めて厳しい経営状況にある。

経営の安定化及び主伐収入による債務の償還は喫緊の課題であることから、今後とも公社が持続的に分収林事業を運営していくため、以下の施策を講じること。

1 債務超過の解消に対する支援

主伐によって債務超過が発生した場合、分収林制度を設計した国においても、その解消に必要な経費を支援すること。

2 低金利資金への借換え制度の創設

利息負担軽減のため、政策関係者である公庫からの既往借入金をさらに低金利の資金へ借換えできる制度を創設すること。

3 地方財政措置及び利用間伐事業への支援の拡充

公社に対し財政支援している地方公共団体への特別交付税の算定に係る措置率の引き上げ等、地方財政措置の拡充を図ること。また、長伐期化に伴い、近年事業量が増加している利用間伐事業に対する更なる支援の拡充を行うこと。

(農林水産省林野庁)

(総務省自治財政局)

漁獲可能量（T A C）による資源管理体制の 改善について

令和7管理年度の漁獲可能量（T A C）による資源管理で生じた採捕停止の影響を踏まえ、漁業者が安心して取り組むことができる資源管理体制を構築すること。

令和7管理年度の小型するめいか釣り漁業におけるT A C管理は、他県での漁獲が積み上がった結果、T A Cを超過し、国から採捕停止命令が発出される事態となった。

これにより、本県漁業者は漁期を残したまま操業の停止を余儀なくされ、前年と比較して水揚金額が大幅に減少したため、関係する漁業者及び漁業協同組合の経営に大きな影響を与えただけでなく、先に漁獲した他県の漁業者との間で著しく公平性を欠く結果となった。

このことから、T A Cの対象魚種の拡大に伴い、小型するめいか釣り漁業者に限らず、関係する多くの漁業者及び漁業協同組合が現行のT A C管理を不安視している。

このため、資源管理を推進するには、漁業者が安心して操業を継続できるよう、漁業者及び漁業協同組合の経営に支障をきたさない公平なT A C管理を構築し、関係者の理解を十分に得る必要がある。

また、資源管理の推進には漁業者のみならず、遊漁者への対策も必要であるが、現状ではくろまぐろ以外のT A C対象魚種の管理体制が整っていないことから、漁業者と遊漁者の間に不公平感が生じない資源管理体制の整備が必要である。

- 1 漁業経営等を考慮したTAC設定と公平な管理体制の構築
TAC管理に当たっては、漁業者及び漁業協同組合の経営に大きな影響を与えるTAC設定を行わないようにするとともに、安定した操業が継続できるよう、突発的な来遊や地域の漁業特性に十分考慮した、公平性が確保された体制を構築すること。

- 2 漁業関係者から理解を得たうえでのTAC管理の推進
TAC管理の推進に当たっては、漁業関係者に対し、検討するために不可欠な情報を速やかに提供し、漁業関係者と協議を行う期間を十分に確保するとともに、TAC管理について理解を得たうえで進めること。

- 3 遊漁者に対する資源管理体制の整備
遊漁者によるTAC対象魚種の採捕について、くろまぐろ以外の魚種についても、TAC管理への影響が懸念される魚種については漁業者同様の管理を行うよう、国が主導して資源管理体制を整備すること。

(農林水産省水産庁)

物価高騰などの影響を受けた農林漁業者の 経営継続と需要拡大に向けた支援について

物価高騰などの影響により、農林漁業者をはじめ幅広い業種の事業者が厳しい状況に立たされ、予断を許さない状況となっている。このような世界的な不測の事態の中においても、農林漁業者等が経営を継続できるよう、取組への支援を継続・拡充すること。

世界的な原油価格や海外運賃の上昇などに伴う肥飼料等の価格の高止まりなど生産コストの負担が大きくなる中、産地においては、新たな販路開拓や複数品目の生産など様々な取組が進められている他、国においても食料システム法に基づくコスト指標の作成が進められているが、現時点では、農林水産物価格に生産コスト高騰分の転嫁が十分にできていない上、生産資材価格の先行きが見通せず、今後の展開が不透明な状況が続いている。

一方で、円安傾向が続く中、国産農林水産物等の価格競争力が向上している現状は、輸出拡大に取り組む好機となっている。

このため、農林漁業者等が経営を継続するための取組や、海外市場における新たな需要喚起・消費拡大につながる取組について、引き続き、支援が必要である。

1 経営を継続するための支援

- 原油や資材等の高騰などの影響により経営に重大な支障が生じている農林漁業者等が事業活動を継続できるよう、燃料などの物価高騰等対策や、制度資金における実質無利子化・保証料減免、償還期間の延長、融資限度額の拡大等

の措置を継続するなど、セーフティネット対策に万全を期すこと。

○ 肥料については、化学肥料原料の多くを海外に頼り、価格は原料の国際価格や運送費の影響を大きく受ける構造となっていることから、肥料価格の安定化や肥料原料の安定的な調達、価格高騰に対する支援の充実・強化を図るとともに、化学肥料の使用を低減するため、鶏糞など未利用の国内資源を活用した有機質肥料の開発や、ペレット化した堆肥の利用などに取り組む農家の負担軽減につながる支援措置を講ずること。

○ 「配合飼料価格安定制度」の安定的運用を図るための予算を十分に確保するとともに、配合飼料価格が高止まりする中においても生産者の実質負担額が抑制されるよう、制度とは別に、生産者へ国が補填金を交付する仕組みを構築すること。

2 更なる販路拡大につながる取組の支援

円安を好機とした農林水産物・食品の輸出拡大に向け、輸出先国・地域における支援体制の強化や規制撤廃等の働きかけを一層推進すること。

(内閣府政策統括官(経済財政運営担当))

(農林水産省大臣官房)

(農林水産省輸出・国際局)

(農林水産省農産局)

(農林水産省畜産局)

(農林水産省経営局)

(農林水産省林野庁)

(農林水産省水産庁)

農山漁村の活性化及び防災・減災対策の強化 等に必要な予算確保と制度拡充について

食料の安定供給を担い、多面的機能を発揮する農山漁村地域の維持発展を図るため、農業農村整備事業等の安定的な予算確保や地方財政に配慮した制度拡充を行うこと。

本県が引き続き食料供給基地としての役割を果たすとともに、農山漁村地域が豊かな自然環境や県土の保全といった多面的機能を発揮し、地域活性化や人口流出防止等を図るためには、農山漁村地域の維持発展に資する農業農村整備事業等の実施が必要である。

本県の担い手が将来展望を持って経営できる農業の展開を実現するためには、生産性の向上や園芸・高収益作物導入を可能とする農地整備が急務となっており、その推進は食料自給率向上にも資するものである。

また、本県の基幹的な農業水利施設や治山施設、漁港・海岸保全施設等は、地域の生産活動を支えるだけでなく、住宅地の浸水被害防止や土砂流出の抑制、波浪・高潮被害の防止の役割も果たし、県民の安全・安心な暮らしの確保に大きく寄与している。

しかしながら、これらの施設では老朽化が進行しており、計画的に維持補修等を行う長寿命化対策が必要となっているとともに、激甚化・頻発化する災害に備えるため、低平地の湛水対策をはじめ、国土強靱化、防災・減災対策の強化も求められている。

これらの事業を着実に実施していくためには、国において、

予算を安定的に確保するとともに、厳しい地方財政の現状に配慮し、地方負担軽減に資する国庫補助事業や地方財政措置等の制度拡充・創設を行う必要がある。

以上を踏まえ、以下のとおり要望する。

- 1 農業農村整備事業や治山事業、水産基盤整備事業、海岸事業が着実に実施できるよう、国土強靱化実施中期計画の推進に必要な予算・財源を確保し、当初予算で計上すること。

加えて、T P P等関連補正予算を引き続き措置すること。

- 2 地域の担い手が将来展望をもって経営できる農業展開の実現を図るとともに、厳しい地方財政状況の下でも必要な事業が進められるよう農業農村整備事業等に係る地方公共団体及び農業者等の負担を軽減するため、以下のとおり要望する。

- ・ほ場整備事業における園芸等の高収益作物の導入・拡大に関する支援制度の充実
- ・ほ場整備における暗渠排水工事の適債工種化など地方財政措置の対象範囲拡大
- ・基幹的農業水利施設のうち約6割が標準耐用年数を超える中、老朽化対策に必要な予算確保と地方財政措置の拡充
- ・土地改良区が安定的な運営を行うため、農業水利施設の維持管理に係る費用への支援制度の拡充並びにエネルギー価格高騰の影響を受けにくい農業水利施設及び農業水利システムへ転換するための支援制度の拡充

- 3 豪雪地帯の本県は工事期間が限られているため、農山漁村地域整備交付金制度においても、補正予算の措置や国庫債務負担行為（ゼロ国債）の活用など早期着手できる制度の構築を行うこと。

- 4 漁業関係者から要望の多い漁港機能増進事業について、必要な予算を確保すること。

(農林水産省大臣官房)
(農林水産省農村振興局)
(農林水産省林野庁)
(農林水産省水産庁)
(総務省自治財政局)

**VIII 住み続けることができる活力ある
地域づくり**

条件不利地域における行政サービスの提供に 必要な財政措置の充実について

人口減少や高齢化等が進展する中で、過疎地域や離島などの条件不利地域において必要な行政サービスが着実に提供できるよう、当該市町村に対する財政措置の充実を図ること。

本県市町村は、人口減少等による税収の伸び悩みや社会保障関係経費の増加、大雪を含めた度重なる災害、広い県土における生活インフラなどの整備・維持等により、厳しい財政運営が続いている。

特に本県は、過疎地域や離島等の条件不利地域を多く抱えており、こうした地域においては行政の果たす役割が相対的に大きく、当該市町村に対する財政措置の充実が不可欠である。

- 1 市町村において、災害への備えや公共施設の老朽化対策、地域医療の確保など必要な行政サービスが着実に提供できるよう、地方一般財源総額を確保するとともに、地方交付税の算定においては、地域社会再生事業費を継続・拡充するなど条件不利地域へ配慮し、地域の実情を十分に踏まえること。
- 2 特に過疎地域や、一部過疎となっている合併市町の周辺部などにおいては、人口減少など他の地域と比較して厳しい社会経済情勢が続いており、インフラ整備や観光などの産業振興に関する取組にあたり、過疎対策事業債は重要な財源となっている。

過疎地域の課題を解決し必要な施策が展開できるよう、過疎対策事業債の必要額を確保すること。

(総務省自治財政局)

離島地域に対する支援の拡充等について

- 有人国境離島法について、離島航路の維持に向けた支援の拡充など、地域社会の維持に関する施策の実施に必要な財政上の措置を講ずること。
- 離島活性化交付金及び特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の海上輸送費支援事業について、生活物資や建築資材なども支援対象とするほか、対象品目数の拡充や、航路運賃の燃油サーチャージへの補助など、支援の拡充を行うこと。

1 有人国境離島法における財政上の措置

有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（以下、有人国境離島法）について、令和9年度以降も延長し、新たに本県の粟島を特定有人国境離島地域に指定する形で進めていただいていることに感謝申し上げます。

本県の佐渡島、粟島の地域社会が維持され、我が国の領海、排他的経済水域等の保全という重要な役割を継続して果たせるよう、次のとおり要望する。

- 有人国境離島法について、離島航路の維持に向けた支援の拡充など、地域社会の維持に関する施策の実施に必要な財政上の措置を講ずること。

2 交付金による支援の拡充

離島地域は、生活物資の移入や製品の移出入に係るコスト等が本土に比べて高く、暮らしやすさや産業における他地域との競争において、不利な状況にある。離島活性化交付金や特定有人国境離島地域社会維持推進交付金において、海上輸送費に対する支援が行われているが、本県の佐渡島は本州最大の島であ

り、多様な産業が発展しているにも関わらず、支援対象品目数が限定されていることから、佐渡島内の貨物取扱額全体の8割程度が交付金対象となっておらず、支援を受けることのできない事業者も多い。加えて、昨今の原油価格の高止まりによる原料や資材価格の上昇、離島航路における貨物運賃の値上げ等、住民や事業者の負担が増大しており、離島の生活、経済や産業に与える影響が懸念される。

また、離島航路における島民運賃は、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金により低廉化が図られているが、燃油サーチャージは支援の対象外となっており、原油価格の高止まりによるサーチャージの増額により、住民負担が大きくなっている。以上を踏まえ、次のとおり要望する。

- 離島活性化交付金及び特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の海上輸送費支援事業について、生活物資や建築資材なども支援対象とするほか、対象品目数を拡充すること。
- 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金の航路運賃低廉化事業において、燃油サーチャージについても支援の対象とすること。

(内閣府総合海洋政策推進事務局)
(国土交通省海事局)
(国土交通省国土政策局)
(財務省主計局)

民家・民地の除排雪体制整備への更なる支援強化等について

- 豪雪地帯安全確保緊急対策交付金等の支援については、地方自治体の意見を聞きながら、不断の見直しを行い、事業期間の制約をなくすことや、既存事業も対象とするなどの改善を図るとともに、十分な予算額を安定的に確保・拡充すること。
- 雪下ろし事業者の確保対策を豪雪地帯安全確保緊急対策交付金の支援対象に加えるなど、深刻な担い手不足への対策を強化すること。
- 克雪技術の開発について、国が民間企業の参入を促進するなど、率先して研究・開発・普及を推進するとともに、補助率を引き上げるなど地域の取組を促進させること。

本県をはじめとした全国の豪雪地帯では、令和7年度に豪雪による災害救助法適用自治体数が過去最多となるなど、集中的な豪雪が頻発していることに加え、人口減少・高齢化の進行に伴い除排雪の担い手不足が深刻化する中で、高齢者を中心として雪下ろしなど除排雪作業中の死傷事故が多数発生するなど、住民の安全・安心が大きく低下する事態が生じている。

国においても、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金により、除排雪に伴う死傷事故防止に向けた地域の取組に対して支援いただいているところであるが、除排雪支援を要する要援護世帯の増加、地域の共助体制のせい弱体化、空き家の増加、雪下ろしを担う事業者の不足など、豪雪地帯における民家・民地の除排雪を取り巻く状況は一層深刻化している。

こうした課題を解決していくためには、豪雪地帯対策特別措置法に基づき、国と自治体とが連携して対策強化に取り組む必要がある。

- 豪雪地帯の住民が安全に安心して暮らすことのできる社会の実現を図るため、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金等の支援については、地方自治体の意見を聞きながら、不断の見直しを行い、事業期間の制約をなくすことや、既存事業も対象とするなどの改善を図るとともに、十分な予算額を安定的に確保・拡充すること。

- 雪下ろし事業者の確保対策を豪雪地帯安全確保緊急対策交付金の支援対象に加えるなど、深刻な担い手不足への対策を強化すること。

- 深刻な担い手不足や死傷事故発生の抜本的解決に向けて、除排雪の安全設備・装備や、自動化・省力化等につながる克雪技術の開発について、国が民間企業の参入を促進するなど、率先して研究・開発・普及を推進するとともに、補助率を引き上げるなど地域の取組を促進させること。

(国土交通省総合政策局)

(国土交通省国土政策局)

(財務省主計局)

道路除雪費に係る国庫支出金の総額確保と 冬期道路交通の確保に向けた取組の推進等 について

- 道路除雪費に係る国庫支出金総額を確保するとともに、除雪関連作業に対する地方負担の軽減を図ること。
- 高速道路及びそれに並行する国道において、地域の実情を踏まえた冬期道路交通の確保に向け、通行止めを発生させない事前対策の更なる充実と、早期規制解除に向けた集中除排雪体制の強化を推進すること。
- 持続可能な除雪体制の構築に向け、ICT等を活用した新技術を地方自治体が早期に導入できるよう、技術開発をより一層推進するとともに、新技術の普及拡大に向けた取組の更なる充実と財政支援を図ること。

本県は、全域が豪雪地帯に、また県土の約70%が特別豪雪地帯に指定されており、県、市町村では、ともに冬期間の安全・安心な住民生活の確保及び経済活動の維持のため、雪対策に全力で取り組んでいる。

しかしながら、近年頻発化する記録的な集中降雪により、通常の除雪に加え、道路幅員の確保や雪壁の崩落防止を目的とする排雪作業が必要となることや、労務費や資機材費用等の高騰の影響に伴い、除排雪費が増加傾向にある。

このような状況において、冬期道路交通を確保する除排雪作業を地方が躊躇なく実施するためには、十分かつ安定的な国の予算が必要である。

加えて、高速道路及びそれに並行する国道における大雪時の交通確保や、持続可能な除雪体制の構築に向けた取組につい

て、引き続き関係者が連携を強化して進める必要がある。

以上のような豪雪地帯の地方自治体の現状を踏まえ、以下のとおり要望する。

1 道路除雪費に係る国庫支出金の総額確保と地方負担の軽減

- 道路除雪費について、十分な配分が継続されるよう、雪寒法に規定される補助率2／3を充足する国庫支出金総額を確保すること。
- 市町村における道路除雪費の交付金においては、必要額を確保するとともに、豪雪となった場合にはこれまでと同様、臨時的な財政支援を図ること。
- 除排雪作業時に支障となり、また除雪作業等により損傷しやすい防護柵等、道路施設の撤去・設置等の作業は、除雪に関連して必要となる作業であることから、これら除雪関連作業に対する地方負担の軽減を図ること。
- 雪寒地帯等の道路除雪等に関する特別な財政需要に配慮した特別交付税の配分を行うこと。

2 冬期道路交通の確保に向けた取組の推進

高速道路及びそれに並行する国道では、強い降雪に伴い事故等の発生のおそれがある場合等に同時通行止めを実施しているが、このような通行止めは県民生活と経済活動に与える影響が大きい。

このことから、地域の実情を踏まえた冬期道路交通の確保に向け、除雪機械の増強やスタック発生箇所における融雪施設の設置等による除雪体制の強化など、通行止めを発生させない事前対策の更なる充実を図るとともに、やむを得ず通行止めを実施した場合は、早期の規制解除に向けた集中除排雪体制の強化などについて、関係機関と連携して取組を進めること。

3 持続可能な除雪体制の構築

除雪オペレータの担い手不足の状況下でも持続可能な除雪体制の構築を可能とするため、ICT等を活用した新技術を地方自治

体が早期に導入できるよう、除雪作業の効率化・省人化に向けた自動化や安全性向上の技術や、新たな融雪施設の開発をより一層推進するとともに、新技術の普及拡大に向けた取組の更なる充実と財政支援を図ること。

(国土交通省大臣官房)

(国土交通省道路局)

(総務省自治財政局)

(財務省主計局)

屋根雪下ろしに必要な命綱固定アンカーの 設置促進について

要援護世帯における命綱固定アンカーの普及を促進するため、財政支援を講じること。

また、屋根の雪下ろしに伴う転落事故防止のため、安全装置の重要性について積極的な啓発を行うこと。

全国の豪雪地帯では、毎年複数回の雪下ろしが必要になる地域も多く、屋根雪下ろしに起因する転落事故が多発している。

本県では、安全な屋根雪対策として、雪下ろし時に命綱を固定するためのアンカー設置の普及に取り組んでいるが、危険性の認識不足や費用負担などから、いまだ対策を講じていない住宅も多く、令和7年度の大雪では、特に高齢者で多数の死傷者が発生している。

雪下ろしに伴う転落事故ゼロに向け、命綱固定アンカーの設置を強力に促進するためには、安全措置の重要性などの積極的な啓発とともに、住宅所有者の費用負担を軽減することが必要であり、本県では、令和7年度の大雪を踏まえ、要援護世帯を対象とした緊急的な財政支援を年度内に実施することとしている。

以上を踏まえ、次のとおり要望する。

- 命綱固定アンカー設置を強力に促進するための財政支援
県と市町村が連携して行う命綱固定アンカーの設置に関する補助について、要援護世帯における普及を促進するため、国による補助や地方財政措置などの財政支援を講じること。
- 住宅所有者への積極的な啓発

命綱固定アンカーの普及を一層促進するため、雪下ろしの危険性や安全措置の重要性について積極的な啓発を行なうこと。

(国土交通省住宅局)
(総務省自治財政局)

デジタル・トランスフォーメーション (DX)の実現に向けて

医師不足等の地域課題解決や地域経済の活性化につながるDX（デジタル・トランスフォーメーション）の実現に向けて、5G等のデジタル技術の利活用と併せ、情報通信基盤の維持管理支援やデジタル人材の確保・育成等を実施するために必要な支援策等を講じること。

人口減少やそれに起因する少子高齢化や活力・競争力の低下といった課題に直面する本県においては、より一層、デジタル技術・データを最大限活用し、暮らし・産業・行政の変革につなげていくことが重要な課題となっている。

本県及び県内市町村では、行政手続のオンライン化やAIの活用などの行政のデジタル化、標準準拠システムへの移行など、県民の利便性の向上及び業務効率化を進めている。一方、全国的にもデジタル人材が不足する中、多くの市町村において人材確保が困難であるなど、DXを推進する体制が十分整備できていない状況にある。

このため、今年度、市町村支援専任職員を増員するとともに、新たに外部の専門人材を確保した上で、市町村に派遣し伴走支援する取組を開始したところであるが、人材プール機能などの県と市町村が連携したDX推進体制の構築に当たっては、外部人材も含めたデジタル人材の確保・育成が喫緊の課題となっている。

また、産業におけるデジタル・トランスフォーメーションを促進し、より付加価値の高い産業構造への転換を図っていく必

要がある。

これらを踏まえ、次の事項について要望する。

- 1 「デジタルインフラ整備計画2030」に基づき、先端技術の活用によりDXを進展させるため、光ファイバ、5G、携帯電話等の情報通信基盤について、中山間地域や離島等の不採算地域を含めた日本全国において公平かつ安定して利用ができるよう、ユニバーサルサービス化の早期実現を図ること。

また、中山間地域や離島等の条件不利地域においては、医師不足等の地域課題解決や地域経済の活性化を図る必要があることから、ユニバーサルサービス化が実現し、設備の民間移行が進展するまでの間、通信基盤となる光ファイバ等の更新及び維持管理等に係る国庫補助事業の拡充、自治体負担分への十分な財政措置を行うこと。

- 2 ローカル5Gは、企業が自らの建物や敷地内で柔軟にネットワークを構築する仕組みであり、新潟県内でも、センサーによる自動運転支援、除雪機の遠隔制御、VRゴーグル等を用いた遠隔協調作業など、いくつかの実証が進められてきたところである。

こうした新技術について、地方の中小企業等による社会実装がより一層進むよう、これまでの実証結果を踏まえ、ローカル5Gを活用した新たなビジネス創出及び今後の普及促進に向けた取組を進めること。

- 3 地方公共団体が「特定移行支援システム」の移行を円滑かつ確実に実現できるよう、ベンダーに対する働きかけなど団体ごとの進捗状況に応じたきめ細やかなフォローアップに努めること。

また、新たな費用負担が発生した場合の確実な財政支援をすること。

4 標準化対象事務に関する情報システムの運用経費等については、地方交付税措置や地方公共団体情報システム運用最適化支援事業費補助金が創設されたものの、なお地方公共団体の負担軽減には十分なものとなっていないことから、地方公共団体に新たな財政負担を生じさせないよう、普通交付税の不交付団体も含め、国の責任において確実に財政措置を講じること。

5 地方自治体での専門的な知識・経験を有する外部人材の確保を支援するため、国の官民人事交流制度と同様の制度を創設すること。

(総務省総合通信基盤局)

(総務省情報流通行政局)

(総務省自治行政局)

(デジタル庁デジタル社会共通機能グループ)

持続可能な地域公共交通について

地域の足を守るため、人口減少や運転手不足等により、厳しい経営を強いられている地域公共交通の持続性を確保し、地域の実情に応じて交通資源を柔軟にフル活用でき、また、持続可能な移動手段として、自動運転を導入できるよう、手厚い支援を行うこと。

バス・タクシー等の地域公共交通は、県民生活及び経済活動はもとより、観光振興の面からも重要な役割を担っているが、過疎化や少子高齢化の進む中山間地域及び離島を抱える本県においては、人口減少や運転手不足等により、輸送量及び運賃収入が減少しているほか、路線バスの廃止・減便が進むなど、厳しい経営を強いられている。

そのため、地域に必要な移動手段の確保にあたっては、従来の路線バスを中心とした交通ネットワークではなく、地域の実情に応じて限られた交通資源を最大限活用する取組のウェイトが高まっており、こうした地域公共交通を将来にわたって持続可能なものにしていくことが必要である。

このため、以下を要望する。

1 地域公共交通の運行費等への支援の拡充・充実

地域公共交通の維持・確保に向けた十分な公的支援が講じられるよう、地方交付税や「地域公共交通確保維持改善事業」の拡充など、必要な財源の確保・拡充を行うこと。

特に、路線バスからコミュニティバスやデマンド交通等へ転換後の運行費支援を拡充すること。

また、県土の広い本県では、県内高速バス路線も、通勤・通学・通院等の生活路線として利用されていることから、路線の維持に向け、運行費や利用促進等に必要な支援を行うこと。

2 交通資源のフル活用等による持続可能な移動手段の確保・充実

本県では、宿泊施設の送迎バスやスクールバス等の地域が持つ様々な交通資源の組み合わせやMaaS等のIT技術の活用などの取組を進めており、「地域公共交通のリ・デザイン（再構築）」の実現に向けて、こうした地域の実態に即した取組への更なる支援を行うこと。

特に、交通空白の解消に向けて、地域の交通資源等を最大限活用したデマンド交通や自動運転などの多様な移動手段の確保策に対する補助制度の創設などにより継続的に支援すること。

さらに、人口減少が進む中山間地域等において、持続可能な移動手段として、自動運転を導入できるよう、降雪や積雪などの雪国特有の走行条件等に左右されることなく、通年運行が可能な自動運転技術の開発を促進すること。

3 運輸事業者の人材確保のための支援の充実

運輸事業者が十分な運転手を確保するためには、令和7年度に施行された改正流通業務総合効率化法や改正貨物自動車運送事業法に基づき、長時間の荷待ち等の改善やデジタル技術の活用などの物流業務の効率化・合理化、運賃の適正収受等を着実に進める必要があることから、これらの働き方改革に対する支援措置の充実を図るとともに、荷主への指導等により実効性を確保すること。

また、自動運転を含む安全技術の高度化は、大型車両運転等の要件緩和を経て、若年者の雇用促進のほか、バス・タクシーの運転手不足への対応にもつながることから、新技術の早期開発・導入とともに運行費の支援を行うこと。

(国土交通省総合政策局)
(国土交通省物流・自動車局)
(国土交通省道路局)
(国土交通省観光庁)
(総務省自治財政局)
(厚生労働省職業安定局)

並行在来線を含むローカル鉄道等の維持・確保等について

地域の暮らしや経済活動を守るため、並行在来線を含むローカル鉄道等の路線の維持・確保や、利便性向上等について、必要な措置を講じること。

並行在来線を含むローカル鉄道等については、人口減少や自動車へのシフト等により、経営環境が悪化していることから、地域住民の生活や観光等の経済活動を支える路線の維持・確保や利便性向上等に向けた対策を講じる必要がある。

このため、以下を要望する。

1 被災したローカル鉄道の復旧に対する支援等について

近年、豪雨等の自然災害が激甚化・頻発化し、全国各地のローカル鉄道が被災しており、本県においても、JR米坂線が令和4年8月の大雨で被災し、未だに復旧に向けた着工が行われていない。

被災した路線の復旧にあたっては、現行の民間鉄道復旧補助制度では、地方負担が前提とされ、財政的な負担が大きいことから、国庫補助金の充実や大規模災害時の地方負担に対する災害復旧事業債の活用など財政支援の拡充を行うこと。

また、鉄道路線を維持するため、やむを得ず事業構造の変更を行い、地方自治体に路線の維持など新たな負担が生じる場合は、将来にわたって安定的に維持確保できるよう、路線の維持や運営費用に対する財政支援を行うこと。

加えて、鉄道の維持管理コストを縮減し、持続可能で安定した運行を確保していくため、鉄道の軽量化や自動運転等の新たな技術の活用や、維持管理費の低減に資する新技術につ

いて開発を進めること。

2 ローカル鉄道の鉄道ネットワークとしての存続・機能強化等について

地域の基幹的な公共交通を支えるローカル鉄道のあり方については、大量輸送機関の観点のみで議論するのではなく、国において、国鉄改革の経緯を踏まえた上で、国土の骨格となるような広域鉄道ネットワークの範囲とその考え方、ローカル線の維持に関する内部補助の考え方について示すこと。

その上で、JRにより鉄道ネットワークが維持されるよう、JRと国において、費用負担を含め、実効性のある適切な措置を講じること。

また、JRが鉄道を維持しない場合、他の交通モードに対するJRの関りについての明確なルールがないことから、これまでJRが担ってきた地域交通ネットワークの維持・確保に対する責務を踏まえ、その負担を地方に安易に転嫁することがないように、国においてJRの責務のあり方を示すとともに、JRを指導すること。

3 第三セクター鉄道会社等に対する支援予算の確保

えちごトキめき鉄道や北越急行の第三セクター鉄道会社については、地域の暮らしと経済を守る重要なインフラであることから、車両検査や車両修繕も含め、「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」や「インバウンド対応型軌道車両整備事業」を通じて、十分かつ確実な予算の確保を図ること。

また、固定資産税負担の更なる軽減措置とともに、赤字補填・運営費助成など、従来のスキームを超えた強力な対策を講じること。

さらに、持続可能な路線の維持・確保のため、電気、通信等における「ユニバーサルサービス」の鉄道事業への応用など、利用者全体で鉄道ネットワークを支える仕組みを創設すること。

4 貨物鉄道が走行する並行在来線への支援の拡充等

えちごトキめき鉄道をはじめ、全国の貨物鉄道が走行する並行在来線の線路使用料において、貨物列車の運行のために必要な設備修繕の負担割合の算定方法を電化設備（電化柱等）についても変電所と同様に見直すこと。また、大規模設備更新を行う場合は、並行在来線を運営する鉄道会社に、貨物のための投資で資金繰りに過剰な負担が生じないように初期投資に対する貸付金制度を創設すること。

大規模設備更新のうち、特に変電所等の電化設備の更新は、並行在来線を運営する鉄道会社の旅客運行のためではなく、全国の貨物鉄道ネットワークの維持に寄与するものであることから、変電所更新等に対する支援（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業）の見直しを図ること。

また、並行在来線の持続可能な運営のため、JRからの経営分離に伴い引き受けた過大となっている設備のスリム化に要する経費について、支援制度を創設すること。

(国土交通省鉄道局)
(総務省自治財政局)

離島航路の活力維持について

人口減少を背景とした利用者の伸び悩みや昨今の燃料費や人件費等の高騰により、厳しい経営環境にある中、船舶老朽化に伴う影響が懸念される離島航路の維持・確保を図るため、必要な支援策を講じること。

- 離島航路の維持・確保及び船舶更新に対する支援の拡充
- 離島航路を安定的に維持するための強力な財政支援

本県には、佐渡島及び粟島の離島航路があり、いずれも島民の足として、また、観光振興の面からも重要な役割を担っているが、人口減少の影響もあり、利用者はピーク時の半分以下に落ち込んでいる。さらに、昨今の燃料費や人件費等の高騰により、航路維持に向けて様々な経営改善を行っているものの、厳しい経営状況が続いている。また、船舶の老朽化が進行する一方で船価が高騰しており、安定した航路の維持に向けては、航路事業者の船舶更新への負担の軽減を一層図ることが必要である。

社会資本として必要不可欠な国道などと同様、離島航路も重要な交通手段であり、安定運航のためには、日々の経営や船舶更新に対する支援の拡充が必要である。

このため、以下を要望する。

1 離島航路の維持・確保に対する支援の拡充

「地域公共交通確保維持改善事業」における支援に当たっては、標準的な収支を前提とした画一的な算定だけでなく、運航事業者の厳しい経営状況を踏まえ、航路収支の実態に基づいた的確な助成措置を講じるとともに、持続可能な航路維持に向け十分な予算を確保すること。

また、地方自治体が行う離島航路維持のための取組に対しては、必要な財政需要を的確に算定し、安定的な財政運営に必要な特別交付税を確実に配分すること。

2 船舶更新への支援の拡充

現行の離島航路構造改革補助による船舶更新に対する補助率の引き上げとともに、安定的な運航の継続性が損なわれると見込まれる場合は黒字航路も支援の対象とすること。

また、離島航路を就航する船舶について、J R T Tとの船舶共有建造制度を活用する場合、適用利率を引き下げること。

加えて、地方自治体が船舶建造等を補助する場合の財政支援制度を拡充すること。

(国土交通省総合政策局)

(国土交通省海事局)

(総務省自治財政局)

(内閣府総合海洋政策推進事務局)

佐渡航空路の開設及び維持について

佐渡航空路の開設及び維持を図るため、必要な支援策を講じること

- 離陸時における滑走路運用の柔軟化
- 首都圏空港発着枠の柔軟な活用及び継続
- 佐渡－新潟航空路運航費補助に係る採択要件の緩和

全国最大の離島である佐渡島と本土との航空路は、島民の安定した生活の確保や地域振興の観点から重要な路線である。

また、「佐渡島（さど）の金山」の世界遺産登録により、訪日外国人旅行者を始めとした佐渡来訪者の更なる増加が期待されることから、佐渡航空路は、観光振興の面からも重要な役割を担っている。

令和8年以降、地域航空会社トキエアが、佐渡－新潟航空路及び、佐渡－首都圏航空路を計画していることから、佐渡航空路の開設及び維持を図るため、以下を要望する。

1 滑走路運用の柔軟化

国境離島等の地形上の制約から滑走路を延伸することができない空港において、新たな路線就航と就航後の安定運航を実現するために、外国空港で採用している滑走路外側から離陸滑走を開始する方式の国内規程を速やかに導入すること。

また、国内規程の導入までの間は、滑走路外側から離陸する実証飛行などにより安全性が確認された場合には、既存施設を最大限に有効活用した離発着を認めること。

2 首都圏空港発着枠の柔軟な活用及び継続

国境離島である佐渡島の活性化や利便性向上のため、首都圏空港の発着枠について、柔軟かつ積極的な活用を行うこと。

特に、乗り継ぎの利便性向上が期待できる羽田空港について、新規参入の実現に向け柔軟かつ積極的な活用を図り、地方空港と羽田空港を結ぶ路線への参入を促進すること。

3 佐渡－新潟航空路運航費補助に係る採択要件の緩和

国では、地域公共交通を確保・維持・改善するため、経常損失が見込まれる離島航空路線に対して補助金を交付している。

この制度の趣旨に鑑み、補助金の対象路線の要件となっている「海上輸送等の代替交通機関による所要時間が2時間以上」という条件の撤廃等、採択要件の緩和を行うこと。

(国土交通省航空局)

**Ⅸ 将来の夢や希望を育みかなえる教育
の推進**

教職員定数の拡充等について

学校現場における課題が複雑化・困難化する中、学習指導の改善や生徒指導等の充実に向け、計画的・安定的な教職員配置を図れるよう、次の事項を要望する。

- 児童生徒支援加配を改善・充実すること。
- 小学校教科担任制推進加配を改善・充実すること。
- 高等学校教職員定数を改善すること。
- 東日本大震災による受入れ児童生徒の心のケア等のための加配教員を継続配置すること。
- 養護教諭の配置を拡充すること。

1 児童生徒支援加配の改善・充実

いじめ・不登校、日本語指導が必要な児童生徒の増加等、多様化・複雑化する諸課題に対応するために、限られた加配定数を有効に活用して、地域や学校の実情に合わせた教員配置を行っているが、十分に対応できていない。

これらの課題解決のため、すべての学校において、児童生徒の状況やニーズに応じたきめ細やかな支援のための生徒指導加配、日本語指導加配等の児童生徒支援加配について、他の加配定数の振替によることなく改善・充実すること。

2 小学校教科担任制推進加配の改善・充実

専門性の高い教科指導を行い、教育の質の向上を図るとともに、教員の持ち時数軽減など、学校の働き方改革を進めるには、県内全小学校に対する専科指導教員の計画的な配置が不可欠である。

しかし、現状は限られた学校への配置に留まっていること

から、小規模校をはじめとして、県内全小学校で教科担任制を導入するため、授業の持ち時数等の教職員の加配に係る要件の緩和と小学校教科担任制推進加配の改善・充実を要望する。

3 高等学校教職員定数の改善

高等学校においては、探究的な学びに重点を置いた教育活動など、指導のあり方の変化に適切に対応するとともに、改正給特法等の趣旨を踏まえ、教職員を取り巻く環境の整備を図っていくために、高等学校の1学級の生徒数について40人を標準としている高校標準法を改正し、35人以下学級を実現することを要望する。

また、高等学校においては多様化・複雑化する諸課題に対応するため、限られた定数で教員配置を行っているところであるが、教頭については、高校標準法では算定されていない離島・中山間地域等の小規模校や夜間部を併置する定時制高校においても、学校運営や危機管理上、不可欠であることから、県独自で配置している。さらに、教諭についても、小規模校や閉校する学校における学びの保障及び充実のため、県独自で配置している。

学校教育法上、教頭は必置とされ、また、今後、高等学校の小規模化が進行することから、小規模校等に教頭を配置するとともに、小規模校等において生徒の充実した多様な学びを確保するため、高等学校教職員定数の改善を要望する。

4 東日本大震災に係る教育復興支援のための加配教員の継続配置

東日本大震災による避難児童生徒へのきめ細かな支援のため、加配教員の配置について十分な配慮をいただいていることに感謝している。

本県では、東日本大震災による被災地域の児童生徒約78人を受入れ、十分な対応に努めているが、避難生活が長期化する中で、心のケアや教育相談が必要な子どもたちが依然として多くいることから、令和9年度も引き続き、教育復興支援のための加配教員を配置することを要望する。

5 養護教諭の配置拡充

子どもたちが抱える心身の健康課題が多様化かつ複雑化する中、諸課題に適切に対応できるように養護教諭を各校に1名配置するとともに、大規模校において個に応じたきめ細かな支援・指導を行うために養護教諭の複数配置基準の更なる引き下げを要望する。

(文部科学省初等中等教育局)

教職員の働き方改革の推進に向けた取組について

教職員の働き方改革の推進に向け、教職員定数を改善するとともに、外部人材の活用に対する地方財政措置の拡充を図ること。

本県で実施している教員の長時間勤務実態調査の結果では、時間外在校等時間が月 45 時間を超える教職員の割合は、小中学校で約 3 割となっており、減少傾向にはあるものの、依然として長時間勤務は深刻な状況となっている。

小中学校で勤務する 20 代の教員の多くは学級担任を任されているが、経験不足もあり、保護者やいじめ不登校への対応・授業準備等に、他の年代に比べてより多くの時間がかかるため、長時間労働の割合は高い。また、精神疾患を理由とした病気休暇取得者数は他の年代が横ばいで推移しているのに対し、20 代は令和元年度からの 5 年間で約 2.2 倍に増加しており、若手教員の支援体制を拡充することが必要である。

本県では、教職員の負担を軽減し児童生徒と向き合える時間を確保するために、業務改善を中心とした多忙化解消に向けた取組を進めているが、十分な時間の確保には至っていない。

教職員の働き方改革の推進に向け、次の事項について要望する。

- 若手教員支援や複数担任制等、若手教員への支援体制を実現するため、加配の拡充をはじめとした、教職員定数のさらなる改善を進めること。

- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめ、スクール・サポート・スタッフ、部活動指導員、副校長・教頭マネジメント支援員、スクールロイヤーなど、外部人材活用に対する地方財政措置の拡充を図ること。

(文部科学省初等中等教育局)

通常の学級に在籍する特別な教育的支援が必要な児童生徒への対応の充実について

通常の学級に在籍する特別な教育的支援が必要な児童生徒への対応が喫緊の教育課題となっている現状から、通常の学級等においても、複数教員による指導体制を整えることができるよう加配教員を拡充すること。

また、特別支援教育支援員の配置に係る地方財政措置を拡充すること。

本県では、通常の学級に在籍する特別な教育的支援が必要な児童生徒数が増加傾向にあり、通級指導へのニーズが年々高まっている。

通級指導教室を利用する児童生徒が週の大半を過ごしている通常の学級においては、対象児童生徒等への日常的なきめ細かな支援が必須である。

県内市町村では、特別支援教育支援員の配置を進めているが、財政負担が大きくなっている。

これらの課題解決のため、次の事項を要望する。

- 通常の学級等においても、複数教員による指導体制を整えることができるよう加配教員を拡充すること。
- 特別支援教育支援員の配置に係る地方財政措置について、市町村における配置の実態を踏まえた更なる拡充を行うこと。

(文部科学省初等中等教育局)

ICTを活用した学習環境整備及び校務の情報化に係る財政支援について

G I G Aスクール構想により整備されたネットワークの増強、各種ICT機器の整備・保守と必要なソフトウェア等に係る経費、ICT運用支援の体制整備に係る経費、及び統合型校務支援システムの運用・保守・更新に係る経費について十分な財政措置を講じること。

第4期教育振興基本計画に示されたG I G Aスクール構想の更なる推進のためには、同構想により整備された大容量高速通信ネットワークの増強や各種ICT機器の整備・保守とともに、ICT運用支援を行うための安定的な体制整備が必要である。また、ICTをあらゆる学習場面で効果的に活用するためには、さまざまなソフトウェア等が必要となり、家計への負担が生じている。

校務におけるICT活用については、教職員の働きやすさと教育活動の一層の高度化に向け次世代の校務DXの方向性が示され、環境の整備が進められている。本県においても、県内すべての市町村が共同で利用できる統合型校務支援システムの構築を順次進めているため、システムの運用・保守・更新に係る経費が発生する。

このため、次の事項を要望する。

- G I G Aスクール構想により整備された通信ネットワークの増強や各種ICT機器の整備・保守に必要な経費に係る財政措置を継続すること。

なお、高等学校段階の学習者用タブレット端末の整備に係

る費用は、保護者負担軽減のための補助も含め、自治体の整備方法に応じた柔軟な財政支援メニューを構築するとともに、全生徒数分を対象に財政措置を講じること。

- 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実や学びの保障の観点から、学校現場においては、1人1台端末に標準実装されている学習用ツールのほか、様々な学習者支援ツールやAIを活用したアプリ等のデジタル教材など多様なツールが活用されている。そのため、ICTを活用した学習に必要な以下のソフトウェア等の導入に伴う保護者負担軽減のための財政措置を講じること。

なお、義務教育段階においては、デジタル教科書の無償化のための財政措置を講じること。

【ソフトウェア等】

- ・ デジタル教科書及び教材
- ・ 学習支援ソフトウェア
- ・ 学習用クラウドサービス運用費

- ICT運用支援を行うためのヘルプデスクは、教員の負担を軽減するために安定的な体制整備が必要であることから、その運営経費に係る財政措置を継続すること。
- 統合型校務支援システムは、情報資産の保持、活用を含めた長期の運用を前提としており、その運用・保守・更新に係る経費への十分な財政措置を講じること。

(文部科学省初等中等教育局)

学校施設の老朽化対策及び教育環境整備等に係る財政支援の拡充について

学校施設の老朽化対策、耐震対策、教育環境整備、脱炭素化及び防災機能強化に係る事業について、計画的に実施できるよう十分な予算枠を確保するとともに、財政支援を拡充すること。

学校施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす場所であるとともに、災害時には地域住民の緊急避難場所となるなど、重要な役割を担っており、その安全性の確保や機能向上は極めて重要である。

昭和40年代から50年代にかけての児童生徒急増期に整備された建物が更新の時期を迎えつつある中、財政状況は厳しさを増しており、老朽化した学校施設の安全面や機能面の改善を計画的に進めることは喫緊の課題である。

また、非構造部材の耐震対策や教育環境整備、脱炭素化に向けた取組も着実に進める必要がある。

更に、一昨年発生した能登半島地震では、被害が大きかった施設の災害復旧において設計が必要となったことや、厳冬期の災害のため、空調など避難所における環境整備の必要性が一層高まった。

こうした施設整備の課題に着実に対応するため、次の事項について要望する。

- 老朽化対策や耐震対策、教育環境整備等について、事業採択年度の早期から計画的かつ円滑に事業を実施し、夏季休業等の長期休業期間を有効に活用するため、年度当初において

全ての採択が行われるよう、十分な予算枠の確保を図ること。

また、災害復旧事業について、原形復旧に当たり、実施設計を委託して、復旧工事が必要な範囲を特定する必要があることから、設計に要する経費も国庫負担の対象とすること。

- 中学卒業者のほとんどが進学する高等学校は、築 30 年以上経過の校舎の割合が 9 割を超えている。老朽化対策や環境改善のための改修（空調整備、バリアフリー対策等）、非構造部材の耐震化を促進するため、高等学校も補助対象とするなど、維持管理費を含め、財政支援を拡充すること。
- 脱炭素化の取組を促進するとともに、省エネ化による学校の維持管理費の節減を早期に図るため、脱炭素化に向けた補助金の対象を小中学校や特別支援学校、高等学校の産業教育施設だけでなく、普通科等も含めた全ての高等学校施設にまで広げること。また、工事による整備だけでなくリースによる整備も補助対象とすること。
- 学校施設は、災害時に地域住民の避難所としての役割を担っており、被災された方が不自由なく過ごせるよう、非常用電源や空調など、避難所として必要な防災機能の整備を早急に進める必要があることから、防災機能強化事業の補助率の引き上げや高等学校に対する補助の拡充を行うこと。

(文部科学省大臣官房)

高等学校等就学支援金制度等の充実について

- 家庭の経済状況に関わらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、全ての授業料を無償化とするとともに、都道府県負担について、安定財源の確保を行うこと。また、事務の執行に当たり、発生する事務費等は奨学のための給付金制度に関する費用を含め、国が全額措置するとともに、申請や審査に伴う保護者や地方自治体の負担軽減となるオンライン申請の導入を行うこと。
- 物価上昇等を踏まえ、奨学のための給付金の給付額の引上げなど、修学支援制度の更なる拡充を図ること。
- 東日本大震災の被災者に対する授業料等減免事業のための交付金について、今後も事業を継続するとともに、所要額を確実に措置すること。

高等学校等就学支援金制度は、家庭の教育負担の軽減を図るための制度にも関わらず、修業年限や取得単位数において制限が設けられている。また、令和8年度からは4分の1の都道府県負担が生じることとなった。

奨学のための給付金は、対象者が低中所得層へ拡大することとなり、申請数が大幅に増える見込みであるが、審査等に要する事務費について、国庫補助の対象外となっている。また、物価高騰等の影響が必ずしも反映されておらず、令和8年度の制度見直しでは、給付上限額は据え置かれた。低所得世帯にとっての教育費負担は依然として大きく、私立高校の入学金・施設整備費の存在やICT端末整備の購入費などは大きな負担となっており、本県を含め一部自治体では独自支援を実施している。

被災児童生徒就学支援等事業交付金は、二重生活等により生活費負担の大きい東日本大震災の被災者に対する支援として継

続する必要がある。本県には、被災地から児童生徒等が今なお避難しており、当該交付金に加え、入学考査料を本県独自に支援しているところ。

こうしたことから、次の事項について要望する。

- 高等学校等就学支援金制度では、対象外となっている修業年限超過部分や単位超過部分などについても、全て授業料無償化の対象とすること。
- 高等学校等就学支援金制度に係る安定財源については、令和9年度予算編成・税制改革に向けて、国が責任を持って財源を確保すること。
- 奨学のための給付金は、低中所得層への拡充に伴い審査業務が増加することから、事務費については就学支援金制度と同様に国の責任で確実に財政措置を行うこと。また、高等学校等就学支援金についても、必要な事務費を確実に措置すること。
- 奨学のための給付金は、教育の地域間格差が生じないよう、国において給付額の引上げなど、修学支援制度の更なる拡充を図ること。
- 保護者の申請手続きや審査業務の負担軽減のため、高等学校等就学支援金と奨学のための給付金の一体的な申請・審査が可能なオンライン申請の導入を行うこと。
- 長期避難者は二重生活等により生活負担が大きく、学校納付金等の納付が困難な状況にあることから、引き続き必要な支援を確実にを行うため、今後も被災児童生徒就学支援等事業交付金を継続し、所要額を確保すること。

(文部科学省初等中等教育局)

部活動の地域展開に係る取組について

平日も含めた部活動の地域展開を見据え、子供たちが将来にわたって継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会の確保・充実に向けて、改革実行期間においても市町村の進捗状況等に応じた財政支援の拡充を図るとともに、民間企業や大学等と連携した取組に必要な情報提供を行うこと。

併せて、平日の地域展開の取組方針等について、丁寧な議論を尽くすこと。

国においては、令和7年の法令改正により地方公共団体への財政支援が明記されるとともに、令和8年度からの6年間で「改革実行期間」と位置付け、部活動の地域展開の全国的な推進を図っているところである。

本県においては、これまで国の実証事業等を活用し、市町村と連携しながら取組を進めてきた結果、令和8年度中には全市町村において休日の地域展開が完了する見込みとなっている。

一方で、今後、地域クラブ活動を質的に充実させるためには、持続可能な収支構造の構築に向けた新たな財源の確保や産官学の連携による効果的な運営体制の構築が課題である他、平日の地域展開については、指導人材や移動手段の課題に加え、適切な家庭学習時間や休養時間の確保など、生徒の健全育成の観点を踏まえた制度設計が求められているところである。

以上を踏まえ、次のとおり要望する。

- 平日も含めた地域展開を進めるために必要な財政措置の他、経済的に困窮する世帯の生徒に対する支援や活動場所への移動が困難な地域に対する財政措置については、地域展開の進捗状況等に応じて拡充すること。

- 民間企業等による地方公共団体等への財政支援や、副業促進等の社内制度の整備による指導人材確保の取組について、国において経済団体等へ積極的な働きかけを行うとともに、大学等の人材や知見を生かした取組事例の収集を進め、その結果を地方公共団体等に提供するなど、産官学連携の推進に必要な情報を発信すること。

- 平日の地域展開に係る取組方針や、中学校だけに限らない、生涯にわたるスポーツ・文化芸術活動の望ましい在り方について、丁寧な議論を尽くすこと。

(文部科学省スポーツ庁)
(文部科学省文化庁)

不登校やいじめ対策に向けた生徒指導体制の整備について

増加し続ける不登校やいじめの対応には、教職員と専門性の高い外部人材、地域とが連携して組織的に生徒指導体制を構築して対応することが必要であることから、教職員の定数改善に加え、外部人材の配置に向けて確実な財政措置を講ずること。

不登校の児童生徒数やいじめの認知件数等が増加している中で、誰一人取り残されない学びの保障を実現するためには、生徒指導担当や養護教諭等の教職員と、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー、医療関係者、福祉関係者等の専門性の高い外部人材及び児童生徒や保護者、学校運営を支える地域人材がともに連携・協働し、組織的な生徒指導体制を構築して対応していくことが求められている。

不登校やいじめ対応については、児童生徒の状況やニーズに応じた保護者面談や家庭訪問等、きめ細やかな対応が求められており、校内教育支援センターの運営等も含め、教職員や支援員・相談員を増員し、生徒指導体制の充実を図る必要がある。

また、個別の特性や家庭環境とも深く関係していることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、心理や福祉の専門家がそれぞれの専門性を生かして児童生徒、保護者に向き合うことが求められており、組織として情報を共有しながら、時間をかけて解決を目指す必要がある。

このため、次の事項を要望する。

- 計画的・安定的な教職員配置が図られるよう、教職員定数

についてさらなる改善を進めること。特に、生徒指導体制の要となる生徒指導担当加配教員や養護教諭については、定数増に向け配置基準の見直しを進めること。

- 不登校児童生徒の支援に欠くことのできない校内教育支援センターの設置や機能強化に加え、継続的な運営を可能にするため、支援員の配置等に対する確実な財政措置を講ずること。
- 相談体制や関係機関との連携強化を一層推進するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの増員に向け、国の補助率の引き上げを含む財政措置を講じること。
- 多様な外部人材（スクールロイヤー、医療関係者、大学教授等）が学校教育に関わるための人的措置に向けた財政支援を行うこと。

(文部科学省初等中等教育局)

光熱費高騰の影響を受ける公立学校への支援 について

物価高騰により光熱費等の維持管理経費が増嵩している公立学校に対し、地方交付税措置額算定の際に物価動向を反映する仕組みの構築など、必要な財政措置を行うこと。

今般の物価高騰は、光熱費等の学校の維持管理に要する経費の大幅な増加をもたらしており、老朽化が著しい校舎の修繕や必要な学校設備の更新等に影響を及ぼしている。

本県においては、広い県土に 117 校の県立学校を有し、県管理公共施設の延床面積の半数以上を県立学校が占めているなど、自治体の公共施設に占める学校の割合は大きく、光熱費の増嵩に伴う財政負担は大きくなっている。

国は、電気やガスの小売事業者に対する補助などを通じた料金値引きなどにより、公立学校を含む消費者の負担軽減に断続的に取り組んでいるところだが、事業者には料金の引き上げを検討する動きが今なお見られ、依然、予断を許さない状況が続いている。

こうした中、光熱費の増嵩が公立学校の管理運営に支障をきたさないよう、国からの支援が必要なことから次の事項について要望する。

- 全国的な課題である光熱費高騰により公立学校の学校運営に支障をきたさないよう、地方交付税措置額算定の際に物価動向を反映する仕組みの構築など、光熱費高騰に係る必要な財政支援を行うこと。

(文部科学省大臣官房)
(総務省自治財政局)

遠隔授業に必要な教職員の配置に係る財政支援及び定数制度改善について

遠隔授業において、受信側の教室への学習指導員等の配置について財政支援を行うとともに、配信センターに十分な教員を配置できるよう、定数制度を改善すること。

併せて、遠隔授業を安定的に実施するために必要な通信費等の運営経費等について、財政支援を行うこと。

本県では生徒数の減少により県立高校の小規模化が進行しているため、教育環境の改善に向け遠隔授業の取組を進めている。

令和6年4月より、受信側の教室等に学習指導員等を配置することも可能となったが、小規模校においては、教員のみならず、事務職員や実習助手の配置数も限られていることから、遠隔授業による多様な科目開設や習熟度別指導を行うことは困難である。

また、遠隔授業において、教科・科目の充実を図るとともに、質の高い教育を円滑に行うため、令和8年度から配信センターを稼働したところであるが、配信センター専任教員は高校標準法の定数外となることから、本来学校に配置すべき教員を割いて配置しなければならないという構造的な課題がある。

このため、遠隔授業における、次の事項を要望する。

- 中山間地域や離島等に立地する小規模の高等学校等において、遠隔授業を実施するための学習指導員等の人的配置に係

る財政支援を行うこと。

- 配信センターに十分な教員を配置できるよう、配信センターへの教職員定数の加配措置を行うなど、定数制度を改善すること。その際、配信センター専任教員の配置にあたっては、配信教科・科目数など、地域の実情を踏まえた定数措置を行うこと。

- 遠隔授業を安定的に実施するために必要なプロバイダ通信費や教員用有償ライセンス料、デジタル教材等の購入費等についての財政支援を行うこと。

(文部科学省初等中等教育局)

高校段階においてデジタル等成長分野を支える人材育成を推進するための継続的な財政支援について

「高等学校DX加速化推進事業」の趣旨を踏まえ、高校段階においてデジタル等成長分野を支える人材育成の推進を図るため、継続して財政支援を行うこと。

Society5.0時代の到来を踏まえ、高校段階においてデジタル等成長分野を支える人材育成の推進を図るため、ICTを活用した文理横断的な探究的な学びを強化することが求められている。本県においても、産業界からの要望も含め、デジタル等成長分野を支える人材育成が急務となっている。

本県では「高等学校DX加速化推進事業」を活用し、国から機器整備やデータサイエンス・情報分野に関する教育内容の充実等のための財政支援を受け、高校段階においてデジタル等成長分野を支える人材育成を推進しており、事業採択校においては、探究的な学びの深化や高度な専門教科指導の実現など、着実に成果が現れている。

今後、さらに取組を発展的に進め充実させていくためには、機器の整備・更新、カリキュラムの高度化、専門的知見を有する外部人材の活用などに係る安定的な財政支援が不可欠である。

については、高校段階におけるデジタル等成長分野を支える人材育成の取組を継続的かつ発展的に推進するため、次の事項を要望する。

- 高校段階においてデジタル等成長分野を支える人材育成のより一層の推進を図るため、新規事業採択校を拡大した上

で、機器の整備・更新やカリキュラム開発、並びに専門的知見を有する外部人材の活用等に対し、安定的かつ継続的な財政支援を行うこと。

(文部科学省初等中等教育局)

N-E. X. T. ハイスクール構想」の実現のため の安定的な財政支援の継続について

「N-E. X. T. ハイスクール構想」の趣旨を踏まえ、高校教育改革を確実に推進するため、安定的な財政支援を継続的に行うこと。

国は令和8年2月に「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）～2040年に向けた『N-E. X. T. ハイスクール構想』～」を策定し、グランドデザインに沿った緊要性のある取組等について、各都道府県に造成する基金等により高校教育改革を先導する拠点創出を支援することとしている。

併せて、各都道府県に対して「グランドデザイン」を踏まえた「高等学校教育改革実行計画」を策定することを求めており、その「実行計画」を着実に実現できるよう、国が安定財源を確保した上で、「高等学校教育改革交付金（仮称）」等の新たな財政支援の仕組みを構築することとしている。

本県においては、令和7年3月に県立高校等の中長期再編整備計画である「県立高校の将来構想」を策定し、令和16年度までの本県高校のあり方を示したところであり、この「将来構想」と「N-E. X. T. ハイスクール構想」の整合性を図りながら、高等学校教育改革を確実に推進していくために、次の事項を要望する。

- 令和9年度以降の新たな財政支援に向け、安定財源を確保した上で、「高等学校教育改革交付金（仮称）」等による高等学校教育改革のための財政支援の仕組みを確実に構築し、持続させること。

- 交付金の活用にあたっては、各都道府県の課題や個別の事情を踏まえ、補助対象範囲について各都道府県に裁量をもたせること。

(文部科学省初等中等教育局)

学校給食費の負担軽減に係る支援及び財源措置等について

学校給食費の負担軽減について、地域間の差が生じないように、国が責任を持って実施するとともに、地域の実情に応じた支援の実施や、安定財源の確保を行うこと。併せて、地産地消や食育を一層推進するため、栄養教諭の適切な配置を行うこと。

国は、子育て支援に取り組む自治体を後押しする観点から、令和8年度より、公立小学校での学校給食費の負担軽減を実施し、中学校についても、今後議論を進める方針を示している。

国による給食費の負担軽減策は、子育て世帯の経済的支援として重要な政策的意義を有するが、一方で、本県は広大な県土に加え、冬季の降雪という地理的制約から、大規模な給食の共同調理・配送の広域化が困難な状況にある。このため、スケールメリットを活かしにくく、給食費が高くなる傾向にあり、全ての市町村で国の基準額を上回っている。

国基準額の超過分を独自に支援する市町村では、一定の財政負担が生じており、物価高騰による財政負担の増大により、自治体の財政力の差が給食の質の差につながるおそれがある。

今後、地産地消や食育を一層推進し、栄養バランスの取れた給食を安定的に供給するためには、子ども子育てに関する国の役割やナショナルスタンダードの観点も踏まえ、国による財源措置や、地域間格差を生まない取組、栄養教諭の適切な配置等が不可欠であり、次の事項を実施するよう要望する。

- 栄養バランスの取れた給食が安定的に供給できるよう、地

産地消や食育の取組を実施している市町村等の地域の実情や、物価上昇の影響を適正に反映し、実態に即した基準額を設定すること。併せて、給食の質や栄養バランスの維持・向上についても、十分な検証と必要な支援を行うこと。

- 中学校についても、ナショナルスタンダードの観点を踏まえ、国として責任を持って検討を進め、必要な財源を確保すること。
- 本施策に係る安定財源については、令和9年度予算編成・税制改正に向けて、国が責任を持って財源を確保すること。
- 地産地消や食育を一層推進するため、栄養教諭を各校に1名配置できる配置基準とすること。併せて、栄養教諭配置促進のために必要な財政措置を講じること。

(文部科学省総合教育政策局)
(文部科学省初等中等教育局)

私立狭域通信制高校への支援の拡充と私立広域通信制高校の教育の質の確保について

- 私立狭域通信制高校が、多様化する教育ニーズに対応するため特色ある教育を実施していることを踏まえ、経常的経費に対する国の支援の更なる拡充を図ること。
- 私立狭域通信制高校に対する経常費助成費補助金について、地方の追加負担が生じないように、予算単価どおりに配分すること。
- 私立広域通信制高校について、全国に展開する通信教育連携協力施設（サテライト施設）における教育の質が担保され、所在都道府県において、当該施設に通う生徒の実態が十分に把握できるよう、国の取組を充実・強化すること。

高等学校通信制課程は、勤労青年への教育機会提供を目的として制度化されたが、近年は入学動機や学習歴が多様化する中、入学者数も大幅に増加している。

近年の私立狭域通信制高校においては、多様化する教育ニーズに対応するため、様々なスクーリング形態を設定し、全日制高校並みの通学指導、不登校を経験した生徒への支援、スポーツ・文化等の専門分野に特化した教育など、特色ある教育を展開している。

一方、不登校の前歴を持つ生徒など多様な背景を抱える生徒が多い通信制高校において、きめ細かな支援を必要とする生徒に、適切な指導を提供するためには、充実した教育体制が不可欠である。しかし、経常的経費に対する国の支援は授業目的公衆送信補償金が補助対象外とされるなど、必要な財源措置が十

分に講じられていない。

さらに、経常費助成費補助金については、令和元年度以降、予算単価が大幅に引き上げられたものの実際の配分単価が予算単価を大きく下回っており、狭域通信制高校では予算増の効果が十分に及んでいない。その結果、物価高騰への対応も不十分であり、学校法人の経営に深刻な影響を及ぼしかねない状況にある。

私立広域通信制高校の教育の質の確保については、国において認可等基準の標準例の作成、所轄庁間の情報共有プラットフォームの開設、現地指導の強化などの取組が進められている。

しかし、本校所在地の都道府県が全国各地のサテライト施設を十分に指導監督することには限界がある。また、サテライト施設のみが所在する都道府県では、在籍生徒数や居住地、教育実態等を十分に把握できず、自県に居住する生徒の教育環境や進路状況の把握が困難な上、県から教育機関に対する各種依頼、通知、照会なども難しい状況となっている。

このことは、社会減対策をはじめとする地方の都道府県の施策運営に大きな支障を生じさせている。

こうした課題に対応するため、次の事項について要望する。

1 私立狭域通信制高校の経常費助成の更なる拡充等

不登校経験者への手厚い支援等、教育内容の実態を考慮し、経常的経費に対する国の支援の更なる拡充を行うこと。

また、補助金の予算編成に当たっては、学校法人の経営に配慮するため所要額を確実に確保し、予算単価どおりに配分すること。

2 私立広域通信制高校に係る国の取組の充実・強化

私立広域通信制高校の教育の質の確保ができるよう、通信教育連携協力施設の所有形態や面積等について基準を設けるなど、国の認可等標準例を見直すとともに、広域通信制高校を所管する都道府県に対し、標準例を踏まえた認可・審査基準の新設および改正を徹底すること。

また、全国に展開するサテライト施設について、在籍生徒の詳細や教育実態等を国へ報告することを義務付け、国の責任において教育の質の確保と実態把握の取組を一層充実・強化すること。

さらに、各広域通信制高校において、サテライト施設を設置する都道府県ごとに担当窓口の設置を必須とするとともに、サテライト施設の状況を所在都道府県にも報告する仕組みを新たに創設すること。

(文部科学省高等教育局)
(文部科学省初等中等教育局)

**X 柏崎刈羽原子力発電所における安全対策
の徹底及び実効性のある原子力防災対策の
構築等**

令和8年4月16日、約14年ぶりに柏崎刈羽原子力発電所6号機が営業運転を開始しました。

しかしながら、同発電所の安全対策や万一の事故に備えた防災対策に対する県民の理解は未だ十分とは言えず、今もなお多くの県民が東京電力による運転について不安を抱えています。

そのため、今後、東京電力の信頼性の確保や、安全対策の徹底及び防災対策の実効性の向上を図るとともに、これらの取組に対する県民の理解が進むよう、令和7年12月に本県が確認した下記7項目について、国策として原子力発電を進めてきた国の責任において、確実に対応することを改めて求めます。

また、取組の進捗状況を年1回以上、文書により本県と共有することを求めます。

加えて、「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」は、令和8年4月23日付内閣府通知により、立地地域の指定範囲はUPZの市町村まで拡大されたものの、財政上の特例措置が適用される特定事業の対象は、限定されています。

一方、近年、気候変動の影響が顕在化し、豪雨災害発生時期の長期化に伴い、地震との複合災害発生リスクが高まっています。そのため、災害等の自然環境や社会情勢が変化する状況下においても地域が持続的に維持・発展するよう、国として対応することを求めます。

- 1 原子力発電の必要性と発電所の安全性について、これまで国等が行ってきた取組が県民に十分理解されていないことから、今後も分かりやすい説明を丁寧に行い、県民に伝わるよう努めること。
- 2 原子力発電所の安全性の向上に不断に取り組み、新たな知見が得られた場合には、速やかに安全性を再確認すること。
- 3 緊急時の対応について、住民が避難時の行動を理解し円滑・確実に避難できるよう、県及び市町村とともに県民への周知・理解促進に努めること。
また民間事業者と実動組織との連携を通常から図ること。
- 4 原子力関係閣僚会議で示された「避難路の整備促進」「除排雪体制の強化」「屋内退避施設の集中整備の促進」について、迅速かつ集中的に整備すること。UPZ自治体による避難路整備要望に対し、早期に方針を決定し、整備に取り組むこと。
- 5 原子力発電所への武力攻撃等対策や使用済み核燃料の処分、原子力災害発生時の風評被害対策と十分な損害賠償など多くの県民が懸念を抱いている課題に対し、国が責任をもって取り組むこと。
- 6 東京電力の信頼性の確保に向け、内閣官房副長官をトップとする「監視強化チーム」を設置することが決定されたが、実効性のある活動となるよう取り組み、その活動状況を県民に周知すること。
- 7 原子力災害対策重点区域の一部にのみ電源立地地域対策交付金が交付されている不合理な現状を是正するため、電源三法交付金の見直しの検討を早期に進めること。
- 8 現行の「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」は、原子力発電施設等周辺地域の振興を目的に、防災に配慮しつつ、

生活環境や産業基盤の整備に係る特別措置を講ずることとしている。一方、立地地域の指定範囲はUPZの市町村まで拡大されたものの、財政上の特例措置が適用される特定事業の対象は、原子力災害発生時の円滑な避難や緊急輸送の確保に必要な道路事業等に限定されている。

近年、気候変動の影響が顕在化し、豪雨災害発生時期の長期化に伴い、地震との複合災害発生リスクが高まっている。避難や緊急輸送の確実性を向上させ、住民生活の安全を確保するため、特定事業の対象を河川整備、砂防事業等に拡充するとともに、新たに必要となる財源を確保すること。

また、原子力発電施設等立地地域では農村地域の人口減少が進み、地域の維持が困難となるおそれがあることから、地域の持続的な発展が図られるよう、農業農村整備事業等の産業基盤整備をはじめ、振興計画に位置付けた事業の実施に必要な財源の確保と地方財政措置の充実・強化を図ること。

(経済産業省)

(原子力規制委員会)

(内閣府(科学技術・イノベーション推進事務局、原子力政策担当室、
原子力防災担当))

(国土交通省)

(農林水産省)

(総務省)

(財務省)